

グパンへの対応、こういう状況が参りましたから、金融機関が経営体質強化のためにいわゆる貸し渡りを行つて、年末から金融不況の様相を呈してきました。さらに、ここにタイ、香港、アジアの金融危機が重なる、こういう状況であつたと思います。特に、山一、拓銀の破綻、拓銀の破綻は、上位二十行はつぶさない、こう言つてきただけに、金融の不安心理を引き起こしてきた、こういう状況であると思います。

今私が大変懸念しておりますのは、消費者のマインド。金融不安が景気の先行きを悲観的なものとして、今、たんす預金や消費者が財布のひもを締める、こういう現象が起つております。消費の萎縮が起つりつある。たんす預金は金融機関の信用創造機能の収縮につながつてまいりますし、消費の停滞は景気をさらに悪化させる、マイナスの連鎖が懸念されるわけですが、この現状の景気の動向を、多少の経緯を踏まえて、どのように認識しておられるのか、経企庁にお伺いをいたします。

○古川説明員 お答え申し上げます。

委員御指摘のよう、昨年ぐらいから日本の景気はある程度上昇過程に入つてはいたわけですが、昨年度の消費税率引き上げ前の駆け込み需要あるいはその反動減ということがありまして、今年度当初これが予想以上ありまして、大きなマイナス成長に四一六ヶ月期はなつたわけでござります。その後、ある程度回復の動きといふのは一時的には見られたわけですが、秋口になりますとまた御指摘ありましたように、バブルの後遺症ともいふべき不良債権問題あるいは不良資産問題ということの顕在化がありまして、企業の倒産、株価の下落、金融機関の破綻といつたことを背景にいたしまして、家計の先行きに対する不透明感も大きくなりまして、このところ消費は弱含んでいるということでござります。それから住宅建設も、いわゆる駆け込み需要の反動減が下がどまりの方には向かつておると思

いますけれども、なお弱い動きが続いているといふことでございます。

こうしたことで、景気はこのところ足踏みといふ状況でありますけれども、特に株価の下落、金融機関の経営破綻、それからアジア情勢の急速な変化ということを背景にいたしまして、家計とか企業の景況感は低下している。御指摘いただきまして、やはり個人消費などの実体経済にも影響を及ぼしているというふうに認識してございま

す。

○根本委員 私は今、景気、経済は正念場だと思

うのですね。

さらに、この状況認識の中で、今回、金融システム安定化のための緊急措置を講じたわけですが、その緊急措置を講ずるに当たっての経済の認識、今一般的な状況を答弁されましたけれども、特に金融不安の状況あるいは金融危機の状況、この状況があつたから今回の金融安定化法案をつくつたわけであります。

私は、この法案をつくる前提としての金融不安、金融危機の状況、これが非常に大事なポイントだと思いますが、昨年、山一、拓銀が破綻いたしました。このポイントは、特に重大なものでした。このボーリントンは、特に重大なのは、コール市場、インターネット市場の資金の流れ、ここで資金が取りにくくなつた。山一、拓銀の破綻は、コール市場で資金が取れなくなつた資金繰り破綻をした。

この破綻後、ここが大事な点であります、金融市場では一部金融機関に対する信用供与が急激に絞り込まれる。海外ではジャパン・ブレミアム問題が再燃する。内外のインターネット市場で信用取縮の動きが出てきて、日本の金融システムに対する不安が異常なほど高まつた。ここが私は危機の状況認識だと思います。

一番の問題は、金融機関の破綻が起こることであります。金融機関の本質は決済機能であります。金融機関の破綻が他の金融機関の破綻に波及するシステムリスクが存在する

る、これが非常に怖いわけですね。インター・バンク市場で三洋証券に見られるようなデフォルトが起きた。資金の出し手が資金を絞り込んだため、拓銀は資金繰り破綻をした。こういうことが続けば危機が連鎖していく、システムリスクが現実化する。この辺が非常に重要な状況認識だと私は思います。

金融機関の破綻、これは借り手、実体経済に大きな影響を与えます。日本の場合、どういうことか、アメリカの RTC の初代総裁のウイリアム・シードマンさんに言わせると、日本企業には系列関係があるため、一つの金融機関が倒れると系列企業への波及が大きい、金融危機が経済全体に与える影響の深刻さはアメリカの一倍、三倍になるだろ、こう言つております。

例えば日本の金融機関、ビッグスリーの金融機関の例えは一つの銀行が一社五千万以上を融資している取引先企業の売上高を合計いたしますと六百兆円に及ぶ、こう言われております。国内経済のみならず世界経済にも大きな影響がある。要は、金融システムというのはそれだけ経済の根幹部分、ここに大きな危機的状況が懸念されるのではないか、こう思いますが、現在の金融不安の状況をどのように認識しておられるのが、その点をお伺いいたします。

○山口政府委員 今根本先生の御指摘を聞きながら、いろいろ複雑な仕組みで複雑な現象を起こしておりますが、大きく話を分けてみたときに、御指摘のとおり、この金融不安の問題は、分けられる面、側面があると思うのです。

一つは、マーケットのすぐみ現象、今先生が

コールでおっしゃいましたすぐみ現象、これが体でいいますと血流を機能不全に陥らせる、こういうことを御指摘いたいたと思うのです。それからもう一つは、悪循環を通じた実体経済への壊滅的な影響といいましょうか、そういったことの御指摘だと思います。

例えば、株価が下がりますと金融不安が高ま

すると倒産がふえる、そうするとまた不良債権がふえる、そうするとまた金融不安になる、それでまた株が下がる、こうぐるぐるぐるぐると回つてしまふ。それがだんだんらせん状的に悪い方向へ行つてしまつという、金融が持つてはいる、血流と申し上げましたが、血流であるがゆえに経済全体に影響がどんどん及んでいく、それが悪循環を及ぼして、金融だけの世界ではなくて実体経済にまで大きな悪い影響、場合によつては雇用の問題にまで発展するということを先生御指摘になつたと思います。まさに私もそういうふうに思います。

市場が完全であればそれはすぐ治癒されるかもしれません。マーケットも、賢明な、優秀な人たちがマーケットを担つておりますから、流れないところがあつたら、すぐそこはブレミアムがついですぐ資金が流れる、そういう状態でありますといいのですが、そういうことがないといふことを今御指摘になりました。私の方も、そういうふうな観点から、今の経済あるいは金融情勢は非常に警戒をしておかなければならぬといふうに思

います。

○根本委員 危機だ危機だと言うとなかなか難しい点があるのでですが、いろいろな影響がありますから、ただ、確かに警戒をしておかなければいけない状況にあるわけですね。

私は、局長の言つたとおりだと思いますが、そういうことになりますと、この金融不安に対応するためには、破綻した場合の対処システムをどうするか、これを明確にしなければいけませんし、金融システム全体の安定を図る、こういうスキームを明確化しなければいけない、こういう必要性が非常に出てくると思うのですね。

ですから、今回の案は、日本発の金融破綻、世界恐慌は起こさない、これは橋本總理もかたい決意で表明しておられますか、やはり我々政治家ですか、金融危機管理、この発想が必要だと思いません。今回の案は、その意味ではぎりぎりの、未然の防止策をあらかじめ用意した、これが今回の案の基本的な考え方であると思います。

次に、具体的な今回の法案の論点を幾つか挙げていきたいと思います。幾つか柱はあるわけですが、一番の大きな論点は、金融安定化策の柱としての自己資本の注入。金融機関の自己資本充実の支援を、優先株、劣後債、これを公的機関で限局的に、審査機関の判断によって行う、これが一つの大きなポイントであり、争点だと思います。

この自己資本の注入は二つのケースがあつて、破綻処理の受け皿金融機関への資本注入と、一般の金融機関への資本注入、この二つのケトスがあるわけですが、最も争点となつておるのが一般金融機関についての資本注入であります。この際の資本注入の基準、どのような金融機関を対象に、どのような場合に優先株等を購入するか、この考え方をお聞きしたいと思います。

金融不安の大きな要因の一つは、金融機関の自己資本、これが不良債権処理あるいは株価下落で目減りしていることでありまして、金融問題の本質部分は自己資本であります。自己資本が薄いと破綻のおそれも強まりますし、国内外での信用も下がる。本来は、銀行が増資によって独自で自己資本をふやすべきであります、現状では市場でなかなか調達しにくい。事態の緊急性、こういうことにかんがみて、政府が自己資本を補つてやろう、貸し済り現象も回すようにしてやろう、こういうことがあります。

自己資本の増強は、あくまでこれはシステムクリスクに対応する、金融システムを守ることが本質であります。健全な金融機関が破綻して、健全な企業や借り手が黒字倒産して破綻する、こういうシステムクリスクを回避しなければならない、これが本質であります。今回の資本注入の考え方については、要は、健全な金融機関に注入しようと

手も挙げにくいのかな。健全な金融機関に、希望するところに資本を注入して、体力に余裕を持たせて金融システム全体に安心感を与える。これは、あわせて不良債権の処理も進むし、貸し済みにも効果があるだろう。破綻するような金融機関には注入しない、資本注入の考え方はこういう考え方だと私は思いますが、この点についての御答弁をお伺いしたいと思います。

○山口政府委員 今先生の問題にされました一般金融機関に対する資本注入、システムリスクに対する部分でございますが、確かに、破綻するような、あるいは破綻が見込まれるような銀行に注入するということは個別銀行の救済そのものでございますので、そういうことはしないという前提に立っております。

そういう銀行についてシステムリスクが生じるような場合に対応するということでございますけれども、先ほど先生もちょっとおっしゃいましたが、手を挙げるに危ないと思われるんじやないか、そういう気持ちは彼らもあるかもしれない。しかし、システムリスクあるいはそれに近い状態というのは、そつは言つていられないということになるわけです。

それはなぜそういうことになるかといいますと、例えば、三月末の株価というのはわからぬんですね。今一万六千数百円ありますけれども、いや、それで仮置きしていくのかといふと、ひとつとしたらまた一万幾らに下がるのではないかといふ不安感というのは絶えずついて回るわけです。そうすると、ある一瞬で決着がつくとなりますと、やはりそこには防衛的な気持ちといいますか、余計に準備をするという気持ちは働くわけですが、余計に準備をするということをお願いできることがあります。そうすると、やはりいろいろな手立てを備えて危機管理をやっておくことがそういう不安感を除去する。いざとなつたらこういうことをお願いできることがありますと、それは銀行の行動にも大分違ひが出てくると思うのです。

貸し渋り現象をおっしゃいました。これは、かなり激しく不安感が高まりますと激しく起きてしまうわけでございます。それは経済全体に悪い影響を及ぼすという御指摘もしばしばあります。そういうことを考えたときに、やはり十分なる危機管理の対応をしておく。

しかも、キャピタルを、自己資本を充実させようとしても、整理回収銀行がずっと株を持ち替わ続けるとかずつと劣後債を持ち続けるということはありません。これは一時的なものでございまして、それはいずれ市場に返すということでございますので、そういった措置はぜひお認めいただきたいと思っております。

○根本委員 今、金融システムに安定感を与える、あるいは一瞬で決着がつく、こんなこともありますから、確かに金融システムに安心感を与える、そして優先株は、おっしゃるようにいつまでも持つてあるわけじやありませんから、事態が改善したら政府がまた戻せばいいということでありますから、私もこのスキームが、要是ここが一琴の分かれ道になるのですが、このスキームは私自身用意すべきだろ、こう思います。

ただ、これに関連して出てくるのがモラルハガードの問題であります。

今、これは個別金融機関の救済ではない、これは当然そうありますから、安易な資本投入はモラルハザードを招きますから、このモラルハザードをいかに防ぐか、この策が大事であります。当然情報公開、情報開示、これが必要ですし、とにかく経営状況は徹底的に開示して、リストラなどの改善計画、これも必須の条件。要は、この資本注入に当たっては、金融機関の経営合理化、これが大前提になります。

徹底的な経営のリストラを含めて、健全な金融機関としてやっていける金融ビジネスバンの備えをこれも公的資金投入に当たっては準備すべきであります。そして、このモラルハザードの問題、特に資本注入に当たっては、人員削減あるいは店舗の整理

モラルハザードを防ぐための考え方 これについてお伺いをいたします。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

モラルハザードということそのものは、その経営者の気持ちの問題でござりますのでなかなかその対応は難しいわけでございますけれども、基本上的に、モラルハザードを起こさないための有効な手段は、私も、先生がおっしゃいましたように、情報が開示される、あるいは事柄が明らかになつて国民の皆様の目に触れるということが一番効果があるような気がいたします。

したがつて、今回の御提案申し上げております法律におきましても、公正中立な審査委員会を設置しまして、そこで審査基準を決めていただき公表するとともに、議事録も公表しますし、それから今御指摘の、計画の提出を義務づけるのです。が、その議決に当たつては、これを基本的には公表するというふうにしておりますので、そうした場合に、国民の皆様に公表される形がある以上は、モラルハザードは生じにくい仕組みにはなつてゐるのではないかというふうに考えておりま

○根本委員 確かにモラルハザードを防ぐための仕組みは担保されているわけであります、モラルハザードが私は一番のこの運用の問題であると思いますので、国民の皆さんのがわかりやすいように、スキームは用意はされておりますが、透明に、そしてわかりやすく、しっかりとこれは取り組んでもらいたいと思います。

次に、今回の金融安定化対策を講ずるに当たつての金融機関の不良債権の状態、これをどのよつてに把握して判断しているのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

我が国金融機関の経営の実態については、内外のマーケットから、特に不良債権の実態が明らかでないという強い不信感があります。不良債権の

ディスクロージャー、これは前々から言われておりますが、これが非常に重要であります。

現状の判断で重要なのは、実際の不良債権、取り組むべき、処理すべき不良債権の額がどの程度か、つまりボリュームが大事だと思いますが、最近三つの数字が出てきておりまして、一つは去年の九月の二十八兆、最近は、SEC基準を適用すると、例えば延滞債権の期間を六ヶ月を三ヶ月ぐらいに統り込むと、さらにふえて三十四兆になると、こういう数字も出でておりますし、それから自己査定で七十七兆円という三つの数字が表に出ました。

ほかにもさまざまな数字が躍っていて、不良債権の数は八十兆から百二十兆であるとか、百兆ぐらいあるだろう、こういうことが躍っているわけですが、やはり具体的に明らかにしないと私はいたずらな混乱を招くと思います。要は、隠しているのか、定義の問題なのか、あるいは両方なのか。本来処理を要する不良債権は何かをきちんと明らかにすべきだと思います。

私が申し上げましたこの二十八兆、三十四兆、七十七兆、それぞれの数字の取り扱いと意味を少し明確にお答えいただきたいという点と、処理を要する不良債権は今まで減少してきておりますが、その処理されていく状況。

それから最後に、三十兆円の今回の枠組みを用

意したわけですが、それとの政策の当たりをつけ
る意味での関連、二の三點についてお伺いをいた

なっています。しかも、それについてばかり引き当ても進んでおる、こういうような状態これが二十八兆で、これはまた私ども発表している数字でございます。したがつて、その同じ系列を見る限りにおいては、減ってきているということは万人がお認めいただけると思ひます。

たたその数字自体が、ちょっとそのヒジグアップするものが少し漏れがあつて、もうちょっと拾い上げるべきだという議論があつて、今度三ヶ月期からSEC基準並みでひとつやつてみてくださいということを強く要請している。その額はまだどこもやっていません。今これから大急ぎで作業をするわけで、プログラムを組んだりしないといけませんから、作業をやるのでですが、それを推計した、だれかなさつた方がいらっしゃるのかもしれません。

それで、ちょっと新聞等に出ていたということです、これはどういう発想がなと私が推測するに、

東京三菱銀行という、個別名を擧げるのは語弊があるかもしれません、実はSEC基準、アメリカにも上場している銀行としては東京三菱銀行があるのですね。国内での基準と向こうでの基準が一・二倍とか一・三倍、二割とか二割増しぐらいだというふうに言われているというので、ぱっと掛け算をしたという推定値でありますから、この三十四兆とかおっしゃったのは、これは全く今の段階ではないはずの数字でございます。

それから、七十七兆と申されたものは、これはそういう客観基準でもってピックアップしたもの

それで、第一分類にしておりますのは、これはどうよりは貸付債権及び保証債権を回収可能な性でもつて四つに分類してもらつたというものであります。それで、本當は七十七というは、二から四を足したのが七十七になるのですが、人によつては三と四の十一兆という人ももちろんおります。

全く問題ない。例えば住宅ローンなどで、もういつも給料から天引きされているようなものといううのは、これは取りっぱぐれはほとんどありません

から、そういうものは第一分類ということにならぬ。第二分類が、個別にちょっと管理が必要です。よといふ、個別管理の必要な債権。それで第三分類が、やはり回収の面からいうとかなりの懸念があるなどいうもの。それから第四分類が、もうう

対取れないというものです。
そうすると、三と四を足すと十一兆ぐらいで、
二まで足すと七十七兆という。だから、考え方と
基準が全然違いまして、それで三と四の中でも、
もう引き当てているとか担保があるものは、どれ
くらいロスが出るかの判断でやっているものでござ
りますので、そこはもう除外したりほかの分類
に入れたりというものでありますから、もともと
比較すること自体がやや問題でありますけれど
も、ただ、そういういろいろなとり方があるとい
うことは思ひます。

うことは諦めざるを得ないと思つのです
それで、先生のおっしゃいました三十兆の話と
の関連からいいますと、特に今の不良債権の数字
は、主に破綻処理でどれくらい預金者の保護のた
めにお金が必要かという部分に当たる議論でありま
す。それは三十兆のうちの、国債で七兆を交付す
る部分に当たるのですけれども、先ほど申し上

げたような二十八兆ペースの数字で要處理が、担保とかそういうのが全然ないものがあと四、五兆ぐらいはあるだろうという数字の感覚。それから先ほど申し上げました三と四、つまりロスにはなりそうなのが十一兆。ただ、これももう今期で償却しますから大分減ると思いますが、そういう数字の感覚。

それが全部ロスになればそつなんですけれども、ほとんどの金融機関はそれを将来の利益で埋めていくわけです。つまり、全部倒産するわけじゃありません。こく一部の倒産にしかすぎませ
んで、七兆の御準備をいただければまあ大丈夫だらう。昨年の大型破綻があつて非常に国民の皆様に心配がござりますまい。

○根本委員 今私は、ちょっと不良債権の処理、さん
に徳意語をおかけしておりますけれども、ただ
だけの備えをさせていただければ御安心いたた
けるのじやないかとうものでございます。

不良債権と言われていろいろと数字が躍つていて、巷間いろいろな数字が出るものですから、このところはきちんと整理して、政策のターゲットをはっきりさせた方がいいというつもりで質問をさせていただきました。

ですから、一、二、三、四合わせると七十七兆ぐら
いになるわけですが、これはどうも八十から百二
十兆とか百兆とか言われる数字に相応するのだろう
う、こう思います、隠していい限り。だんだん
実際の数字に近づいてきてはいるのであろう。特
に、この要処理額はどういう額か、今局長から御
答弁いただきましたように、やはり本当に要処理
になるのがどの程度かという政策の当たりもきちんとつけた方がいいということで今不良債権の質
問をさせていただいたわけです。

もう時間がありませんので終わりますが、もう一
つ大事なのは後始末の問題。住専処理機構が今
非常にきちんとやっていたいただいておりますが、要
は後始末の問題が大事なんで、今回、住専処理機
構と同じような立入調査権も付与して、債権回収
を整理回収銀行がしっかりとやるような仕組みも整
えていただきました。大事なのは、あの住専処理機
構が随分優良な実績、ノウハウも積んでいるで
ありますようから、債権の回収、そして借り手、
貸し手の責任、経営責任と刑事責任を、住専処理
機構のノウハウも活用しながら、連携して、きっち
り厳しくやっていただきたいと思います。

最後に、今回の法案でありますが、諸外国の例
でも今回のような資本注入、これはアメリカのR

F.C. 復興金融公社 これも大恐慌の際に自己資本を増強を支援するための優先株の買い上げをやっていますし、北欧三国でも、金融危機の際に民間銀行に資本を注入したり、あるいは買収したりしております。

う認識するが、この辺の差が対応策の差になつてあらわれてきていると思います。金融危機の実態を重視して厳しく認識するか、まあ言葉は語弊がありますが、甘くとらえるのか、この差と、やはり政治の責任感、重い決意の差だらうと思ひます。

私は、政治は権力ではなくて責任だと思っておりますので、今最も求められるのは最悪の事態を想定した金融危機管理、経済の危機管理、金融システムを守るという国家の強い決意であるということを申し上げまして、法案の早急な成立を念願をいたしまして、終わります。ありがとうございました。

○浜田(靖)委員長代理 次に、河合正智君。

○河合委員 新党平和の河合正智でございます。

金融二法について大蔵大臣に御質問申し上げます。この日本がいまだかつて遭遇したことのない大きな金融危機にありまして、この二法で想定されておりますこのスキーム、これを実行していくためには、三十兆円という巨大な金額からしましても、国民の信任を得られなければそれは実現不可能なことだと思います。一九二九年のアメリカの恐慌におきまして、フーパー政権は信任されず、ルーズベルト政権によつて初めてこの金融危機が乗り越えられたという歴史的経緯から明らかでございます。

その意味におきまして、私は、このスキームに対する政権が国民が信頼されるかどうか、もつと突き詰めて言えば、大蔵大臣、大蔵省が国民からきちっと信頼されるかどうかが非常に大きなかぎを握つて、いるのではないかと思います。その意味におきまして、冒頭に、大蔵省をめぐつて、私からしましら余りにも落胆するような不祥事が引き続いて起きております。例えば一九五五年三月、二信組事件に絡み、東京税関の田谷税関長、また当時の中島主計局次長、過剰接待を受けていたことが発覚いたしまして訓告処分を受けております。同じく中島氏につ

きましては、その後辞職をされております。それから関東信越国税局調査審査部長、これも訓告処分を受けております。また、浦井官房長に厳重注意処分がなされております。薄井主税局長には、

同じく厳重注意処分がなされております。第一勅銀への検査で当時の検査官一人が国家公務員法違反で戒告処分を受けております。

こういった一連の事件に対しまして、大蔵大臣はどのようにお考へでございますか。まず最初にお伺いさせていただきます。

○三塚国務大臣 国家公務員は誠実に職務に専念をする、もつて国民のサーバントとしての責任を果たす、こういうことにあるうかと思います。

そういう観点から考えますと、数々の事例を引用されての御質問であります。まことにざんきでありますし、遺憾千万なことであつた、こう存じますと同時に、それぞれ公務員法上の処分等を行つてきただけでございますが、この事態を原点に戻す努力を必死になつてやり遂げていかなければならぬ、こういうことで、就任以来、職員各位を督励、激励、時に叱咤をいたしまして、今日

的課題に全力を尽くしてきたところであります。しかしこれは、これだけたゞ重なつて起きていることは、むしろ大蔵省の構造的な腐敗を象徴しているのではないか。官庁の中の官庁と言わせておられる大蔵省は、明治以来、日本を、国を背負つてつづけてきたという自負があると思いますが、こういう優秀な人材と精密な組織というのは外からはつぶれない。歴史の教訓が残すよう、内部から崩壊を始めている証左ではないかと思ひます。

私は、その点も踏まえまして、この点について大蔵大臣として、このまま放置すれば、若い諸君、大蔵省の職員の皆さんといふのは本当にやる気をなくすと思いますよ。例えば公務員倫理法を橋本内閣で制定するとか、そういう、国民が見て本當によくわかる対策をどのようにお考へか、大臣からお聞きしたいと思います。

○三塚国務大臣 ただいま大蔵はサーバントという言葉をお使いになりました。パブリックサーバント、私は、パブリックサーバントであれば、これ

としましたら、これはゆゆしき、大蔵省にとって思ひます。私は電撃的な衝撃が走る一つの事件ではないかと

思います。私は、この一連の事件を見まして、よく頭の中で整理がつきません。例えば、私の部屋にいろいろ説明に来てくださる大蔵省のお役人の方、まさに若く優秀で、どんな問題をお聞きしても全部逮捕された事件、頭の中で結びつかないのですね。

しかしこれは、これだけたゞ重なつて起きていることは、むしろ大蔵省の構造的な腐敗を象徴しているのではないか。官庁の中の官庁と言わせておられる大蔵省は、明治以来、日本を、国を背負つてつづけてきたという自負があると思いますが、こういう優秀な人材と精密な組織というのは外からはつぶれない。歴史の教訓が残すよう、内部から崩壊を始めている証左ではないかと思ひます。

私は、その点も踏まえまして、この点について大蔵大臣として、このまま放置すれば、若い諸君、大蔵省の職員の皆さんといふのは本当にやる気をなくすと思いますよ。例えば公務員倫理法を橋本内閣で制定するとか、そういう、国民が見て本當によくわかる対策をどのようにお考へか、大臣からお聞きしたいと思います。

○三塚国務大臣 ただいま大蔵官僚の仕事ぶりについての御紹介をいたしながら、構造的な事件ではないのか、こういう指摘であります。必ずしも全体がそうだとは思ひませんが、しかし、起きた事件の経過を見てまいりますと、そう言われても反論のできない深刻な問題として私自身受けとめなければならぬと思つておるところであります。

昨今の世論、それを代表して、国会の論議といふものはまさにそこに集中いたしておりますし、それも、多くの職員はまじりを決して職務に精励をしておりますことも委員から御紹介をいただ

いたところであります。私もそう思つておるわけ

でございますが、やはり国家公務員法の基本、憲法に定める基本、こういうものにのつとつて、絶えず緊張感の中で全力を尽くしていくというのも大事な心構えでなければなりません。

そういう点で、本件について、ただいま倫理法なども思い切つてどうだといふ御提案もいたしました。御提案はそのままちょうどいいたしておるわけでございますが、既に御承知のとおり、このほど公團の經理担当の事件が起きました直後に、大蔵省としてみずから調査を行い公表すべし、こう申し上げたところであります。

そして再発防止という、ありきたりの言葉であります。これを真剣にとらえながら取り進めることになりますと、綱紀の厳正な保持でありますし、遺憾千万なことであつた、こう存じますと同時に、それぞれ公務員法上の処分等を行つてきただけでございますが、この事態を原点に戻す努力を必死になつてやり遂げていかなければならぬ、こういうことで、就任以来、職員各位を督励、激励、時に叱咤をいたしまして、今日

当然のことながら、そういう必死の頑張りで信任を少しずつ回復をしていかなければならないということがあります。改めて、信任を、信頼の基礎を大変搖るがすようなことが相続きましたことに対し、国民各位に対し深くおわびを申し上げるものであります。

○河合委員 ただいま大臣はサーバントという言葉をお使いになりました。パブリックサーバント、私は、パブリックサーバントであれば、これ

でございます。現職官僚の疑惑がやはり報道されておりますがもし現職官僚が逮捕されるというような事態になりましたときはどうされますか。

○三塚国務大臣 そうならないことを願つております。現職官僚が逮捕される格段のまた御警鐘を賜りたいと存じます。綱紀の徹底であります。よつて、私は、新たな手立てを真剣に今検討いたしております。事務責任者にも命じてあるところでございます。

私は、その点も踏まえまして、この点について

意處分がなされております。薄井主税局長には、

の赤松委員の質問に答えられまして、山口銀行局長は、今回の金融危機といふのは複合不況、宮崎義一教授のお述べになつたわゆる複合不況といふ構造であるといふ答弁がなされまして、また同じように三塚大蔵大臣は、バブルの発生と崩壊に対する対応が不十分であつたと率直にお述べになつております。

大臣、この点、御異論ございませんですね。席からで結構でございます。その前提に立ちまして、いろいろ質問をさせていただきたいと思いま

す。

御案内のように、複合不況は、金融自由化という選択を行つたことから帰結している結果だと言われております。またそれは、そのまま従来型の単純な在庫循環的な景気後退とは異なるという認識であることも、また御案内のとおりでござります。これは、一九八四年六月の円転換規制の撤廃、一九八五年九月二十二日のプラザ合意、このときの大額な円高による巨額な外国為替差損の発生、それを教訓としました日本の機関投資家によるアメリカ財務証券の大量売りが引き金となつてアメリカのブラックマンデーの株価暴落が引き起こされた、これも検証されているところでござい

ます。

この複合不況の特徴といたしましては、政府が複合不況であるということをお認めになつた当時、宮澤大蔵大臣の時代から既にはつきりしておりましたのは、複合不況であるというからには金融不良債権が累積してくる、そして貸し渋り現象が起きてくる、これが一番大きな特徴とされておりました。それによつて民間の設備投資が長期にわたって停滞する、これもまた指摘されていました。

また、この複合不況という事実を検証されたことから明らかになつてしまひましたのは、一九九〇年の東京株式の大額の下落、そして一九九〇年、同じ年、三月、四月に起きましたニューヨーク市場のトリプル安というのが、これは東京、ニューヨーク市場のトリプル安がフランクフルト

市場のトリプル高を招來していたとも検証されております。

東京とニューヨークの資金がフランクフルトに流入していたというこのマネーの流れでございますが、これはドラッカーが言うように、我々の前に残されているのは、経済のダイナミクスが決定的に、国民経済、一国経済主義から世界経済に移行してしまつたという結論であるということでございます。

そして、やはり赤松委員が指摘しましたように、スザン・ストレンジが申しましたカシノ資本主義というのがある意味でアジア通貨危機を引き起こしているとも言われておりますが、しか

し、そのアジア通貨危機の根底にありますのは、日本と同じようにバブル崩壊による複合不況であることは、これは根底として見定めなければなりません。それに対し市場が完全に対応し得る、つまりすぐ最適な均衡を探り得れば、さほどそれは、投機家もそう一方的には動けないということだと思います。

ところが、昨年の十一月ごろから、私ども感じましたが、市場においてもすくみ現象、つまり偏りが起きるわけです。マーケットというものは、もともと違った意見の人があらゆることを言うから、投機が起きても、すぐそれを違うと言う人がいて、それで損得キャラぐらくなるというのが普通のマーケットの感覚ですが、すくみ現象が始まるとそこにはもつともっと投機が入つてくる。入つてくるだけではなくて、実体経済に悪い影響を及ぼす。この辺について、今、先生がその次におっしゃったグローバルスタンダードへ移行していく過程だというところの問題とのぶつかり合いという点があると思います。

だから、いろいろなことを私ども学んでおりましすし、日本経済全体がいろいろ経験しているということでござります。そのときにやはりこの危機をどうやって乗り越えるかということをいろいろな対応を考えさせていただいている、こういうふうに理解させていただきたいと思います。

○河合委員 銀行局長の答弁を聞きますと、非常に頭のいい答弁ですから、決して失言されませんですね。お見事だと私は思います。

私は今回のスキームを考えます場合に、やはり橋本総理みずからがおっしゃっている二〇〇一年三月に金融ビッグバン、これを世界に向かって宣

したがいまして、こういう物の取引よりも金の取引の方に重点が移ってきてる。一九九五年、WTO発表の年間の世界貿易額は五兆ドルでありますのに對しまして、IMFが調査した年間外国為替取引額は五百兆ドル。物の取引の百倍、金の取引が動いてるというこの実態に對しまして、大臣は、今私が申し上げましたような認識に立たれておりますかどうか、イエス、ノーで簡潔にお答えいただきたいと思います。時間の関係で簡潔によろしくお願いいたします。

○三塚国務大臣 ただいまの経済学説、指摘を交えての先生の御見解あります。私も、その基本はそのとおり踏まえております。

○河合委員 そういう認識に立ちますと、この日本が正面しております。この二法案で提起されている今回のスキームと云うのは、バブルの清算

うこともあります。そのときにやはりこの危機をどうやって乗り越えるかということをいろいろな対応を考えさせていただいている、こういうふうに理解させていただきたいと思います。

○河合委員 銀行局長の答弁を聞きますと、非常に頭のいい答弁ですから、決して失言されませんですね。お見事だと私は思います。

私は今回のスキームを考えます場合に、やはり橋本総理みずからがおっしゃっている二〇〇一年三月に金融ビッグバン、これを世界に向かって宣

言されているわけでござりますので、金融ビッグバンは、総理みずからおっしゃつておりますよう

に、アリ、アエ、グローバル。その一年後を想定してこのスキームを見てみますと、私は、このスキームというのはいろいろな問題を抱えておられますけれども、特に、一般金融機関を救済する

ため、国民経済、一国経済主義から世界経済に移行してしまつたということでござります。

そのときに、もう一つ考える必要があるのは、先ほど先生もいみじくもおっしゃいました、金の取引がすごい勢いで、また、時には暴力的な力でもつて世界をめぐっているということをございます。

そこで、もう一つ考える必要があるのは、先ほど先生もいみじくもおっしゃいました、金の取引がすごい勢いで、また、時には暴力的な力でもつて世界をめぐっているということをございます。

そこで、もう一つ考える必要があるのは、先ほど先生もいみじくもおっしゃいました、金の取引がすごい勢いで、また、時には暴力的な力でもつて世界をめぐっているということをございます。

的な認識の中で、例外的な緊急措置ということがと
で、国民経済を守り抜くという断固たる決意の中
で取り組む、それ以外に政治として、内閣として
政府として責任を果たすことはあり得ないの
ではないだろうか、こういう認識のもとで取り組
まさせていただいておることであります。

金融システムの安定維持が国民生活のすべての前提であるということは、既に御案内のとおりであります。雇用もそうであります。また同時に、政治安定、社会的安定をもたらす日本の民主主義が正常に回転をしていく基盤でもあるかと存するわけでございまして、全力を尽くして成案をつくり、提案をさせていただいたところでありますので、格段の御審議を賜りたいと存じます。

(C) 沢合委員　よしかわい　ましな　よしかわい　まし
たけれども、大臣の今の考え方の中にこのスキー-
ムが非常によくあらわれているなと思いました。
危機管理だと。だから、前回のこの委員会でも答
弁されておりましたように、ありとあらゆる選択
肢を用意するよう指示したと。これは精神訓話
としては非常にいいのですけれども、ある意味で
哲学と理念がないといいますか、ここでのスキーム
は、例えばアメリカにおけるRFC、一九三〇年代、
それからRTC、一九八〇年代でしょうか、
この二つの考え方をそのまま何の矛盾もなく並べ
たという、ありとあらゆる選択肢にはなっており
ますけれども、しかし、これで本当にいいので
しょうか。

る銀行と、現在、特に日本が置かれている銀行業務のあり方というのは全く、先ほどの、物の流れから金の流れに変わってきたという経済の実態の中で、例えば国民が期待しているのは、そんな一九三〇年代にあつた銀行そのものを期待しているのじやないと思いますね。もつと端的に言いますと、リスクはそんなに大きくない、しかも有効に資金を活用できる、そういう金融商品というものを期待しているのではないかと思います。

いうのは現在にそのまま当てはまっているかどうかという検証を大蔵省はなされたかどうか、私は非常に疑問を感じるわけでござります。これは答弁を求めますと、大臣の答弁は途中から、私理解力が弱いものですから、頭が混乱してまいりますので、この次の質問とまとめてお答えいただきたいと思います。

斯基ームを考えました場合に、先ほどの委員が御指摘のように、やはりこの不良債権の総額というものが非常に不明確といいますか、先ほども山口銀行局長、私言葉じりをつかんで揚げ足をとるわけではございませんが、七兆円というところで感覚という言葉をお使いになりました。これは、あらゆる変化に対応するという意味でお使いになつたのであればそういうことになるかもしませんが、三十兆円というスキームの根拠のあいまいさといいますか、検証されてないままに出されてきている実態というものを私は端的に感じ取ったわけでございます。

後の金融破綻だという認識に立てば、検査の中ですべての不良債権を検証するということはできないかもしませんけれども、しかし、そういう認識に立って大蔵検査、日銀考査がなされていれば、私はこの不良債権の総額というのももと明確につかめたのではないかと思います。

大蔵検査に關しまして、報道されているところは非常に恐るべき実態が報道されておりますけれども、なぜ不良債権の実態といふものを明確に国民に公表できないのか。これを公表しない限り私は國民はこのスキームに対し支持することはないと想いますが、近々その辺の、先ほど申されました統一基準、新基準に基づきます不良債権といふものを持った國民にわかりやすく提示される用意があるかどうか、お伺いさせていただきます。

りますけれども、今までの基準でピックアップしていったものではまだ隠れているものの等があるのではないか、不十分ではないかという御指摘が当委員会で、さきの国会でも御指摘がございました。そういうことで、アメリカのSEC基準、これが世界で一番厳しいと言われておりますので、こ

の基準でひとつやれないかということで強く要請しております。全銀協の方もそれで努力をして、三月期からやるようにしますということで努力するようなにしておりますので、そうしますと、アメリカのSEC基準に準じた形での公表表がされるということになります。

それから、全体像としては、先ほどの七十七兆というお話をあつたときに御説明したようなもので、全本体でござりますが、今先生、これを検査の

これが本當かどうかという検証まではできておりません。しかし、それ以外に数字のとりようがないということで、それで今回、この審議に供すんだから出してみてくださいということで集計しました。

結果でといふとおっしゃいましたが、その検査といふものは、検査官の数が少ないということもありますけれども、三年に一回とか、そういうことでやつています。そうすると、三年前の数字と、ある銀行は今やつたばかりというものを単純に足してみても、それはちょっとどうかなといふことで、したがつて今回、大蔵省の検査で分けているような形で自己査定を今回から始めているんだから出してみてくださいということで集計しました。

るために私どもとしては出して御批判を受ける、御審議に供していただくということで出したわけでございます。

れば、私どもはこれは非常に賛成しかねる法案だ
なという認識は変えることができません。
それから、先ほど申し上げましたRFCのスキーム、一般金融機関も優先株、劣後債を使って資本注入していくというこのスキームでございま
すけれども、私、これ、説明を受けましたけれどもよくわかりません。

併し一般金融機関の場合、金融市場に於ける地位の弱さから、資金調達が極めて困難な状況にある。それから連鎖破綻を発生させるなどにより当該地域、分野の経済活動に著しい障害が生じる事態の場合合に資本注入していくことになつておりますけれども、例えば、「一般論として結構でございますが、北海道拓殖銀行の場合はこれに該当するのですか、しないのですか。」

○山口政府委員 経営破綻に陥るようないわゆる財務状況に問題がある銀行は除外をされておりま
すので、対象にならないと思います。

○河合委員 このRFCに似たスキームといった
場合に、ここでこのスキームに出ておりませんのは、RFCの場合には、まず一つは議決権を行使
させた。それによって、経営の全事項に対してもR
FCの議決権を行使し、また人事、給与などに介
入し、主要銀行の経営者全員を交代させる、こう
いった経営責任を明確にしたわけでござりますけ
ども、このスキームからは、経営責任の明確化
とか行政責任といつたことについてはどこも感に
取ることができませんが、これは意図的に外して
あるんですか。それとも問題にならないのです
か。それとも経営責任は、また行政責任も明確に
していくつもりですか。これは大臣からお聞き
したいと思います。

○山口政府委員 大臣の御答弁の前によつて御
説明をお許し賜りたいのでございますが、アメリカ
のRFCのときには、確かにそついたことをや
つていたという記録もありますが、当時、いわ
ゆる預金保険機構に相当するような機構がちよ
うど一九三四年から発足しております。したがつ
て

て、ある意味では破綻処理とキャピタルインジエ

クションが同じような形で、二割ぐらいの銀行がつぶれた状態で、五割の銀行に入れたというような危機的な状況をこれで一挙に解決したという、今とかなり事情が違うということを御認識いただいたいのです。

今回は、個別銀行の救済のため、助けるためということよりはシステムリスク、経済全体に対するシステムリスク、例えば貸し渋り現象も極端に行きますとそういうことになりますし、雇用問題にまで広がるとまたそういうことにもなりますし、全体のシステムリスクを防ぐために自己資本比率を上げて、余裕を持たせてまた貸し出しをしてもらつということをございますので、アブリオリに責任問題といつよりは、手を挙げたところがきちんと計画を出して、その計画を審査委員一人一人がどういうことをやるのかというのをよく見て、そこに責任の問題といつのが含まれる場合もありましょう、そうでない場合もいろいろあるかもしれません。それはケース・バイ・ケースで審査委員がよく御判断いただいて、先生のおっしゃつたような趣旨が徹底されるものといつうふうに考えております。

○河合委員 それでは、時間がなくなりましたので、最後に、経営責任また大蔵省の監督責任、こういったことを国民に明らかにする意味で、公的資金を導入する金融機関に対する大蔵省の検査、これを全部公表する、また同じように、経営責任につきましては、公的資金を導入することになりましめた金融機関の裏議書、決算書も公表する、こういうふうにすれば、非常に情報公開といった点からもわかりやすく、國民もその上であればというかといふお話をございます。

○山口政府委員 ちょっと大臣の御答弁の前に事実関係でございますが、これは資金をそのまま贈与してあげるという性格のものではありません。それは、優先株としても一時に受けれるわけござります。後、市場に放しますし、劣後ローンあるいは劣後債もそうでございます。そう

いう形でござりますので、ちょっとその辺のこと

○三塚國務大臣 法律には、御承知のとおり、購入をする前提に立ちました折に、発行銀行の健全化計画の提出を義務づけております。監査委員会がこれを精査をし、七人の委員が全員一致で決定

したときのみ引き受けるわけでありますとともに御承知のとおり。その議事録は公表しますということであります。引き受けをいただいた以上、それが銀行は、その後も誠実に経営内容の公表を行つていくものと期待いたしております。

○河合委員 質問時間が終わりましたので、終わ

○浜田(靖)委員長代理 次に、西田猛君。

○西田(猛)委員 自由党の西田猛でございます。

昨日に引き続きまして、この金融二法案につい

て御質疑を申し上げたいと思っております。

まず、今ちょうど河合委員が質疑をしておられました点から引き続き、銀行の検査という点について御質疑を申し上げたいと思うのであります。

一昨日のこの委員会でもお尋ねを申し上げまし

た。もう一度確認の意味を込めてお聞きしたいの

で、されども、通常的に銀行法等に基づいて行わ

れている金融機関の検査について、個々の検査の

結果をすべてつまびらかにするべきではないかと

いう意味ではありませんが、何らかの形でその金

融検査の内容を国民の皆さんの中に公表をされる

お考えはありますでしょうか。

○原口政府委員 前回もお答えをいたしました

が、何らかの形で金融検査の概要を公表できない

かといふお話をございました。

一つの問題としては、検査というのは非常にばらばらの期間でやつております。また、今後早期

は正措置を導入いたしますと、金融機関の自己査定をもとにこれをチェックしていくといふに

検査機能も変わります。そういう中で、また一方で、これまで検査期間はかなり定期的な感じで

やつておりましたので、ばつばつ検査が来るころではないかといふに金融機関も準備をすると

いうような問題点も指摘をされている。こういう

ことを踏まえて、今後は少しめり張りをつけていく。問題のない金融機関と當時ウォッシュをしな

きやいかぬ金融機関、これを検査期間についても用いる。もとより限られた人員のもとですので、

効率的にやるためにめり張りをつけていくこと

になりますと、一層検査期間がばらばらになることになります。

そういう中で、これを取りまとめてということ

も、また場合によつては無用の誤解を呼ぶ可能性

もあると思いますし、前回お答えいたしましたよ

うに、もちろん金融機関のディスクロージャーと

いうことは非常に大事でございますので、それに

ついてはディスクロージャー制度の充実の中で対

応していくことが基本ではないかと思いま

す。

ただ、金融検査の状況等について、国民の皆さ

んにいろいろ状況を理解していただくという努力

はしていく必要があるといふうに考えております。

○西田(猛)委員 そういう意味での金融検査とい

うものの、行政として行われるわけですけれども、目的意識はどういうところにあって行つてお

られるのでしょうか。

○原口政府委員 検査の基本として、銀行法に

も、金融機関の健全性を確保するためといふこと

でございますが、最近においては大きく分けると

二つの点かと思います。

一つは、非常に金融機関の資産内容というの

問題になつておりますので、資産の健全性、これ

を確保するために、資産査定というものを中心と

した検査のカテゴリー。それから第二番目は、や

はり今度は、金融機関の業務運営面での健全性を

確保するといふことで、例えばリスク管理がき

ちつとできているか、あるいは内部の管理体制が

ちゃんとなついているかとか、さらには、最近問題

になつておりますが、法令遵守の面できつとこ

れをチェックできるような体制になつてゐるかと

いうようなことに重点を置いて検査をしていると

ころでございます。

○西田(猛)委員 例えは、銀行法によりますと、二十五条にその検査の定めがあるわけですけれども、銀行法そのものの目的の中に「この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに」云々とある

わけですが、要するに銀行法としては、預金者等の保護を確保するといつこととも一番大きな目的

一つに挙げていてかるべきだという

ふうに考えられるのですけれども、その検査とい

うものがどのよつた形で預金者の保護に役立つて

いるのか、あるいはいたのかといつことについてお答えいただきたいと思います。

○原口政府委員 今のお答えとややアプローチを

あると思いますが、一つは、やはり資産の内容

あるいはその資産、貸し出しに当たる審査体制を

チエックするといつことによつて銀行の資産面での健全性を見していく。これによつて、資産の劣化、そういうことが最終的に預金者に損害を与えることのないようチエックをしていくといつこと

に重点を置いてまいりました。

それから最近では、やはり特にリスク管理とい

うような面では、非常に金融取引が複雑化してい

るとか大型化しておりますから、諸外国の例ある

いは日本の一例でも、ちよつとした管理の不十分で

大きな金額のロスが発生するといつよつた事例も

ございます。そういうよつたことからリスク管理

の面にもウエートを置く、こついうことをやるこ

とによって、先生が御指摘になりましたよう

ございます。そういうよつたことからリスク管理

の面にもウエートを置く、こついうことをやるこ

とによって、先生が御指摘になりましたよう

ございます。そういうよつたことを検査の面からもチエックをしていくといつことを思います。

○西田(猛)委員 なぜ私がこの問題を深く取り

上げたいと思うかといいますと、銀行法等の中で

検査といつもののがちゃんと書いてあって、その検査

が十全に行われて機能していれば今のような金融

不安の状態を招いていいないのでないのではないか

と。もちろんバブル経済というものに日本国じゅうがまみれていた経済的な状況がありまして、それが崩壊した後の、ですから金融機関のみならず日本の産業全体、これは産業界もいろいろな業種も含めてありますけれども、危機的な状況に陥っています。

しかし、金融というものは、これはもう銀行局長がるる、大臣も言われておるよりに大動脈でありまして、血流であるわけですから、ここのこところを一番しつかりと押さえておくためにもこの検査という機能が法律にも付与されているわけでありますね。ですから、それがなぜ思うのでありますね。ですから、それがなぜ十全に機能しなかつたのかなという反省は、やはりここで踏まえていかなければならぬのではないか。

特に今般、金融危機管理勘定で協定銀行であるところの整理回収銀行が優先株等を引き受けるということにおいて、また、その優先株等の発行元である銀行がどういう状況にあるのかということは、大きな意味で国民の目の前にディスクロー¹していかなければならぬと思うからこの問題を深く取り上げているわけなんです。

それで、個別の銀行名あるいは個別の金融機関名を挙げることは恐らくできないでありますからそれは結構ですけれども、過去の例において、銀行法等の検査でその金融機関がある程度の問題を持つていて、行政として措置をとられて、その金融機関の業務の健全性あるいは適切な運営を確保することができたという例を、個別の名前がわからない形で結構です。から、こういう例があったのだというところをひとつ教えていただければ、国民の皆さんもなるほどこういうことだつたのだなということがわかると思いますけれども、いかがでしようか。

○原口政府委員　まず一般論として申し上げますと、金融検査の結果、検査対象金融機関における問題点、これを把握いたしまして、これは示達という形で問題点を整理して金融機関に指摘をす

改善の状況というものを報告していただくという形をとつております。

改善の状況というものを報告していただくといふ形をとつております。

そういう意味で、個別にどういう銀行のどうと云うことはあれでございますが、例えば資産の審査体制が不十分ではないかという指摘に対しても、こういう組織、こういうチェック体制にしました。という回答をいただいて、その後はそれに従つているとか、あるいはリスク管理の面で、例えばデイーリングをやつてある際のフロントオフィスとバックの監視、これが十分に分離をされないというようなことに對してそれを改めるように、ということです。そういうきちっとした監視体制を、その後はとつていただいているとか、個々に申し上げますといろいろな例がございますが、そういうようなことを通じて銀行の健全な運営を確保するよう努めてきたところでございます。

○西田(猛)委員 それで、今回の金融システム安定化のため緊急対策スキームの中でも、いろいろな金融機関等に対する検査、それから指導監督のスキームが用意されているのですけれども、まず、一昨日も申し上げましたように、預金保険機構の特例業務勘定におけるところの十七兆円で預金者の保護あるいはシステムリスクの回避を行っていくという点については、私どもは、新進党の時代から自由党に至りましても、むしろ遅過ぎに失したぐらいいの公的資金の導入であるというふうに考えております。ですから、この部分については早急にスキームを立ち上げることによつて、国民の皆さんに、そして金融信用秩序の維持に努めてまいる必要があると思います。

他方、十三兆円の金融危機管理勘定につきましては、これについてはやはり慎重に今後とも審議をしていかなければならぬと思うのであります。それは何も、日本の銀行が今まで好き放題をしてきたから、あるいはほかの産業界に比べて金水準が高いからとか、そういう怨嗟の声でもあります。そもそも日本の大切な産業である以上、これは個々の銀行にしつかりと経営を行つていただいて、雇

用も確保した上で頑張っていただかなければなりません。したがつて、一つの銀行もつぶれていただけではなく、他の金融機関も健やかに今後とも運営継続していくべきだと思います。

しかし、事が国民の財産を預かり、そしてそれを正常に運用し、かつ金融信用秩序を維持していくという大きな役割を持つてゐる個々の企業でありますから、この企業について情報の公開なくして国民が何も知らされないままに、その経営内容が非常に悪化し、あるいは破綻している状況にあるにもかかわらず長らえさせておくといふことは、今の時代の流れに大きく逆行するものだと言わざるを得ないわけであります。

ですから、私ども申し上げているのは、信用秩序の維持、これはどうしても図らなければならぬことです。しかし、そういう観点からすると、今回の協定銀行によるところの優先株等の引き受けによって個々の金融機関に資本注入を行ふということは、果たして適切なことなのかどうかという点をもう一度検証していかなければならぬと思います。

大臣、この公的資金によるところの優先株等の引き受けが、橋本内閣でも標榜しておられる金融改革の一つの柱であるグローバルな方策であるとお考えになつておられますか。

○三塚国務大臣 ビッグバンは、グローバルスタンダードを目指し、自由にして公正な市場、この基本は明示をし、全力を尽くしていく大きな日環太平洋課題でございます。そういう視点に立ちましてこの危機を回避していかなければならない。危機を起こして、その收拾は途方もない困難と不透明さが漂いまして、国家の未来、国民生活の安心と

いう点からいいまして、深刻、想像を超えるものになつていいのではないだろうかという認識を小生も橋本さんも持つておるところでございます。そういう点で、国家は、主権国家でございますから、その国の展望をしつかりと分析、見詰め危機が存在するならこの危機を摘除していかなければなりませんし、回避するための各手だてが必要であるという原則論に立ちましてこれに対応をさせていただく、そういう大前提に立つわけです。から、委員御指摘のとおり、情報公開、みずから進んで発表をしていくことも大事なことがあります。〔浜田（靖）委員長代理退席、委員長着席〕

○西田（猛）委員 大臣が今おっしゃった中で、改革は進めなければなりません。二十一世紀ももう間近であります。二十一世紀の世界的な大競争時代の中で、日本あるいは一億三千万の日本国民が健やかに生活をしていくために私たちは変わらなければならないわけであります。

しかし、それと他方、大臣も言われた、あるいはもう国民の皆さんが認識している、今そこにある目の前の危機、これがあります。しかし、当面する危機を、全体の改革を棚上げすることとか全体の改革を延期することの理由にしてはならないわけであります。むしろこの当面の危機こそが大きな改革のチャンスだということを我々は認識するべきだと思うのですね。

そこで大臣、お伺いしたいのですけれども、今このような形で当面の目の前の危機をしのいだといったまじょう。その後の日本の金融界の絵図といふのはどういう様相が想像できますか。例えば、政府の公的資金によってキャビタルインジェクションを受けた銀行がいる、他方、受けていない銀行がいる。もちろん、恐らく大蔵省の事務局からは、十三兆円の公的資金を使って購入する優先株あるいは劣後債等については、その後市場において売却してうまく整理していくことができるのはだという御意見が出てくると思います。

しかし、必ずしもそのように、我々が考へてゐるようく制度がうまく十全に機能していくかどうかわかりません。公的資金を導入した上で、それでもやはりどうしても経営が上向かない個別の金融機関も出てくるかもしれません。そうやって、政府が助けるところ、政府が助けないとところ、いろいろ出てきた後の日本の全体的な金融様相、金融秩序というものは、どういう世界が予測できるとお思いになられますか、大臣。

○三塚国務大臣 もともとビッグバン、金融システム大改革は宇宙大爆発という、そのとおり新しい創造であります。新しい創造は、困難から創造ということになるんだと思います。その大前提是大前提としてあるわけでございまして、ドラスチックな形で進めるのも改革、整合性をもつて軟着陸させるのも改革の範囲に入るのかな。しかしこどもは、これだけ内外に向けて金融システム大改革、ビッグバンを表明をいたしました。この原理は守らなければなりませんし、ただいまも堅持をいたしております。

そういう中で、その後の金融界はどうなるのであろうか、こういうことであります。資本注入を受ける側、また資本注入することによって金融危機を回避する。毎回申し上げておることですが、個々の銀行の救済ではなく、目的は金融システムの安定維持、イコールそしてそのことは預貯金の安心、安定、完全保護ということの下支えの中にあるわけでございますが、両々相まってそれがいくのであろうと思います。

そんな点で、今後はその後の展望ということになるわけでございますが、健全なものは健全として取り進んでいくと思います。経営の基本理念、モラルハザードのよくなあなた任せ、あなたの頼りの経営ということでは到底生き延びることはできないだろう、こう思いますし、そういうことの中に、みずから努力と改善で、リストラ生き延びていく金融機関、おのれの限界を感じまして、系列、統合、こういう道を選ぶのか、また転進を図るのか、それは金融機関それぞれの判断であり

イギリスの前例をまつまでもなく、ニューヨークの前例をまつまでもなく、統廃合を中心に系列化が行われていく中で進むありますようし、日本のようにこの危機的状況の中の銀行経営、金融機関の経営いかんという基本的な理念をしっかりと持つて取り進むということになりますれば、よき競争関係の中で切磋琢磨が行われる、基本的にはそのことが一番大事であるわけですが、それぞれの機関がそれぞれの経営判断で行うことになりますが、そのことを決して行政がチェックをしたり介入をしたりすることだけはない、こういうことでいかなければなりません。

○西田(猛)委員 今の大臣の御発言は矛盾に満ちているところがござります、大変失礼なが、ら。二〇〇一年の三月までこの制度は続くわけです。他方、二〇〇一年の三月までしか預金の全額保護は規定していないわけです。ということは、二〇〇一年度からは、二〇〇一年四月一日からは本当に銀行の淘汰の時代であり、預金者の自己責任の原則が要求され、全く金融機関の開示が必要とされるときであるわけですね。その二〇〇一年三月までの間このスキームが続いて、しかもその後すぐに、はいこれからは、ただいまからももう大競争の時代です、生き残れる銀行、生き残れない銀行ありますよ、預金者の皆さん、自己責任の原則ですよ、気をつけください、こういうことを言えるでしようかね。要するに、そのときまで必要な銀行があれば公的資金を導入しということですね、今おっしゃっておられるのは、

それから、フェアネスという点からすれば、今、市場で資金を調達できない金融機関があつたとしたならば、その金融機関が発行する優先株等を回収銀行が引き受けることによって資本を注入する、そやつて自己資本比率を高めるなりした銀行がここにある。他方、政府からの公的資金を注入されることなくしてもみずから市場で資金を調達することのできる銀行がある。それらの銀行が市場という同じ土俵の中で競争する、これはフェ

○三塚國務大臣 本件は時限は切つております。時限法にすることの方がめり張りがききますし、お互の決心と努力がそこに結集するだつと考えます。

問題は、現在の危機状況をどう認識するかということになります。まさに深刻な危機的状況であります。よつて、ピッグバンはピッグバンとしてこれは取り組まなければなりません。経営の理念はまさにそこにあると思います。よつて、この金融の危機的状況を開するためには、例外的な緊急措置としてこれを行うものであります。世に言う三月危機とよく言われます。大変な時期だとされます。そこを、視点をまずしっかりとにらみながらやるというのも政治のなさなければならぬ義務じやないでしようか。

そういうことで、まずそれに全力を尽くしてまいります。こう申し上げ、例外的な緊急措置をこの際お認めをいただきたい。終わつてしまつてからの大混乱の中では何もできなくなります。こういう危機的認識の中にありますことを御認識いただきまして存じます。

○西田(猛)委員 そのような認識は皆持つておるわけです。今、三月危機と大臣みずからおつしました。どういう内容の危機を意味しておられるのかお聞きしたいと思うのですけれども、そういう意識は皆持つているわけですね。

それと、今大臣言われた、これは緊急的な措置だと。そうしたら、じや、三月を越えましょ。ことしの四月以降は、銀行には大競争してもらうわけですか。リストラ、吸収合併、そういうこともおつしいました。じや、それを進めて再編をしていくわけでしょうか。なぜ今であつてはいけないんでしょう。

もう一つ銀行が倒れたら、あるいは金融機関がおかしな状況になつたら日本は大変なことになつて、本当に金融恐慌になつてしまふんじやないか。そんなことはないんです。あと一つどうなるか、二つどうなるか、そういう問題ではあり

公的資金を導入した日本の金融機関が、それじや、世界的な資本市場で資金を調達しようとしたときに、果たして、自己資本比率が数字上上がつたから、じや、ジャパン・プレミアムなしです、どうぞお貸しいたしましょ、コールを出しましょ、取れるでしようかね、そういうことが。根本的な日本の問題が解決されていないと、信用させませんよ、幾ら自己資本比率なんという数字が上ががつても、コールも出さない、市場での資金調達もできない。

ごらんになつていてください。間違いなく、こうしの四月以降でも、たとえこのスキームができるとも、日本の金融機関が世界的な資本市場で資金を取ろうと思つても、そうたやすくできるものじやありません。なぜならば、それは日本の全体の信用秩序に対する信用がないからなんです。世界的に。それは、一刻も早く問題点をすべて出して、不良債権の額は政府の見解としてこうだ、それを全体的に払拭するためにはこうしなければいけない、日本はこうなるんだということを示さないと、このよつたスキームだけで、三月危機はとりあえず乗り切りました、そして資本市場での資金調達もできるようになります、そんなふうになるものではないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山口政府委員 西田先生の御指摘、いろいろと示唆的なものが多いと思いますけれども、私の方からちよつと申し上げたいのは、企業としての銀行、銀行そのものの議論と、銀行が果たしている機能をどうするかという議論を少し分けて御議論賜れば幸いだと思うでござります。

確かに、競争時代というのは、個々の銀行が、どこが勝つてどこが負けるかというような競争、

これはビッグバンが伴う現象だと思いますけれども、今ここで審議をお願いしておりますのは、今銀行が果たしているこの機能を維持しなければ危機になるおそれがあるということをございましたのは、今、危機を乗り越えなきやいけない。

なぜこういう危機が生じているかといいますと、非常に不良債権の処理が大きくて、それを格付機関も、不良債権をどこまで済ませたかといふことで格付を決める傾向が最近強くなっているのです。そうすると、不良債権をそういう利益でもつて償却しますと、自己資本比率がぐっと下がるわけですね。株価等の含みが割と高い状況のものではそれがスムーズにできるわけですけれども、ところが、株価がぐっと下がつたりしますと、もともとクロス商いで大分簿価が上がってきていますので、非常に含みがないという状況に立ち入るわけですね。

そうすると、そういう現象が起きると、今度は貸し出しを減らさないとBIS基準を、あるいは国内基準を満たせなくなるんじゃないかといふ恐怖感といいますか不安感が生じる。それが今度は、機能としての金融の役割ができなくなってしまう。それから、市場へのすくみ現象が起きてくるという悪循環に陥るということでございますので、今ぜひお願ひしたいというのは、その機能を回復させてやらないとビッグバンどころでない話になってしまいますということになります。

銀行のお話を今おっしゃいましたけれども、例えば八%を仮にクリアできないという状況に最終的になってしまうと、外貨が取れないんです。要するにBISで決めている基準で、何ら拘束力はありません。しかし、マーケットはそこで排除してしまうんです。そうすると、海外でドルで貸し出し、ボンドで貸し出しているところが資金が取れないと、我が国から出している企業が倒れてしまふんです。そうすると、健全な銀行に、いや、あ

なたのところ、ちょっととかわりにやつてよと急に頼んでも、そこもぎりぎりしか資金が取れないということになるわけあります。だから、そう簡単にいかなない。それはまた機能が発揮できないということになります。

したがつて、そういう状態を今はクリアしておかないと全体が、金融が原因で、あるいは仲介した形でそういうまずい結果になる可能性が非常にあります。国内銀行におきましても貸し渋り現象などいうことを強く御指摘いただいておりますけれども、そういうものやはり不安が不安を呼んで、というプロセスでございますので、確かにピッグバンは競争時代、これは個々の銀行の存立の問題であります。それはそれで、こういった危機を脱し、経済が安定してきますと、それぞれ自分の得意な分野を伸ばす、あるいは再編の動きも出てくるでしょう。それで体力をつけて、株価がどうこうしたぐらいではびくともしないような経営体質に変えていくということで競争していくわけでございます。

そこには、先生の御指摘のような、やはり本当の競争時代というのは当然ありますし、そういうことによつてまた機能がより効率的になる。機能がより効率的になるということと、機能が今底割れるおそれがあるということとをちょっと御説明させていただきたいと、いうふうに思つたわけでございます。

○西田(猛)委員 今銀行局長が言われたようなことを私どもは十分認識した上でお話を申し上げているわけなんですよ。

ですから、じゃ、どうして今まで、戦後五十年もあって、日本の金融機関というのはそういう体质になかつたんですか。今ちょうどおっしゃったじゃないですか、ここをしのがせてくれと。そしたら、その後ビッグバンに向けてみんなで競争して、それは市場原理の働く金融機関、これも企業としてなつていくのだというふうなお話がありました。だから私は金融検査のことともお伺いしたわけです。

○山口政府委員 バブル経済が発生しまして、そのバブル経済の後遺症というのいろいろなところで出てくると思います。それは最終的には、お金の面では銀行あるいはノンバンク等に集まつてくるわけでございます。それから、雇用の面でもいろいろなところに出てくると思っておりますけれども、いずれにせよ、金銭面あるいは帳簿面では銀行のところに最終的にはしわが寄らざるを得ないという面があります。したがつて、そういうことをよく見越して、もつと早くから体力をつけさせ、合理化をさせということの御指摘はごもつともで、私どももそれは、もつともと先を読んでやるべきだったという御指摘は、素直に受けざるを得ない話だと私は思います。

ただ、金融機関とてもそこは努力はしております。まだ含みがありました。そこで何とかのいできたということになりますけれども、そういうことが可能でない時代になつたということでこういう事態になつてしまつたということございまして、今後とも、そういつたまた競争時代になりますともつともつと厳しい時代に入りますので、私どもも一層、その辺をよく将来を読み、また指導すべきはきちんと指導するということでお対処させていただきたいというふうに思つております。

○西田(猛)委員 今まさにおつしやつたように、そのとおりなんですね。ですから、大競争時代はもう来ているわけです。

したがつて、今の御答弁を聞いてみると、大臣もおつしやつた、この三月だけはしのがせてほしい、そうしたら、あとはリストラ、吸収合併、それも含めてもう大競争時代に皆さんに船出していただきますよう、こういう御趣旨だと受けとめられるわけです。

私どもはもう去年の四月から、預金者の完全な

○西田(猛)委員 保険と、そして日本の信用秩序というシステムの保護、これは万全な対策をとらなければいけない、これは口を酸っぱくして言つてまいりました。そのために公的資金を早期に導入するべきである。橋本内閣はなかなかそのことを聞いてくれませんでした。しかし私どもは、日本の全体的な信用秩序の維持と、それに伴つて起る破綻についての預金者の保護は絶対すべきだと。しかし、日本は変わらなければいけない。金融機関であろうとも、あるいは預金者であろうとも、日本の信用市場であろうとも、世界的なスタンダードになつて立ち向かつていけるように変わらなければいけないということを申し上げていたわけです。

○三塚国務大臣 その観点からいくと、どうしてもこの十三兆円の金融危機管理勘定の方は、やはり今おっしゃつたような三月危機だけをしのぐためのびほう策としか映らないわけだけで、これは一刻も早くもう我々が意識を変えて、左側の特例業務勘定をより充実させることに重点を置いていくべきではないかなと思っておりますが、最後に、時間が参りましたので、大臣にお聞きしたいのです。

○西田(猛)委員 そうすると、この金融危機管理勘定におけるマックス十三兆円の公的資金の導入以上に公的資金を導入して、個々の金融機関、あるいはシステムリスクの回避と申しましようか、を助けるために公的資金が導入されることはないということを言明できますか。

○三塚国務大臣 御承知のとおり、金融の高度化、グローバル化、大競争時代という御指摘、ここは認識が一致であります。かかるがゆえに、その安定性の確立、これは経済社会の大前提になるということとて対応しておるところでございまして、三兆プラス政府保証十兆、この枠組みはそのおり変えません。(西田)猛委員「いや、変えませんって、それだけでよろしいのですね。もうないのでですね」と呼ぶ)それで万全を期してまいります。

終わります。

○村上委員長 次に、末松義規君。
○末松委員 民主党的末松義規です。きょうは、民友連を代表いたしまして、質問をさせていただきます。

公的資金の導入ですけれども、これは、国民、市民の立場から見ると、どうもやはり国民や市民の御理解、御納得をいたしかねないとなかなかできるものではありません。その意味で、慎重かつ真剣な審議が必要であります。

そのときに、まずちょっと大臣の方にお伺いしたいのですけれども、不良債権に端を発する今回の金融危機ですが、これは端的に、一般国民に責任があるのかないのか、これは突然の質問ですが、簡単な、シンプルなことですから、まずお伺いしたいと思います。

○三塚国務大臣 基本的な第一次責任それと第二次責任、国民経済でございますから全体の中で物事が判断されなければなりませんが、金融機関の融資態度、経営理念、これをコントロールできなかつた行政、政治というものもあるでしょう。
○末松委員 いや、私がお聞きしているのは、一般国民に責任があるのかないのかということです。

○三塚国務大臣 一般国民にあるのかないのかという質問は漠としておりまして、それで国民に責任があるということなのか、ないという視点でやつてているのか、こういうことであります。

國民は、政府、政治に信頼を置いてお任せをしとおるわけでございますから、基本的に、國民各位の責任というのは、取り出してやるべきものではございませんし、私の考え方には政治に責任があつた、私はこう認識をいたしております。

○末松委員 そつしますと、一般國民というのは漠としているという話ですが、実際に我々も生活している國民の一人ですから、その観点からいきますと二点あるのですね。

自分の生活の安全性を確保したい、自分の預金とかあるいは自分の資産を守りたい、これは当然

のことであると思いますし、もう一点は、まず、自分が直接手を下していない責任に關して負担をすることもありますけれども、しかしそこは、やはりそれのが社会のシステムを守っていくという気持ちはあります。それが、その点についていかがでございます。

ちょっと答えてくいということであれば、実際に、もし一般国民が、自分とは関係ない、金融機関、具体的に言えばそういうことですが、これがやつたことあるいは政治や行政がやつしたことに対する負担をしたくないと思うわけですが、それについては負担をしたくないと思うわけですが、それについて御意見はござりますでしょうか。

○山口政府委員 末松先生の御指摘は、ある意味では私ども一人一人が時には持つ気持ちだと思いますけれども、國家を一應なしておる以上、例えば、私はあの橋を一回も渡つていいから、私はあの公共事業は反対だ、こういうわけにもいかないわけだとと思うのですね。

○末松委員 いや、私がお聞きしているのは、一

般國民に責任があるのかないのかといふことです。
ただ、そのときに、國民に負担を求めるに当たつては、やはり政策の執行者、つまり与党と行政ですが、及びあと金融関係者がやはりきちんと、こういつたことでございました、そこでこの責任がございますということを明らかにした上で、そしてまず第一義的には、それば政治責任、あるいは金融関係者が負担をまずして、その上で、最後にその不足分を國民にお願いしますと、いうことをきちんとと言わないと、國民に対する正當な手続にはならないのだろうと思うわけです。

その観点から、私ども民友連の方でいろいろと議論をしてきたわけですから、三点ほど我々の議論の結果の原則を申し上げますと、まず第一点が、公的資金の投入というものをまず最小限に抑えなきやいけないだろう。その面から、公的債権回収機関、日本版のRTCというのですか、そういうものを創設して、不良債権の回収を強力に推し進める必要があるだろうということをまず第一原則に置きまして、第二原則に、この金融関係者、つまり銀行にも負担をきちんと求めいかなければいけないだろうというのが第二の観点になつております。そして第三点目に、その金融関

ますと、確かにそういう気持ちは私も時々は持つことはありますけれども、しかしそこは、やはりそれが社会のシステムを守っていくという気持ちはあります。それが、その点についていかがでございます。

○末松委員 一番最初に申し上げたように、この公的資金の導入については國民の理解が重要だという位置づけから言つてゐるわけで、今山口局長が言つたことあるいは政治や行政がやつしたことに対する負担をするのが至当ではないだろうかといふうに思うわけでございます。

○末松委員 一番最初に申し上げたように、この公的資金の導入については國民の理解が重要だということであつてもそれを負担しなければ私たちの生活が脅かされるということであるがゆえのジレンマといいますか、それが今の私たちの議論の中核になつてゐるわけです。そこへ調整原理が働いて、政府とか政治が調整をしなければいけないということなのだろうと思うのですね。

ただ、そのときに、國民に負担を求めるに当たつては、やはり政策の執行者、つまり与党と行政ですが、及びあと金融関係者がやはりきちんと、こういつたことでございました、そこでこの責任がございますということを明らかにした上で、そしてまず第一義的には、それば政治責任、あるいは金融関係者が負担をまずして、その上で、最後にその不足分を國民にお願いしますと、いうことをきちんとと言わないと、國民に対する正當な手続にはならないのだろうと思うわけです。

○山口政府委員 今先生御指摘の、昨年九月時点での不良債権の要処理額を四兆三千という資料を九月に、不良債権の要処理見込み額というふうにあります。これにつきまして、最新の数字というのはあるのでしょうか。例えば、拓殖銀行とか徳陽シティ銀行、こういうやうなものは入つてゐるものがあるのか、あるいはその後ふえているのかいなかつたのか、それについてお伺いをいたします。

○山口政府委員 今先生御指摘の、昨年九月時点での不良債権の要処理額を四兆三千という資料を九月に、不良債権の要処理見込み額というふうにあります。これにつきまして、最新の数字というのはあるのでしょうか。例えば、拓殖銀行とか徳陽シティ銀行、こういうやうなものは入つてゐるものがあるのか、あるいはその後ふえているのかいなかつたのか、それについてお伺いをいたします。

○末松委員 それで、北拓は実は決算をやる前に破綻しておりますので、この中には入つておりません。この数字の前提には入つておりますので、ややこの要処理額自身の意味づけが変わってきておりますけれども、これは御理解賜つた上でお聞きいただきたいのですけれども、大体の感じをすうつと趨勢的に見ておきますと、それが信用できなかつたら、一々向こうに私が持つていてお金を渡さなければいけないということになると、なるわけです。そういう信用秩序というのは、もうお金では計算できない価値をもたらしている逆に、それが損なわれますとはかり知れないまま損を私どもは負うことになるというふうに考えています。

○末松委員 それで、北拓がこれには入つていません。したがつて、北拓がこれには入つていません。

ないという感じでございます。(末松委員「入る」とどのくらいになります」と呼ぶ) 入りますと、その要処理という概念が御銀行さんの生きているときの概念でございますので、そのまま、どの数字を申し上げればいいかちょっとよくわかりませんが、この間の検査で、破綻先・延滞債権が九千二百九億円でございます。金利減免等債権が二千一百十二億円、合計一兆一千四百二十一億円がこの公表不良債権ベースに入っていないということです。

したがつて、先生がおっしゃった要処理額といふところは、それから引き当てとかいうのを引いてということでござりますので、それは生きている銀行の話でございますので、これはそのままそな公表不良債権を申し述べさせていただいたといふことであります。

ちよつと、済みません、これは当時までの拓銀が公表していた不良債権で、これが破綻しましたので入っていないうございます。その数字が一兆一千四百二十一億円といふことです。

(委員長退席、井奥委員長代理着席)

○末松委員 そうしますと、一・一兆円、丸々七兆円がありますね。それが積み上げの中には、大蔵省の説明で四・三兆円プラスといふことでそれを積み上げていつてある。つまり、要処理額ですから積み上げさせていただいているといふ説明があつたのです。

○山口政府委員 要処理額といふのは、各銀行が一応自分の業務純益等で埋めていくといべき性格のものでございます。したがつて、この破綻処理の方は、欠損部分は預金保険の負担、それから、不良債権を預金保険あるいは整理回収銀行が時価で貰い取ったときにその二次ロスが出ますと、それは預金保険の負担になる、ロスが出ませんければそれは負担はありません、こうしたことでも、ちよつとその要処理額の概念とは少し違つた意味の数字だといふに御理解をいただきたい……(末松委員「何千億か上がるのね、結局。よくわからないのだけれども」と呼ぶ) 申しわけございません。ちよつと私の御説明もおわかりにくいのかかもしれません、各銀行が基準に合つた数字で不良債権額を出しております。

そうすると、その債権債務を整理して、債務超過についてはその負担になつてくるわけでしょう。そうじやないのですが、

○山口政府委員 先国会でもしばしば申し上げましたように、五年間の財源が二・七兆円あつて、今一・四兆ぐらい使つております、あと一・三兆ぐらいあります。それから、信用組合の方は政府保証がついています、こういうふうな御説明をしておりました。そういう預金保険の財源の状況にあるわけでござります。

それは今も変わらないわけですが、こういった大型の破綻が生じまして、北海道拓殖銀行の処理あるいは徳陽シティ銀行の処理になりますと、残りの保険料から入つてくる財源が使われるわけでござりますね。

例えば北海道拓殖銀行でのロスは、今の検査の時点では、先ほどちよつと私が言いかけました八千四百億ぐらいになつております。そうすると、

そうすると、その債権の中でも、例えは引き当てが済んでいた部分、あるいは土地等の担保があつて確定だと思われる部分、これは差つ引きますと、残りかやはりその本当の不良債権としてあります。

したがつて、それは今存続している銀行の話でございまして、今先生がおっしゃった北拓の方の話になりますと、これは今検査が入りまして、ロスが幾ら、不良債権が幾らというふうにやつてい

ますが、そういうふうに言われるところと質問しながら出でいくだろかということとのかわります。

○末松委員 この場で質問する気はなかつたのですが、そういうふうに言われるところと質問しながら出でいくだろかということと、その負担の話になるということでござります。

○山口政府委員 ただ、積み上げて、どこの銀行が破綻するとかどこの銀行が破綻しないとかいうことが今決められるものではありませんし、そういうことが予測できるものでもございません。

したがつて、大まかに見て、四兆三千億あるいは四・五兆の要処理見込み額が、全部の銀行が破綻したとしてもその程度のものではあるけれども、北海道拓殖銀行の例で見るよう、この不良債権の公表ベース、今の統一基準による公表ベースの額から見ると、実際、破綻してみると、取引先が倒れたり、あるいは支援してた先が、ノンバンクが倒れたりで膨らむではないかということ

で、少し余裕を持つてそういう処理の財源を用意させていただいた。これを、七兆円を全部使うということで積算をして、何々銀行分幾ら、何々銀行分幾らというわけではないことは当然御承知の上での御質問だとは思いますがけれども、それぐらいの準備をさせていただいておけばいつでも換金できますので御安心いただけるのではないか、こういうことでござります。

○末松委員 私も、ここでこれほど時間を使うとは思つていなかつたんですが、つまり一・三兆円、使つていませんねと、二〇〇一年まで。プラス七兆円、つまり八・三兆円ですか、これを財源にしてこの金融機関の破綻に財源として使いましょうね。

そのときの説明の中に、大蔵省さん、銀行局長の方下さんが、四・三兆円、要処理額がありま

す、それに幾つかの破綻が加わります、さらに安率を掛け合わせて、公表の不良債権とそれから実際の破綻したときの額を見ますと、その関係が約五割増しですねということだから、それに一・五を掛けて大体七兆円ですかという説明をお伺いしたんです。それが局長の言われる余裕、余裕といいますか、ということをお聞きしたんですねが、これは別に私が理解しても、国民の皆さんのが、そのときの考え方としては、もう北拓はそういうことで必ず出でていきますけれども、今後どちら出でいくだろかということとのかわります。

回この措置をお願いしたわけでござります。そのときに、七兆円という、いつでも現金化できる財源を加えて用意させていただいなんですが、本当に大丈夫ですかと、安心感を与えるために今までございました。そこで、今は検査が入りまして、ロスが幾ら、不良債権が幾らというふうにやつていますが、それは今度は預金保険の破綻処理の方の負担の話になるということでござります。

○末松委員 したがつて、それは今存続している銀行の話でござりますと、これは今検査が入りまして、ロスが幾ら、不良債権が幾らというふうにやつていますが、そういうふうに言われるところと質問しながら出でいくだろかということと、その負担の話になるということでござります。

○山口政府委員 いたずらにせよ、備えでござりますので、そういつたかなりの余裕を見た形での資金をお願いしているということでござります。

○末松委員 一月十二日の銀行の自己査定ということで、先ほどからある話題になつておりますが、七十七兆円ですか、第二、第三、第四分類を足すと。そして、この七十七兆がそのまま不良債権で焦げつくという話ではないにしても、そういう御説明をお伺いしましたが、局長自身も言われたように、特に第三分類と第四分類、つまり債権の回収に重大な懸念、損失の発生可能性が高いというのが第三分類で、第四分類は回収不能だ。これを合わせると十一・四兆あるんですけれども、これを一月十二日のこの時期に、ばんと発表したわけですよ。それときの四・三兆との整合性といふか、どういうふうにこれは整理されるんでしようか。

○山口政府委員 先ほどちよつと長々と御説明させていただきましたように、この統計のとり方、考え方が違いますので、AからBを引いたら

兆、四、五兆という、要するに公表ベースでの数字から引き当て済み等を引いたものというものは、回収可能性からいうと恐らく相当悪いものだろうと思うのでござりますね。そうしますと、私は考えるべきだと思います。三、四、特に三の方があちよと多いわけですね。

それはどういうことかということ、逆に言いますと、形式的基準のピックアップではのってこないけれども、どうも回収に本当に懸念があるな、かなり問題あるなどいうものが三にのつていると思うんですね。例えば貸し出して、事業を開始しますよと言つて、金利は返つてきていますが、ところが事業がちつとも始まらない。例えばそういうケースになりますと、金利は入つてきていますから、六ヶ月以上入らないとピックアップされます。が、これは公表不良債権の方に入らないわけですね。ところがよくよく見ると、どうも事業の開始のめどが立つていないとなると、ちょっとと二三ぐらいに入れておかないとこれは取れないかもしれません、こういうものがあると思うんですね。

それから、十一兆を御指摘いただきましたけれども、このうち四あたりは今期で全部償却しきやいけないんです。これは、公認会計士の先生もいらっしゃいますけれども、そういうふうな目でごらんになると、そういうものはもう今期で償却しなさいと。それから三分類の中でも、やはり償却すべきであるうといふものも含まれているわけです。だから、十一兆がずっと引きするわけじゃなくて、それは当然利益の中から消して償却していくしかない、あるいは引き当てるしていくしかないわけですから。だから、十一兆は九月期を越えた後では少し減っているんだろうと思いますけれども……。

いずれにせよ、しばしば御質問あつて、私ども、説明が非常に難しいんですけれども、基準が違いますので、大まかな感じではそういうた数字の性格のものだらうというふうに思います。

○山口政府委員 いわゆる二十八兆ベースの方は、破綻先、延滞先、金利減免というジャンルで、例えば延滞となりますと、六ヶ月以上利子が入ってきていない場合という、これは税務との、会計からのつながりがあるんですが、そういう基準でもって形式的に、だから、どこの銀行でも同じ基準でピックアップしている不良債権なんですね。それの中には、例えば一〇〇といふ不良債権があつたときには、そのうち担保価値が五〇は確実にあるものももちろん含まれているわけです。それは全体が一〇〇なんですけれども、その全体の一〇〇をピックアップしていくて集計すると二十八になつた。ところが、引き当て済みあるいは担保済みのものを引いた残りの五〇だけをやると、要処理ということで先ほど四兆幾らとおっしゃつた数字ということなんですね。

もう一つの、今回御審議のために集計いたしましたのは、今回初めて、ことしの四月からの早期是正措置を控えまして、各銀行が自己査定をやっております。その自己査定を四つにちょっと分類してみてくださいということでお願ひしたわけですね。

それで、それはロスがどれくらい出るだろうかという、これは企業会計的な考え方なんですけれども、どれだけ償却すべきかというところから出発しています。ロスがどれくらい確実に出るか、あるいはロスが出るおそれがかなり高いか、ロスが出る可能性はあるけれども個別に管理すればいいというものの、それから全然大丈夫という四つ。それは四、三、二、一になりますが、そういう見方で見たものが、先ほど申し上げた今度発表させていただいたものでございます。

だから、先ほどの一〇〇という話があつて、仮にそれが、回収可能性からいうと、やはり五〇は取れない、担保価値がある分は取れる、その分は

取扱うべきものといふのは、その五〇の分かちも「純財政」ではないのであれば四に入るし、多分取れないおそれが高いなどというと三に五〇部分は入る、それから下の五〇部分は二の方に入つたりという、そういう観点から、ロスがどれくらいの確率で出るかを各銀行が自分で判断して出してきたもの、それを集計したものであります。

そうすると、公認会計士のチェックを受けて、例えは、四はもう取れないことははつきりしているから企業会計上これはもう償却をすべきである。それから、三の中でもこういったものはもう償却をすべきであるということです、そこで償却すべきものがはつきり決まるわけです。そうしますと、企業会計上それを償却しますから、自己資本比率もそれでやつときちつとしたものがはじける、こういうことになるわけで、したがって、性格が違うというのは、そういう趣旨を申し上げていることでございます。

○末松委員いや、ちょっと今の御説明を聞いていて、何かわかつたようなわからないようだ、それぞれの説明はわかるのですけれども、実際に不良債権という形で把握しようとしたら、これは大蔵省でその辺の取りまとめはできないものなんですかね、それだけ計数を扱っておられて。結局最後は、銀行はある程度自分で見なければいけない部分があるし、すべての銀行に大蔵省の検査官が張りついて検査するわけにはいかないのでしょうから、それは自分の申告という話になるわけですね。

例えば、アメリカだったら、一九九〇年十二月に、当時のシードマンという米国連邦預金保険公社の長官が下院の銀行委員会で証言しまして、どういうふうな証言をしたかというと、一九九一年の倒産処理に約百億ドル、さらに四百億ドルあれど九二年と九三年の銀行倒産に対処し得るという詳しい見通しを明らかにしたのですよ。そして、三年間で五百億ドルという要処理額のうち百八十億ドルは預金保険料収入で賄うから、足りない部分については国民にお願いしたいという位置づけ

ここで、大蔵委員会で審議する場合も、そういったある程度の額がやはりはつきりしないところなかなか、一体どれだけあるのかどうか、基準は幾つもたくさんありますよ。そういうことで、いたずらに何かどうも議論を拡散させているような、そういう気が私にはするのです。ある意味ではアメリカよりも日本の方が銀行業界に対しては大蔵省の統制色がむしろ強いわけですから、そいつた意味で基準を、こういうところはこういうふうな基準でということを定めて、そして計数を処理していくだくというわけにはいかないのであります。

○山口政府委員 末松先生の御質問は、率直な疑問として出てくることは私もよくわかりますけれども、アメリカの場合のように、SアンドLが相当数破綻して、処理すべきものが、こういったものがありますといふことで、それでSアンドL用の預金保険みたいなものがパンクしまして、それでどうするかという事態になつたときの話かといふふうに思います。

翻つて我が国の場合を考えると、確かにいろいろ破綻が起きました。二十数件起きておると思いますし、それから大型の破綻もありました。ただ、今は、先ほどちょっと数字で申し上げたようない形で参つておるわけでございます。二・七兆で一・四兆使って、まだ予備軍として処理すべきものが既にあります。

しかし、それ以降、私は余りないことを願つておりますけれども、どれくらい破綻を強いられるかというのはわからぬわけです。だから備えの議論になつてくる。だから逆に、シードマンさん流に言えば、七兆円を用意していただければ大丈夫ですという、そういう言い方になるわけでございまして、あらかじめ、例えばビッグバンが進んだらこれくらいの破綻率が起きるだろうということを私どもが大胆に推測するわけにもまいりません。また、そういうことをすべきでもないわけでございますので、その辺の事情はちょっと、備え

一四

をさせたいだくということに尽きるのだと思う

況だということをございます。

〇末松委員 そうしますと、それほど今そういう積み上げて七兆円というのは、かくかくしかじかの理由でこういう見込みをしておりますから七兆円を使いますと言ふべき問題ではないような気がして、そこはぜひ御理解賜りたいと思いますけれども。

〇末松委員 そうすると、この七兆円という数字も実は根拠はないという話になるのですよね、ある意味では。そこまではしかし、実際はそうではないでしょ。

〇末松委員 そうするに、この七兆円という数字の基準で、仮に今それをやつたとして、自己資本比率が2%以下の危険な銀行というのですが、そういうふうな銀行が何行くらいいあるかといふとまた問題になるでしょうけれども、そのようなものの試算というのはしているのですか。あるいは、そういうふうのはほとんどない、何もないといふふうに試算していらっしゃるのですか。

〇山口政府委員 もちろん、破綻した銀行はもう論外だと思いますけれども、破綻を引き継いだ銀行で、特殊な例としてそういうことがある場合もあると思います、それはこれから新しい銀行としてやつていくわけですから。

ただ、そういう例外的なものを除きまして、ずっと継続的にやつている銀行の場合は、今御指摘のような銀行は一行ありますけれども、それはもう既にその銀行も親銀行からの支援が決まっておりまして、自己資本比率は相当高い八%程度になると、いうことでありますので、実質的には、少くとも今の時点では、自己査定をする前の話ですけれども、そういったところはないということでございます。

今自己査定をしてきつちりと自分の債権を把握して、公認会計士のチェックを受けて、これから自己資本比率もはじくわけですから、軽々に、何行がどうと言う時期ではないように私は思つております。少なくとも私どもがこれまでの公表されているもので見る限りにおいては、そういった状

りいただきたいというふうに思います。

〇末松委員 一月二十一日の銀行の自己査定ではそういうふうな銀行は問題になるような銀行、破綻するような銀行はありません。ありませんといふか、不安になる材料のようなものは。

〇山口政府委員 その辺についての大変重要な点の御指摘だと思いますけれども、各銀行はリスク管理をずっとやつておりますが、自分の銀行が繼續していくという前提でリスク管理をやつております。したがって、資金繰りがある日突然とまる心していただくというようなことが一番ありますけれども、ただ、銀行の場合の特色の一つとして、財務状況は破綻状況になつていなくても、資金繰りでとまるということもあるわけですね。資

金繰りで続かないということがあります。なぜかといいますと、貸し付けを一方でやつています。期限がありますからすぐ回収はできないう。ところが、預金等は解約がどつと来る。あるいは足りない分はいつもコール市場で調達している。そういう状況になるわけですね。それで、銀行は銀行としての機能を果たせなくなる。なぜかといいますと、黒字倒産かということがあります。が、そのときに往々にして見られるのですけれども、銀行が破綻した場合には、今度は自分が、その銀行がメーンバンクになつている企業がそのまま入っていますね。

何か大蔵省とかあるいは大臣がアジア各国を回つて、あるいは財務官が回つて、そういうアジア各国の状況を逐一調べていてるとか、あるいは私の不勉強なかもせませんけれども、そういう情報は余り入つてこないし、G7があるといふことではございません。そういうことではなくて、客観的な情勢として、客観的によく見ていく必要があるというふうに考えております。

〇末松委員 実は私の心の中に、大蔵省の数字というのは余り信用がないのですよ。といいますのは、不良債権の回収は進んでおるのだと声高らかに言つていたのがわずか二、三カ月前です。

それがどうも話が違うじゃないかという話なん

すよ。

二カ月前、私も質問したときに、実は今回のこのシステムリスクを含めた金融危機は、先ほど局長がおつしやつておられた二〇〇一年三月ま

でその余りの一・三兆円と、あと十年度に預金保険機構の保険料率を改定といいますか見直して、それで対応できるのですということを橋本総理も

言っておられたし、三塚大蔵大臣も言っておられた。この見直しといふのは正しかったのですか。

〇山口政府委員 確かに、当時は二・七兆の保険料の収入見込みがあつて、九六年度末までに一・四兆を支出しました、残りは一・三兆でござります、それから、信用組合勘定の方は政府保証がありますという前提でお話を申し上げております

そいつたものの債権についても当然各銀行は自己査定をしてやつておるわけですが、それが、今まで問題ないと思つていた債権が、これはちょっと分類を変えなければいけないなといふことがやはり出でこないとも限らないと思います。したがいまして、そういうことも十分に考慮しながら、これからよく見ていく必要がある

うことがやはり出でこないとも限らないと思います。したがいまして、そういうことも十分に考慮しながら、これからよく見ていく必要があると

た。

その後、北拓の破綻がありまして、破綻した當時はどういう状況か、財務状況も定かではありませんでした。ちょうど検査が入って一月もたたないうちの破綻、資金繰り破綻だったのですけれども、その後、清算検査、先ほどくどくど申し上げて恐縮だったのですが、ゴーリングコンサーンの検査ではなくて清算検査に切りかえまして、それで倒れたという前提でのロスを全部算出したわけでござります。

破産処理でございますので、北洋銀行に引き取つてもらう場合、ロスを引き取つてもらうわけにいきませんので、そこはやはり預金保険の負担にお願いせざるを得ないということでございまして、その点数字が出てまいつておる。これが十一月の終わり、暮れ近くといふことでございまして、その点については、そんな大きかったのかという点についても私どもとしても不明を恥じざるを得ないかもしれませんのが、ただ、これはゴーリングコンサーンの場合と清算する場合とではかなり違つてまいりますので、そういうことも御理解賜れば幸いでございます。

いずれにせよ、そうしますと、では一・三兆と信用組合の政府保証のところで十分かという話がやはり出てきて、それで、この間の十一月半ばの金融不安で大変うわさが広まつたときも預金者の方々がかなり銀行に並ばれたのですね。取りつけとまではいきませんけれども、そういうふうに非常に心配な事態もありました。だから、大臣からの御指示もありまして、十分な対応をするようにということで今回こういう措置をお願いしているということでお、御安心を願いたいという措置でござります。

○末松委員 今、不明を恥じるというお話をございました。見通しが甘かつたということは、これはある意味では客観的な事実でしょう。そこはもう何らこれに対して異論があるわけじゃないと思ふのですね。

ただ問題は、この見通しが間違つたことに対しでだれも責任をとらない。行政も責任をとらない。政治も責任をとらない。結局、そういうふうに見通しを誤つても、また同じ人が大臣になつて、同じ人が銀行局長になつて、そういう方を前にして恐縮ですけれども。

そうしますと、今度は七兆円あります、七兆円で、例えば金融危機がまた拡大しました、それで、また、危機がもつと深刻化しました、七兆円では足りませんでしたというお話になつたときに、また責任をとらないのかという位置づけになるのですよ。

要するに、これまで見通しが甘くて、その対応が甘かつたがゆえにさらにシステミックリスクのようなところまで来たんだ。山一だつて本当はぶれなくなつてよかつたんだと言う市場の関係者はたくさんいますよ。そのようにやつていて、実際に政策ミスでああいう形になつたと私は考えてます。それなのに、今度は、十兆円の交付国債を原資として、また七兆円と三兆円に分けてやるという。これは国民の財産を、NTT株の売却とかそういうのが入つてますから、国民の財産をどんどん使っていこうとしているわけですね。

そういつた十兆円というのはそんなに低い額じゃないですよ。それが、政策の見通しが甘いがゆえに引き起こされたという面があるにもかかわらず、これをすこせんとしたと言つたとすれば、大蔵省は要らぬことです。それはすべて市場に任せればいいといふことなのです。

例えれば利子率の問題だつてそです。民友連の中川議員も指摘されましたが、超低金利政策で、本当は国民に与えるべき利子を与えてくださいます。

年間数十兆円ですよ、ある意味では、これを銀行の不良債権処理にも充ててきたことも事実ですよ。それでもここ数年間、実際に不良債権の処理が進んでこなかつたじゃないですか。

これは、国民にとってある意味での隠れた税金

です。それを政策的にうまくやれなくて、そして国民も、年間数十兆円というから消費もそれでボヤってしまつて、消費意欲もないというような状況になつて、それでも全く責任をだれもとろうとしない。これだったら大蔵大臣だつてここにおられる一年生や二年生議員の方でも務まりそうだ、そういうふうに思つよつたことにならざるを得ないのだろうと思うのです。

政策をやつて誤つても、また、いやあ、もう危機だ危機だと、事情が違うんだ、だから、今度さらにつづんで政策をやる、そしてまた失敗したら危機だ危機だと騒いでいるのだったら、一体何の意味があるのでですか。

○山口政府委員 結局、信用秩序を必ず守らなければいけない、そのため預金者を保護する、それからシステム不安が起きないようにするということが一番大切なわけござります。したがつて、足りる、足りないの議論はいろいろ今後の見通しによつてあるでしよう。そのときに不安を与えないと、いうことがまず一番大事なのです。不安がありますとまた不安を呼んで悪い方向に行く、これをとめるのがまず私どもの仕事、最もやらなければならない仕事だといふふうに思います。しなければいけない仕事だといふふうに思います。したがつて、その点について御理解を賜りたい。

それから、不良債権について金融機関は処理をしていないというような御指摘でござりますけれども、債権償却特別勘定の積極的な引き当てとか不良債権自体の償却とか、例の二十八兆ペースの数字でござるに付けて、これはずつとトレースできる数字でござりますから、現実にかなり進んできていることはお認めいただけると思いま

す。

不透明ではないのかといふ御指摘でありますか、不透明ではないのかといふ御指摘でありますか、全力を尽くしてやつておることだけは御理解をいただけると思います。全銀行に客観的な基準において報告をさせます。同時に、それは各行が公開をしておるところ、その集計でお出しをいただいて公表をいたしております。

改めて、自己査定の部分については、銀行局長説明のとおり、自己査定プラス外部監査を加えてやつておるわけございまして、比較性においてそれがござりますけれども、その方向は出てきております。そういう点からいふと、やはり先生のおっしゃるようなそういうたたかみでござりますけれども、その方向は出てきておると思いますし、また、こういうものを即国民各に公開をしていく、国会の皆様方にも出すといふことで今後の盛んな議論をいたくことに

ますと、今は、非常に金利が上がり負担がふえることについてどうだという問題になります。したがつて、これは一方的な議論では不十分だと思ひます。一面では真理であつても、他にとつてみると、それはちょっと困つたよということになります。

それで、時に金融機関のみが利益を受けているような感じでございますが、貸出金利も相当地がつておりますので、その点については、一般的の企業の方も低金利ということでぜひ頑張つていただきたいと思つております。

○末松委員 大臣は、コメントはござりますか。

大臣、今の聞いておられませんでしたか。

○三塚國務大臣 低金利政策ということから申し上げますと、政府だけではなく、専管の日銀総裁がいつも言われていますことが、今日の経済的な状況、政府見通しを達成するためにつておるところですと、簡単に言いますとそういうことでありますと、専管のことではありますが、私自身も、不良債権だけではなく、経営の安定性、そのことが雇用にもつながる、またそのことが貸金の下支えアップにもつながる、こういうことの基本で理解を示しておるといつも申し上げておるところであります。

そこで、今は、非常に金利が上がり負担がふえますと、今は、非常に金利が上がり負担がふえることについてどうだという問題になります。したがつて、これは一方的な議論では不十分だと思ひます。一面では真理であつても、他にとつてみると、それはちょっと困つたよということになります。

改めて、自己査定の部分については、銀行局長説明のとおり、自己査定プラス外部監査を加えてやつておるわけございまして、比較性においてそれがござりますけれども、その方向は出てきて

おります。そういう点からいふと、やはり先生のおっしゃるようなそういうたたかみでござりますけれども、その方向は出てきておると思いますし、また、こういうものを即国民各に公開をしておるところ、その集計でお出しをいただいて公表をいたしております。

なるように、まだ、必要があればその分析をまたやらなければなりませんし、基準のあり方も、どうするのか等も論議の中で確立されていくのではないでしょうか。今考えられる基準の中ではただいまはやつておるということあります。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○末松委員 大臣の方はちょっと前の議論についてお答えいただいたのですが、私の方は責任論について話をしたのです。その辺は時間がないので先に進みます。

十兆円の交付国債の財源についてお伺いします。

○大蔵省から聞いただいたこの表の中にありますけれども、七兆と三兆を足した十兆のこの交付国債の話ですが、これは赤字国債と同じ機能を持つものなのか、それとも、見合いの資産という意味で、資産に実際にカウントされているのでしょうか。

○藤井政府委員 お答えいたします。

今先生おっしゃいました十兆円、具体的には、特例業務勘定の七兆円と、それから金融危機管理勘定の三兆円ということです。それでこれらにつきまして、例えば破綻金融機関がいつどのように出てくるのか、あるいはまた、金融危機管理勘定で申し上げますと、具体的な優先株等についてどのような需要が出てくるのか、あるいはさらに二次ロスがどの段階で具体的に出てくるのか、あるいはどの程度の金額が出てくるのか、これらについては、実は具体的にはこれからお話しします。

あとそれを前提として申し上げますと、一般の十兆円の国債の償還のための財源といましましては、先生御承知のとおり、国債整理基金特会に所属いたしますNTT株式の今後の売り払い收入、これが優先的に充てられることとなつております。さらに、これに加えまして、国債整理基金特会が現在、九年度末で約三兆円ということでおられます。持つております準備資金、これにつきましてもこの国債の償還に充てられるというこ

とになつております。

具体的なこれらの金額に加えまして、さらに足らざる部分が今後出てくるのかどうか、これは予測はできないわけでございますけれども、仮に足らざる部分が出てくるといたしますと、これは一

般会計からの繰り入れということになるわけでございますが、それぞの段階におきまして歳入歳出あるいは歳出、これらにつきまして格段の努力を行いまして適切な繰り入れを行っていくということことでございますので、先生おっしゃいましたように、これが直ちに特例公債の発行、赤字国債の發行につながるというわけではございません。

○末松委員 NTTの売却益は、これは入っていませんのですか。

○藤井政府委員 先ほど申し上げましたように、NTTの売却収入、これはこの国債の償還のために優先的に充てられることになつております。

○末松委員 ちなみに申し上げますと、十年度の売り払い収入見込み額、約四千百億円でございますが、これらは当然のことながらこの国債の償還財源として優先的に充てられるということです。

○藤井政府委員 さうしますと、これでは足らないときは一般会計からの繰り入れ、これがなかなか難しいときは赤字国債の発行ということも考えられるという位置づけでいいですか。

○藤井政府委員 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、具体的にそれぞれどのような段階で、さらにどのよつた金額が政府に対しまして預金保険機構から現金償還の請求があるのか、これは予測はできないわけでござります。

ただ、いずれにいたしましても、例えば、優先株の購入に当たりましては適正な価格で購入をされるでしょうし、あるいは不良資産の買い取り等も適正な価格で購入され、かつ回収努力が当然のことながらなされるわけでございますので、今申し上げましたような当面三兆円の準備資金さらに先ほど申し上げましたNTTの売り払い収入等々でもって対応はあるいはできるのではないか

だろうかというよには思つておりますが、先ほど申し上げましたように、仮にそれで足らざる場合におきましては、その段階で適切な歳入歳出両面にわたっての努力がなされるということござります。

○末松委員 特例業務勘定に入る七兆円なんですが、けれども、今度は政府保証の話です。政府保証で限度を十兆円にしていますけれども、これが何か一時金ということで、日銀特融の機能と非常に似ているのですね。一時的にお金を払つて、そしてそれが資産の売却とか債券の売却等によつてまた回収されるということで、特に焦げつくことがあります。

○末松委員 それは、特例業務勘定に入りますけれども、日銀特融の機能との関係でいえば、これはどういうふうに違つのでしょうか、お答え願います。

○山口政府委員 日本銀行の特融は、日銀法の二十五条、今度四月から新しい法律だと条文は変わりますけれども、今の法律ですと二十五条に基づいて、信用秩序維持のために必要な業務として、日銀が金融機関等に對して、預金者や健全な融资先などに支障が生じないよう資金繰りをつけるものであります。

例えば、北拓の例を申し上げます。北拓が破綻しました。そうすると、預金は入つてしません。それで貸し出しは、やはり取引先の関係もありますから続けていいですよと、こういう形にしていきますから、日銀特融をつけないであげませんとそれこそ店を開めなければいけません。個別銀行のそういうときのための資金繰りとして無担保で出しております。これが日銀特融でございます。

今回の十兆円の政府保証の借り入れというのは、日銀借り入れ、それから市中借り入れ、両方とも可能でございますが、政府保証をして借りやすくするということもありますが、これはあくま

で預金保険機構が、例えば買い取り資金、北拓の不良債権を時価で買取りますね、そのときの買取資金を用意しなければいけません。そのた

だから、もう一方の危機管理勘定の方も、そ

れで優先株、劣後債、劣後ローン等の対応が十分できるというふうに考えております。

○末松委員 次に話題を転じまして、この公的資

本から、もう定義的な言い方はできないと思ひますけれども、日銀特融の現在の使われ方は、個別の金融機関等に對して、そいつた種々の支援が生じないようにしている緊急措置だということございます。

○末松委員 機能的に、一時金という意味では、これで焦げつくことはないということは、これはそうなんですか。

○山口政府委員 それは、御指摘のとおりです。

○末松委員 焦げついた場合にはこの七兆円の中から支払われる、こういう理解でよろしいですか。

○山口政府委員 おっしゃるとおりです。

○末松委員 おっしますと、原資もないわけですね、政府保証ですから。別に十兆円に限る必要もなくて、これ自体を三十兆円、五十兆円、百兆円にしても、焦げつくことはないということであれば、それはそれで問題ないようにも思うのですけれども、いかがですか。

○山口政府委員 これは、政府の姿勢としまして、いつでも換金できる国債、つまり現金化ができるものを用意してありますということで国民の皆さんに御安心いただくというスキームでござります。

○末松委員 そうすると、いわゆる見せ金ですね。だから、そうであれば別に十兆円に限る、何か十兆円に限つた根拠はありますか。

○山口政府委員 それは、政府保証の十兆円でございますが、それとも国債……(末松委員「そうですね」)と呼ぶ)政府保証の十兆円は、それは預金保険の、預金者保護のための措置でありますと、破綻金融機関からの不良資産の買い取り資金でございますので、十兆円程度の規模を確保すればまずは大丈夫だというふうに考えます。

それから、もう一方の危機管理勘定の方も、それで優先株、劣後債、劣後ローン等の対応が十分できるというふうに考えております。

金の投入について、私が最初に述べましたとおり、まず最小化しなければいけない。そのときに、アメリカのRTCのようにきちんととした公的な位置づけを持った債権回収機構をやはりつくつて、そしてある意味では公的な権力を背景として、例えば警察が国税庁なんかと連携して、それで債権回収をきちんと強力に推し進めていくといふことが我々必要だと考へているのです。

もちろん、預金保険機構の中に回収体制の強化ということで罰則つきの立入調査権なんかもありますけれども、これであれば金融機関の経営者の責任に関する調査とか告発義務、そういうたるものはどうも不足しているよう思いますが、その点いかがでしょうか。

○山口政府委員 今回の法案で権限をいろいろと付与をさせていただいておりますが、債権回収の過程で明らかになってしまいます破綻金融機関の経営者あるいは借り手などの刑事、民事責任を厳格に追及する必要があるということで、その体制整備を図ります。

組織面でも、預金保険機構内に新しく責任解明委員会、これは名前はちょっとまだ仮称でございますが、それから実際に動く機関として機動調査課、これも仮称でございますが、そういうものを設置しまして、今先生のおっしゃったところをきつちりとやつていただきたいというふうに考えております。

○末松委員 その人数とか予算はどのくらいのものですか、体制的には。

○山口政府委員 まだその辺については、今そういう体制整備を図ろうとしているところでござります。もちろん、法案をお認めいただいて、きつとした形でやつていただきたいというふうに思っております。

○末松委員 今、厳格な責任追及をされるという話でしたけれども、住専の場合、経営者の責任等について、実績は、どのくらい責任追及をなされたがございますか。

○山口政府委員 住専について簡潔に申し上げま

すと、住宅金融債権管理機構による民事上の保全処分がこれまでに十七件、同機構の告発により競売妨害等で検挙をされたものが十八件というふうになってしまっています。さらに、今後ともこの責任追及問題は真剣に取り組んでいくというふうに聞いております。

○末松委員 ちょっと時間がないので、先に進めさせていただきます。

銀行の負担なんですかと負担を求めよということです。第二原則で今議論が進んでおりますが、アメリカの場合は預金保険料率が可変料率で、危機時においては〇%から〇・二七%まで保険料率をやっておりまして、ピーク時であった九二年から九三年の保険料の加重平均値は約〇・一五%です。これに対しても、現在の我が国の特別保険料を加えた保険料率は〇・〇八四%、アメリカの三分の一程度なんですが、それでも、十年度中に見直しを検討していくたいと思います。

○山口政府委員 保険料の見直しについてはどうお考えか、お伺いしたいと思います。

まず、国民の負担を求めるに同時に、銀行業界にもきちんとした対応をとつていただく、負担をとつていただくということです。九八年度中の見直しといふことがよく言われておりますけれども、その保険料率の見直しについてははどうお考えか、お伺いしたいと思います。

○山口政府委員 保険料の見直しにつきましては、十年度中にその検討を行うことといたしておられます。その際、いろいろなことを勘案して検討をさせていただきたいたいと思っておりますけれども、お伺いしたいと思います。

○山口政府委員 保険料率といふ形でのピーク時を見ますとそういう結果になりますが、これは対象となるので、今までの例を申されました。

○山口政府委員 確かに、保険料率といふ形でのピーク時を見ますとそういう結果になりますが、これは対象となるのですから、それとも以降なのか、その辺はいかがなんですか。

○山口政府委員 これはちょっと何ともお答えしづらい話でございますが、したがいまして、可変料率といふ話もよくアメリカの例を引き合いに出して御指摘がありますけれども、今そういったことをとれる状況ではないよう思っております。

○末松委員 時間がないので次に移らせていただきます。

この金融システム安定化特別措置法で、資本注入についてですけれども、優先株の引き受けでいるわけではありませんけれども、そういったこ

とも十分考える必要があるということ。

それから、国際的な活動をしている金融機関においては、今、米銀等はもう〇%でやつております。優良なところは〇%、今は〇%です。それで同時に、今、競争すべき金融機関が七倍に引き上げたことがあります。

○末松委員 ちょっと時間がないので、先に進めさせていただきます。

銀行の負担なんですかと負担を求めよということです。第二原則で今議論が進んでおりますが、アメリカの場合は預金保険料率が可変料率で、危機時においては〇%から〇・二七%まで保険料率をやっておりまして、ピーク時であった九二年から九三年の保険料の加重平均値は約〇・一五%です。これに対しても、現在の我が国の特別保険料を加えた保険料率は〇・〇八四%、アメリカの三分の一程度なんですが、それでも、十年度中に見直しを検討していくたいと思います。

○山口政府委員 保険料の見直しについてはどうお考えか、お伺いしたいと思います。

まず、国民の負担を求めるに同時に、銀行業界にもきちんとした対応をとつていただく、負担をとつていただくということです。九八年度中の見直しといふことがよく言われておりますけれども、その保険料率の見直しについてはどうお考えか、お伺いしたいと思います。

○山口政府委員 保険料の見直しにつきましては、十年度中にその検討を行うことといたしておられます。その際、いろいろなことを勘案して検討をさせていただきたいたいと思っておりますけれども、お伺いしたいと思います。

○末松委員 まだ可変料率については聞いていませんが、今、優良な銀行は低くて、悪い銀行は高くなさいとなると、かなりこれは逆に問題ではないかという感じもいたすわけでございます。

○山口政府委員 まだ可変料率については聞いていませんが、今、優良な銀行は低くて、悪い銀行は高くなさいとなると、かなりこれは逆に問題ではないかという感じもいたすわけでございます。

○末松委員 まだ可変料率については聞いていませんが、今、優良な銀行は低くて、悪い銀行は高くなさいとなると、かなりこれは逆に問題ではないかという感じもいたすわけでございます。

○山口政府委員 まだ可変料率については聞いていませんが、今、優良な銀行は低くて、悪い銀行は高くなさいとなると、かなりこれは逆に問題ではないかという感じもいたすわけでございます。

破綻時の受け皿銀行の資本注入以外の引き受けについて、よくよく考えてみると、どうもこれはやはり金融機関の救済、貸し済りの対策としてあります。理屈的には金融機関の救済じゃないかと思われます。

一方で政府は、公的資金は預金者保護に限って使われるのだということを明確にしておりますけれども、これとの整合性と

いいますか、金融機関の救済は行わない、そう一方でいながら、実際は金融機関の救済になつてありますけれども、十年度中に見直しを検討していくたいと思います。

○末松委員 まだ可変料率については聞いていませんが、今、優良な銀行は低くて、悪い銀行は高くなさいとなると、かなりこれは逆に問題ではないかという感じもいたすわけでございます。

○山口政府委員 まだ可変料率については聞いていませんが、今、優良な銀行は低くて、悪い銀行は高くなさいとなると、かなりこれは逆に問題ではないかという感じもいたすわけでございます。

す。これは、銀行が持つてゐる機能を守らなきや

いけないというためのものであります。

○末松委員 ちょっと、余り言葉を遊ばないでください。

要するに、そういう機能を果たしてゐる銀行、その機能を守るためにその果たしているプレー

ヤーも守るということじゃないですか、それは、

そうでしょう。

○山口政府委員 手法としては、個別金融機関に対する資本注入という手法はおっしゃるとおりですけれども、その目的が金融機関を助けるためというのではなくて、先ほども申上げたように、金融の不安が不安を呼んでという悪い循環が起きないように、あるいはそれを食いとめるようにといふ目的のためにこれをやるわけございま

す。

したがいまして、資金を注入しましても、ずっとそれを政府が持ち続けるというものでもありません。市場がすくみ現象を起こしてはいる、それが経済全体に悪い影響を及ぼすときのた

めに、これをやらないと経済全体が大変な損失をこうむる。国民全体が困った事態になるといふことをぜひ御理解いただきたいと思います。

○末松委員 まあ、これ以上言葉をいろいろと弄

する気はないのですけれども、ただ、今の答弁にしても、もしあれだったら、ある意味では率直に、プレーヤーである金融機関も救済しながらシステムを守るんだ。それがひいては預金者の保護につながるんだという言い方をすればいいじやないですか。何かあたかも、実際に優先株を購入するというか、要するに優先株を引き受けをもらつた銀行は助かるわけですよね。まさしく、そし

て、その銀行が本当に困ったときに優先株を政府が引き揚げるわけでもないわけであります。だからマクロの善は結局ミクロの善だという位置づけにならざるを得ないと思うのですけれども、どうも今の局長の話、わかつたようでわからない。もう一回、ちょっときちんと論理を組み立ててほしい

と思います。

それから、時間がないので先を続けます。先ほどから出でておりますけれども、東京三菱とか三和

とか、いわゆる優良と言わわれてゐる銀行に対しても、優先株の引き受けが可能なんだろうか、それが意

味な状況に至るとか、あるいは金融機関等が破綻しなど、それが他の金融機関等の連鎖的破綻を発生させることとなる場合に優先株の引き受けを行うことがあります。これは先ほどの質問でもちょっと出したのですが、それはそういう理解でよろしいですか。

○山口政府委員 まず、状況としてこういう状況でなければならない、先生が御指摘いたいたような状況のもとでございます。

それから、基準につきましては、最終的には審査委員会がお決めになり、それを公表されます。そのときひびこの項目は加えるようにといふのが法律に書いてございます。だから、詳細にわたっては審査委員会がお決めになる話でございます。

○末松委員 すべてが審査委員会の決定事項だよ

ということなんですが、銀行局長の認識として、先ほど私が環境を申しましたよ、二点。例えば

資金調達が極めて困難とか、あるいは金融機関の連鎖的破綻を発生させる、そういうふうな環境の認識なんですが、今現在はそういう環境にあるとお思いですかといふのが私の質問だったのですけれども。

○山口政府委員 これは、私見を申し上げるより

は、審査委員会の委員の先生方が御認識をどう持

たれるかということが大切だというふうに思いま

す。

○末松委員 この審査委員会はいつごろできるの

ですか。

○山口政府委員 まず、この法律をお通しいただ

いて成立させていただけませんと審査委員会はも

ちろんできません。それで、もし成立させていた

だけますれば、できるだけ早くおつくりいただ

く時間がないので最後の質問になるか

と思いますが、その審査委員会ですけれども、も

うに我々としても力を尽くしたいと思います。

○末松委員 時間がないので最後の質問になるか

と思いますが、その審査委員会ですけれども、も

うに我々としても力を尽くしたいと思います。

○末松委員 時間がないので最後の質問になるか

と思いますが、その審査委員会ですけれども、も

うに我々としても力を尽くしたいと思います。

○末松委員 これは何のための制度かと

ことを考えましたときに、これがなければ国民が重大な損失を受ける状況を防ぐということでありますれば、危機対応でございますので、そこで、もし値下がりしたら審査委員会が責任をとれとい

うような性格のものでは私はないと思います。そ

れでもつて国民の皆様が安心していただき、経済が円滑に進み、貸し済りあるいは雇用問題等に大きな利益がもたらされれば、それは審査委員会の人たちがどうこう言つべき話ではないと思いま

す。

○末松委員 その意味で恣意的でない対応を望んで、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○村上委員長 次に、佐々木憲昭君。

○末松委員 その意味で恣意的でない対応を望んで、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○佐々木(憲)委員 日本共産党的佐々木憲昭でございます。

提案されている金融二法というのは、三兆円の公的資金投入の枠組みをつくるという重大な内容のものであります。私は二つの問題がある思

うのです。

まず第一は、金融機関の破綻処理に当たりまし

て、財政資金、公的資金というのを住専以外のノンバンクには使わない、信用組合以外の一般金融

機関にも使わない、原則として金融システムの中

の負担によって賄う、こう言つてきたわけだけれども、この公約に真っ向から反している。これが

第一であります。

第二に、預金保険機構の特例業務として新たに

金融危機管理勘定を設けまして、破綻しない健全

な金融機関の資本増強のためにも十三兆円もの公的資金を投入する仕組みをつくろうとしていることであります。

それで大臣に、まず前提として基礎的なことをお聞きしたいわけですが、今度の金融安定化法案、ここで資本注入の対象にならないのはどのように金融機関か、まずお答えを願いたいと思います。

お聞きしたいわけですが、今度の金融危機管理勘定の中の三兆円の方から処理される

のでしようけれども、そういった場合、審査委員会の責任といいますか、そういう責任といふのは

生じるのでしょうか。それは全く責任のない体制なんでしょうか。

○山口政府委員 重ねてお答えをいたしましたが、それは何のための制度かと

ことを考えましたときに、これがなければ国民が重大な損失を受ける状況を防ぐということでありますれば、危機対応でございますので、そこで、もし値下がりしたら審査委員会が責任をとれとい

うような性格のものでは私はないと思います。そ

れでもつて国民の皆様が安心していただき、経済が円滑に進み、貸し済りあるいは雇用問題等に大きな利益がもたらされれば、それは審査委員会の人たちがどうこう言つべき話ではないと思いま

す。

○山口政府委員 まず考えられることは、この法

律に書いてありますように、財務内容等が非常に悪くて破綻が見込まれるようなそういうもの

は、もう当然除外されると思います。

○佐々木(憲)委員 ここに大蔵省からいただきま

した資料があります。「自己資本比率の分布状況」というものでございます。これは平成九年九月末現在のものでございます。これは平成九年九月末現在のものでございますけれども、これによります

と、大手十九行、このうちで国際活動を行つてい

る十七行というのは、すべてBIS基準8%をクリアしております。八から九%が五行、九から一

%が七行、一〇%以上が五行あります。

常識的に考えて、こんなに体力のある銀行にはこれ以上でこ入れする必要はないというふうに思

うわけですから、この十九行、とりわけ十七行、この銀行は優先株購入の対象になるのかならないのか、まずその枠組みとしてこの点をお聞き

したいと思います。

○山口政府委員 結果として申し上げますと、そ

れは排除をされておりません。なぜならば、九月

期でそうした8%を維持しておる銀行も、例えば

昨年十一月ごろの状況を想い起こしていただきた

いのでございますが、大型の破綻があり、その後

ジャパン・プレミアムが一%にまではね上がりま

した。

ジャパン・プレミアムはお金を出せば何とか解

そうになつた銀行もあります。そうなりますと、各銀行は、これは大手銀行ですけれども、競つて資金を取らうとするわけです。そうすると、余計にそこに不安感が生じるわけです。したがつて、BIS基準を仮にクリアしていてもそういったことが起り得るということです。まして、先ほど申し上げましたように、8%を切つたりしますと、本当にクレジットを切られてしまうということもあるわけです。

では、今の状況はどうかといいますと、8%が本当にクリアできるかどうかという問題がいつもついて回るわけです。三月末の時点での数字でございますから、九月末の時点で、今先生おつしやいましたけれども、償却をどんどんやります。そうすると、自己資本は下がつてしまります。株が下がると評価、含みも下がります。時価法をとりますと、そこは償却もしなきゃいけない。したがつて、貸し済り現象と言われる貸し出しの回収字は確かにそうです。しかし、今度の三月末等を見たときに、絶対それが大丈夫かということをいつたときに、彼らとしては不安を持つ、その不安感を持たせいためにはあらゆる手だてがあるということを示す必要がある、こういうことなのでございますので、アブリオリにそういった銀行は排除するということではないと思います。

○佐々木(憲)委員 結局、大手の十七行、体力のある銀行も排除されないので、資本注入の対象になるという御答弁であります。

この金融安定化法の第三条には、発動要件として、自己資本の充実の改善がなければ、我が国における金融の機能に対する内外の信頼が大きく低下するということを挙げています。つまり、こういう体力のある銀行も対象にし、しかもその自己資本の充実を図つてやる、改善しなければならない状況に今ある、こういうことでありますから、まさに大銀行支援、大銀行優遇ということになる

と思うわけですけれども、それではよろしいです。

都銀の話として、「国際的に広く活動する大手行が足並みをそろえ新制度を活用し、財務基盤を固めることで「金融システムに対する心理的な不安を取り除く効果を期待できる」と述べている、

主導などころは十数%、二三%、このぐらいの水準に上がる、こういう感触をお持ちでしょうか。

○山口政府委員 大銀行を優遇するための措置とは思いません。これは、銀行の果たしている機能が広く国民生活全般にまでかかわりがあるからでございます。それが、自己資本が毀損される、あるいは自己資本比率が低下する現象、あるいはそれが危機でもって大変大きな影響を及ぼしているからであります。したがつて、大銀行を助けるためにこの制度があるわけではありません。

それは、手法としてはその銀行に対する資本注入という形はりますけれども、そこで私どもが守りたいのは、そういうシスティミングなり次第で失われる、毀損されることのないよう企業活動なり、そういうものを守るためにあります。

それは自己責任ではないかという御議論もあるかも知れません。それは、自分で調達できればそれはそれでいいわけですが、市場のすくみ現象等が起きたときにそれがうまくいかない。しかもラッシュする。ラッシュしたらしくみはよりすぐります。そういうことをぜひ解消しないと、本当に国民全部が困った事態になるというふうなことを懸念するからでございます。

○佐々木(憲)委員 手法として個別銀行を通じてシステムの安定を図る。しかし、現実にこの法案の成立を前提として大手の主要な銀行が着々と優先株の発行の準備をしている、劣後債発行の準備をしているということが報道されております。中

小の金融機関でどんどんこういう準備をしているという報道はありません。

例えば、ここに一月二十一日付のある新聞を例えれば、ここに一月二十一日付のある新聞をば十兆円を使いますと、仮に今的主要十九行に十兆円を全部入れるとしますと、自己資本比率が私のざつとした計算では一三%ぐらいになる、あるところでは、十九行の半分に入れれば一三%ぐらいいになる、こういう御答弁もありますけれども、国際的レベルからいうとかなり高い方の数字になります。それくらいの備えというものを準備しておけば、国際的ないろいろな横波あるいは横風が当たつても対応できるということが言えるのではないかというふうに考えております、このよ

うに述べておられるわけでありますけれども、そこで、大蔵大臣にちょっとお聞きをしたい。

大蔵大臣も、大体十兆円程度を資本注入すれば主導などころは十数%、二三%、このぐらいの水準に上がる、こういう感触をお持ちでしょうか。

○山口政府委員 私の答弁を引用されましたのに。確かに私は、ちょっと正確に言いますと、半分の銀行に対してということのつもりで言つたわけです。

それで、なぜそういう御答弁を申し上げたかというと、十兆円の用意がある、その十兆円というのはどういう考え方なんだというお尋ねがありましたので、そうすると、十兆円というもののイメージがどう皆様方におわかりいただいているかと、いうことで、仮にこういった形で計算すればとうふうに申し上げたわけです。

○山口政府委員 この法律は、各金融機関が申請を行つた段階で、審査委員会が厳正な審査基準に基づいて引き受けをするかどうかを決めるものであります。

今いろいろな報道という形で御指摘されましたけれども、これはあくまで当該銀行がそれぞれ申請をし、審査委員会が、適合するか、その必要性があるかを審査して決めるというものであります。

○佐々木(憲)委員 今は仕組みの説明をただけであります。現実にこういう動きがあり、この法案が成立をすれば真っ先に申請をする、これが大手主要銀行の動きだという点については否定されなかつたわけであります。

そこで、山口銀行局長は国会での答弁で、例え

委員会がしつかりとした……「審査委員会じやないの」と呼ぶ者あり)

いのとおりでありますから原則論を申し上げました。

十九行のうちの半分ぐらいに入ると大体一三%

程度に上がる、こういう感触は大臣も同じようにお持ちでしようかと聞いたんですが、質問に対し

ては一言もそれにお答えになりません。

私が申し上げておりますのは、結局、大手を中心としてこれを利用するというのが現実に進み、

そして試算をおっしゃいましたが、その試算の根拠には一つの考え方というのがあって、それが

そこ反映していると見なければならないと思つたからであります。現実に、大手六都銀が先行をして申請する見通しだという報道もあります。

例えば、読売新聞の一月十四日、ここでは、「東京三菱、三和、住友、第一勵業、さくら、富士の大手六都銀行が、関連法案の成立を待つては金保険機構に申請する見通しだ」、このように言つてゐるわけであります。つまり、大手がまさに先行をして準備をしている。まだ成立していないのに、法案が成立すれば直ちにそれが可能になるよう、こういうことをやつてゐるわけですね。

しかも、これに対する三塚大蔵大臣はどのように評価をしているかといふ点が報道されていま

す。日経の一月十五日付で、「大手都市銀行が公的資金による優先株・劣後債の買い取りなど資本強化策に前向きに取り組み始めたことについて、

「外国にも安心感を与えることが大事」という意味で、大変歓迎できる」と述べ、「金融システム安定化につながるとの認識を表明した。」つまり、大手銀行が先行して取り組んでいることについて、大変歓迎できる、このようにおっしゃつていて、けれども、これは事実ですね。

○三塚國務大臣 先ほどの十九行、十兆円は、機

かれでいる。

非常に明確になつたのは、金融機関を中心とするこういう体力増強、そういうところに国民の税金が使われ、そして負担は国民に押しつけられ

る。大銀行はますます資本を増強し、利益だけを受けていく。これでは、もう国民は二重三重の負担を強いられるということになるわけであります。

さあそれでは、このように大手の、つまり国際市場で活動をしている巨大銀行がさらに資本の注入を受けて、そしてますます体力を強めていく、そういうのがこの法案のねらいであります。そし

て問題なのは、なぜそこに国民の税金が使われなければならぬのかという問題です。

全くこれは私は不公平だと思うんですよ。大銀行にはつかみ金がどんどん入つてくる。しかし国民は、欲しくもない株を無理やり買わされて、負

担だけは一方的に押しつけられる、こういうことになるんじやありませんか、いかがですか。

○山口政府委員 先生、なぜ税金が決められましたけれども、これはあくまで優先株の購入とか

劣後債の購入とか劣後ローンの供与であります。

それはロスが出た場合にはそういふことにつながりますけれども、それで何をしようかという目的

を考えますと、国がしなければ大変に失うことになります。これは大手銀行であつても、三月期末が不安になりますとどんどん資産の圧縮を迫られ

ていくんです。これをやめろと言つても、それは彼らがそういう行動をとる。安心感を与えてあげればそれがとまる可能性が高くなるわけですか

ぶ)

○佐々木(憲)委員 ロスが出た場合には国民の負担になるということはお認めになりました。

実際に、法案の第三十条を見ますと、取得価額を下回る価額で処分された場合、つまり損失補てんする。損失補てんは結局国民の負担になつていて、損失が出るということを想定して法案がつく

この際、休憩いたします。

午後二時三十二分開議 午後零時四十二分休憩

○村上委員長 休憩前に引き続き会議を開きました。

内閣提出、預金保険法の一部を改正する法律案、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案及び本日付託になりました内閣提出、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案を議題といたします。

まず、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案について趣旨の説明を聴取いたしました。大蔵大臣三塚博君。

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置案、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案及び本日付託になりました内閣提出、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案を議題といたします。

○山口政府委員 一言だけ発言をお許しいただきます。

私はこのような国民犠牲の法案は撤回すべきだ

ということを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○三塚國務大臣 ただいま議題となりました平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、当面の金融・経済情勢に対応するため、平成十年分の所得税について、特別減税を実施することとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申しあげます。

この特別減税は、平成十年分の所得税について、定額による特別減税を実施することとしております。この特別減税の額は、本人について一万余円、控除対象配偶者または扶養親族一人について九千円の合計額としております。ただし、その合計額がその者の特別減税前の所得税額を超える場合には、その所得税額を限度としておりま

す。

この特別減税の具体的な実施方法に関しましては、給与所得者については、平成十年二月一日以

午後二時三十分に委員会を再開することとし、

この特別減税の具体的な実施方法に関しましては、給与所得者については、平成十年二月一日以

後最初に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、以後に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から、順次控除することにより実施することとしております。最終的には、平成十年分の年末調整の際に、年税額から特別減税額を控除することにより精算することとしております。

次に、公的年金等の受給者については、給与等の特別減税に準じた方法によりまして実施することとし、最終的には、来年の確定申告の際に、特別減税の額を精算することとしております。

また、事業所得者等については、原則として、平成十年分の所得税として最初に納付する平成十年七月の予定納税額から特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、第二期の予定納税額から控除することにより実施することとしております。なお、予定納税の必要のない者を含め、最終的には来年の確定申告の際に、特別減税の額を精算することとしております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください。

○村上委員長 これより各案を一括して質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西田猛君。

○西田(猛)委員 自由党の西田猛でございます。ただいま提案されました平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案につきまして御質問を申し上げたいと思います。今回提出されました法案の内容では、一兆円の所得税特別減税を含んでおりますけれども、これはもう皆様よく御存じのように、二兆円の特別所得

税減税は、昨年三月の通常国会におきまして、当

時の新進党が、平成七年、八年と続いてきた所得税の特別減税についての継続法案を提出いたしました。そのときには、残念ながら、与党三党に加え、野党の一部も加わって反対をされた、廃案に追い込まれたものでありますけれども、その後一年たつて、景気が悪くなつたとけであります。ここに至つてこの所得税特別減税法案を出してくるということについての責任、これがやはりここではつきりとけじめをつけておかなければならぬのだと思つておかけであります。ここに至つてこの所得税特別減税法案がなかつたからこそ、減税法案を出していくことにより実施することとしております。

午前中にも質問させていただきました金融機能安定化のための二法案、これも大切なものではございます。また、所得税の特別減税法案も大切なものがございます。しかし、物にはそれぞれ、その時宜を得たタイミングーな場面、場所といふものがござります。それを失した政府の責任、そして、今現在のこの我が国の経済状況を招いた政府の責任といふものは、非常に重く受けとめられなければなりません。

そこで、大蔵大臣にお伺いしたいのですけれども、この所得税、税金についての、あるいはそれの基礎となる経済を見る洞察力のなさ、そして政策の誤り、ここに陥らせた原因について、その責任をいかに明確にお認めになつておられるかをお話しいただきたいと思います。

○三塚国務大臣 御主張は御主張として承らさせていただきます。今回提案しましたこの特別減税は、御案内のとおり、夏以降のアジアの通貨・金融不安、だれしもが予想をしなかつた動きでございました。そして、秋以降の我が国の金融機関の経営問題といつた予期せざる事態を招來したところでございま

す。こつとう、予想をはるかに超えた経済の流れの中で、企業の景況感の悪化、また家計に対する不安感、こういうものが出てまいりました。

各党が言われる、株式市場のメッセージを聞けと、いろいろ言われるわけでございますが、それらもしかと踏まえながら、財政、経済の全体を見ながら、緊急の措置として実施するものとしたわけであります。かねがね申し上げておりますとおり、政治は、緊急な措置、必要というときには俊敏にこれに対応することでなければならぬわけであります。

このほか、この特別減税は、法人課税、有価証券取引税、地価税の減税等の内容を盛り込んだ年度税制改正や、金融システム安定化のための三兆円の公的資金の活用など、ワンセットでつくらさせていただきました。

小出し、出しあれと云われますけれども、議会制民主主義の中におきましては、手続が大事であります。法律によってこの確定をいたらく、それが国民各位の理解をいたくとも通ずるわけでございますから、そういう点で、小出し、立ちおくれということではなく、まともに国民の危機を救うためにこのことに到達をしたという、その点の御理解をいただきたいと思います。

これが成立することによりまして、御案内とのおり、家計や企業の経済に対する不透明感を払拭することだけは間違いありません。また、不安感もこれで解消されるということを期待をしながら、力強い経済の発展を促していかなければならぬと思っておるところであります。

責任をとれということは、まさにそのために、政治の原点に返りまして、御批判を承知の上に与えられたこの仕事をしっかりとやる、こういうことがあります。

○西田(猛)委員 大臣、開き直りともとれるような御答弁をいただきまして、私は、肅々とこの減税法案について審議をさせていただこうかと思つたのですけれども、そのようなお答えをいたくだ

すね。

まず第一点は、私どもはこの減税法案が出来たことを何も批判しているものではないのです。今、批判は批判として受けとめながらおつしやいました。そんなことは批判しております。なぜ去年の四月にこの減税ということをお考えにならなかつたのか、これがまず第一点です。

それから、第二点に、その理由としてある先ほどお聞きいたいは午前中もおつしやいました。いや、予期しなかつたアジアの経済不安だとか、予期しなかつた不況が起つたんだとかおつしやいました。とんでもない話です。アジアの経済不安、アジアの金融不安は、我が国の金融システムにも大きな原因があつたわけです。アジアの諸国に出ていった我が国の金融機関の余りにも逃げ足の速い金融資産が、向こうで資産を形成しないうちにすっと逃げたわけです。それが特にタイにおいて顕著に発生してタイの金融不安を招き、それが香港に移行して香港通貨の下落を招いたから、香港政府は金利をばんと上げて株価が急落した、そこからアシアの金融不安は始まつたわけです。我が国にだつて原因はあることなんですよ。

この二点について、大臣からのお答えをお聞きしたいと思います。

○三塚国務大臣 ですから、四月に提出をいたしました、なぜそれをやらないのか、こういうことは御批判として承る、こう申し上げたわけであります。

それと、アジアに起きました金融不安の速さといつものについて、委員御指摘のように、立地しておりました邦銀の貸し済り、撤退、こういうものもあつたことは承知をいたしておりますけれども、それだけではない経済運営の種々の問題もありましたことは、委員も御承知のとおりでございました。

そういう中で、タイ・バーツに発しまして、インドネシア・ルピア、そして香港、そして韓国、こういう状況が出てまいつたことにかんがみまし

て、当然、アジアは一体でございますから、我が国のマーケットにもその影響は及ぶことは御承知のとおりであります。

そういう点で、この深刻な状態をどうするかといえ、やはり日本がしっかりとして、市場の安定・通貨の安定、そして経済の不安感、市場の不透明感からくる不安感、こういうものを解消しないかなければならない、こういうことを申し上げさせていただいたところであります。

○西田(猛)委員 それと、先ほど藏相は、この減税法案が成立すれば国民のこの経済等に対する不安は一掃されるであろううふうにお答えになりました。果たして、昨年の十二月十七日に橋本内閣総理大臣が突如この二兆円の特別減税を公表されたときに、確かに、翌日には株価が、東証株価がいつとき上がったと思います。しかし、その後ずっと下落を続けておりました。そのことのマーケットの反応について大臣はどのように御判断されましたですか。

○三塚国務大臣 これもいろいろな要素があると思います。橋本首相がマレーシアにおけるAPEC首脳会議、その前のカナダにおける会議、連続して、アジア通貨の不安、このことがアジア全体に及ぼす影響、そしてヨーロッパ、アメリカ、このことも影響を強めるであろう、こういうことと、特に、マレーシアにおけるAPEC会議においては、個々の首脳からバイの会談を要請され、またこちらからもバイの会談をしながら懇談をした中で、通貨安定に対する日本の役割十二分に果たしてほしい、こういうこと。とにかく、こもごも、日本経済が、日本の市場が安定していく、こういうことがアジアの安定、我々の安定にもつながります、こういう点の要請を深刻に受けたことを考えまして最終決断をしましたが、御案内のとおり、メーンバンク及

び協力銀行の足並みがそろうことが難しくなり、破綻をして会社更生への道、今苦惱されておるわけでござります。

日本のメーンバンクと言われる大きな銀行その他がこれだけの会社について手だてを講ずることができるなかつたのかということが、市場に大きな不安をもたらしたことは間違いないのではないか、何がしの金を、それでは次のときに備えたりうかという大方の分析を、私は委員に紹介をしながら、私もそのことはやはり、全部が全部ではございませんけれども、一つの理由であった不安をもたらしたことは間違いないのではないか、そういうことでそう申し上げさせていただきます。

○西田(猛)委員 これは、もう各般のエコノミストの方あるいは世界的な世論にもあらわれておりますけれども、我が国が平成九年中に行いました消費税率の引き上げ、特別減税の打ち切り、その他健康保険制度の国民負担の増加とか等々で九兆円余りの国民負担が増加をし、しかも、公共投資の削減を含んだ九七年度の当初予算で日本の景気は非常に冷え込んだのではないかというふうに思われて、現下の状況が招かれたわけです。そこへもつてきまして、財政構造改革法ができる平成十一年度の政府の原案が今のような形ででき上がつて、デフレ経済を助長しているということが言われているわけです。

こういう状況で今の日本の経済が苦しんでいる以上、この二兆円の特別減税、単年度限りというところで本当に景気が回復していくのかということについては、我が國のみならず、アメリカだから世界的な国だつて、みんな心配をしているところで、本当に景気が回復していくのかといふところです。そこで、きょうは経済企画庁及び通産省の局長の方にも来ていただきたいと思います。そういう点で、ぜひとも一日も早い成案として実行に移させていただきますよう、これは心を込めてお願いを申し上げる、こういうことでございまして、御理解をいただきたいと存じます。

○西田(猛)委員 ここで、きょうは経済企画庁及び通産省の局長の方にも来ていただきたいと思います。そういう状況で、ぜひとも早い成案として実行に移させていただきますよう、これは心を込めてお願いを申し上げる、こういうことでございまして、御理解をいただきたいと存じます。

○塙谷政府委員 お答えをいたします。

景気の動向でございますが、現在足踏みとも言える状態が続いておりまして、昨年秋以降の株価の下落、金融機関の経営破綻、アジア経済情勢の急速な変化などを背景に、家計や企業の景況感が低下をいたしております。個人消費や設備投資にも影響を及ぼすなど、厳しさが増しているものと認識をいたしております。

このような状態に対しまして、政府といたしましては、昨年十一月には、経済構造改革を推進いたしまして民間需要中心の自律的安定成長を図る方向で、規制緩和を中心とする緊急経済対策を実施いたしました。それとともに、平成十一年度税制改正においては、土地譲渡益課税の重課制度の撤廃、地価税凍結など土地の有効利用促進及び取引活性化のための税制改正に加えまして、魅力ある事業環境整備という観点から、法人課税や有価証券取引税等の改革が行われることとなつております。

しかしながら、これらの規制緩和や税制改正につきましては、法律改正等国会での御審議を経て成立していただくことが必要でありまして、その

執行は春以降となるわけであります。

一方、秋口以降の複数の金融機関の経営破綻によります金融システムに対します信頼感の低下、あるいは金融機関の貸し出し態度の一層の慎重化、アジアの経済危機の深刻化が見られる中で、この一・三月期が経済運営にとって極めて重要な時期となると判断をいたしております。

この一・三月期という重要な時期におきまして所得課税の特別減税を行うことは、金融システム安定化策などのさまざまな措置と相まって、相乗的に、消費者、企業の経済の先行きに対する信頼感の回復につながりますことから、景気に効果的に作用するというふうに考えております。

〔委員長退席、坂井委員長代理着席〕

○西田(猛)委員 この一・三月期にこの対策をとることについて、おのおのある程度の効果が期待できるという当然のことのお話ではあると思います。

それでは、去年の四月にこの一兆円減税を継続するという話が出ていたら、もちろん後ろを振り返って言つてもわからないのですけれども、その効果のほどについて、今と比べてどのようにお考えになられるか。これは産業政策局長、いかがでしょうか。

○江崎政府委員 私ども、作業としてそのようなことをやつておりますので、今ここで断定的なことを申し上げるのはちょっと差し控えたいと思います。

○西田(猛)委員 作業としてということだそうですねけれども、しかし、政府のこれから財政あるいは経済運営、産業政策のあり方について私たちには今ここで真剣に議論をしているわけであります。

そこで、午前中からもお話をありましたけれども、金融二法案、これは、例えば橋本総理大臣は衆議院の本会議での答弁の中でも、今回の法による一兆円の特別減税の復活の措置、それと三十兆円の金融安定化対策によって春ごろには景気が回復してくれるだらうと述べておられるわけですが

ども、これについては、私たちは、実は逆なのではないかなというふうに考えているわけです。

実は、経済、景気の悪化がそれぞれの金融の危機を招いてきたのだというのが本因であるというふうに考えておるわけです。九兆円の国民負担を増加した、そして公共投資削減を含む本年度のデフレ予算、それらと、財政構造改革法に従つて支出が削減される来年度以降のデフレ予算、これらが相まって我が国に大変不況を招き、それが金融危機の原因にもなっている。したがつて、今申し上げたような国民負担の増加、それから本年度のもう既にデフレ予算、それから来年度のデフレ予算、これらを修正して、我が国経済が今陥りかけようとしている自律的な景気後退のメカニズムに歯どめをかけなければ景気は一向かないだらうし、そして金融危機も回避されないのでないかという危惧を持っているわけです。

したがつて、我々としては、一兆円の特別減税、それと、いろいろな法人税減税等々のワンセットはあるというお話をござります。金融二法案による三十兆円の公的資金の注入ということをやつております。しかしそれだけではまだ不十分だ。これは、金融二法案のときのいわゆる右側の危機管理勘定の方でも申し上げましたが、十三兆円というものは本当に必要なだらうか。逆に言うと、十七兆円の方は本当にそれでいいんだらうか。使つべきところに使つ、やるべきところにやるといふことはこそが、先ほど大臣が言つておられたのは本筋の責任なのではないのかというふうに考へるのですね。

ですから、我々は何も、政府がやることが、こ

五〇%に引き下げる、そして税率をフラット化して簡素化していくことでありまして、これは制度的な減税として導入をしたいと思います。そして、三番目に有価証券取引税、それから地税、登録免許税の軽減を行いたい。

そして、四番目にはN.P.O.、ノンプロフィットオーガナイゼーションの寄附金に対して所得税控除を行い、国民の皆さんのが税金を納めてそれの所得再分配機能を政府だけが得るのじゃなくて、国民の皆様それぞれが、ノンプロフィットオーガナイゼーションがみずからの意思で、ある意味で自分が納める税金の一部を公共のために使つていただくというふうな制度をつくつて経済活性化していきたいということでございます。

以上のようなら私どもの減税案で、最低でも六兆円、合計では十兆円の減税を視野に入れておるわけでございます。

財源という話が出てくると思います。財源は、ますもつて今や七十七兆円になんなんとする国の予算、これの洗い直しとか見直しとかいうことで予算はなくして、もう徹底的な組み直しによって不要不急の予算の部分を削つていく、そのことによつてこの減税等也可能になつていくし、公共投資もいろいろと見直していけるのではないかというふうに考へておるわけなんですね。

したがつて、私どもは、既に皆様方報道でよく御存じかもしません。しかし、もう一度よく見ていただきために、私ども、今自由党が主張している減税策についてお話を申し上げたいと思います。

まず第一に、一兆円のみならず、総額で、総額の話は後にしますけれども、四兆円の法人課税を軽減したいと思っております。これは実効税率を、国、地方合わせた四九・九八%程度を四〇%程度に引き下げる。

それから、第二に所得課税の最低一兆円減税であります。これは最高の限界税率、現行六五%を

○薄井政府委員 御存じのよう、税金が何のためにあるかといえば、行政サービスの財源としてあるわけでございます。そうしますと、国民の経済力なり国全体の経済力に応じて適切な負担といふものをまず考えなければいけない、トータルとして。あわせて、そのトータルをどのように負担していくだとかいう公平の観点からの各税目間の構成ということを考えなければいけないと思います。

そういう観点から今の御指摘を分析いたしますと、現在、日本の租税負担率は二四・五%でござります。ヨーロッパに比べて一〇%も低い、アメリカよりも低いわけです。そのもとで赤字公債を上乗せして歳出を拡大しているわけです。したがつて、この六兆円とか十兆円という減税ができるような税負担を今していただいている状況であるかどうかということについてまずお考えいただきたく思います。

もう一つは、各税目ごとにいろいろと考えております。したがいまして、今回いろいろ改訂させていただいておりまして、方向性としては、個人所得課税の最高税率の軽減といつたようなことは、政府税調も含めて全体として考えられるときにはやりたいなと思っていることでもございます。

ただし、今申し上げましたように、日本の税負担率あるいは所得課税の現状というようなことを考えたときに、今回提案させていただいているところがぎりぎりであって、景気対策ということから減税すればするほどの決まっているよう私は思いますが、税が何のためにあるかということも含めて考えていただきたいと思いま

す。

○西田(猛)委員 経済企画庁、お願ひします。

○塙谷政府委員 ただいまの御提案につきましては、一つ、有価証券取引税とか取引所税の廃止、

地価税、譲渡益の重課税の凍結等々は、政府といふたしましても十年度税制改正の政府案にかなり盛り込まれていると思います。

それともう一点、特別減税か恒久減税かというところでございますが、一時的な減税と恒久減税の効果に関して申し上げますと、その実施の時期でありますとか消費者マインドに及ぼす影響などをどう見るかにもよりますけれども、一般的には恒久減税の方が消費に与える影響が大きいというふうには考えられます。

しかしながら、今主税局長もおっしゃつておりますように、恒久減税にはそのための恒久的な財源をどこに求めるのかという問題が存在をいたしておりますと、今の御提案でありますと歳出削減ということがあるかと思いますけれども、そのタイミングとか規模等によりまして経済全体に与える影響は異なるというふうに思います。

したがいまして、特別減税か恒久減税かというその効果の違いを一概に申し上げることは困難であろうというふうに思っております。

○江崎政府委員 税制改正の御提案でございますけれども、現在御審議をいただいております税制改正におきまして、平成九年度の二兆円の所得税、住民税の特別減税のほかに、平成十年度においておられるこの平成十年分の所得税の特別減税、これで効果が出ると思いますよといふお答えしか

ない、これはもうそのとおりでございましょう。しかしながら、今経企庁の局長も言われたように、恒久化するのか特別なのかというところにはそれやはりメリット・デメリットがあるよとおられるこの平成十年分の所得税の特別減税、これまでの景気対策として有効だというふうに考えております。

私ども通産省としましては、これらの措置が当面の景気対策として有効だというふうに考えておりますし、また、我が国の中期的な経済構造改革を進める上で大きな効果を發揮するというふうに考えております。

御提案の減税案でござりますけれども、これらの政府の提案の措置に加えましてさらなる措置を講ずるものというふうに認識をしております。先ほど来御議論がありましたが、この財政構

造改革との整合性などにも十分配慮する必要があるというふうに考えております。

法人課税の問題でございますが、これにつきまして通産省としては、今後の経済の活力を維持していくためには法人課税の実効税率を国際水準並みにしていくことが重要であるというふうに思っております。

平成十年度の改革は、その一環として法人税率の引き下げを行おうというものでござりますが、今後さらに国際的に魅力のある事業環境をつくり出していくことを目指しまして、経済構造改革を進めていくという観点からは、地方の法人課税の改革を初めとしまして引き続きこの問題について検討を行っていく必要がある、このように考えております。

○西田(猛)委員 それぞれの三省庁の局長さん、本当に忙しいところありがとうございます。もちろん政府部内でありますから、私どもの提案に対してその方がいいというお答えはきっと出ないわけでありましょし、今政府として提案しておられるこの平成十年分の所得税の特別減税、これが実現されると、主税局のみならず主計当局においても、政府全体として一度真摯に御検討いただきたいというふうに思っております。

○三塚国務大臣 昨日、ルーピンさんのスピーチが外電で入ってきて、若干解説をめぐって、内需主導を要請したのではないかななど言われておりますが、それはそれとして、なかなかいい言葉だなと思いましたのは、弱い日本はアジアにとつても幸運なことではない、強い日本がアジアにとつてもプラスだらうし、日本国にとっても利益であろうし、世界についても利益である、大変含蓄のある言葉を並べております。

国会の場は政府から出てきた法案をあわせておきますと、私ども自由党は御提案を申し上げたいわけなのです。

何も、国会の場は政府から出てきた法案をあわせておきますと、私ども自由党は御提案を申し上げたいわけなのです。

何にも、やはり国会の場で政権党とオポジションが議論をする、その中でいいものをつくつていこう、それが本当の国民のために開かれた選択肢を与える国会ではないかということを提言してまい

りました。なかなか不幸にして政治状況はそれを許していない現下でありますけれども、私どもは肅々とこれからもあらゆる提言を行つて、そしてそのことを政府の皆さんにも考えていただいて、そして皆さんのがお持ちの案とのいろいろな差を考えていていただきたい、そういうふうに提言を持つていただきたいと思っております。

そこで、時間が参りましたので最後に大蔵大臣にお伺いしたいのですけれども、これはいろいろ議論がありました額賀副長官が米国でどういうことをおっしゃったとか、あるいは加藤祐一自民党幹事長が財政構造改革の目標年次を少し先延べしてもいいのではないかというふうなことから、我が国の株価が、若干、きのうは下がりましたけれども、六日連騰したり、円が高くなっています。これらは間違ったマークレットの価格形成になつていくおそれがあるのでないかななどいうことも踏まえて、大蔵大臣ここでひとつ、これから日本の経済それから金融に対して、大臣の、きょうでもうこの減税法案の審議は終わりだそうですから、少し国民に対するメッセージを最後にいただきたいと思います。

○三塚国務大臣 昨日、ルーピンさんのスピーチが外電で入ってきて、若干解説をめぐって、内需主導を要請したのではないかななど言われておりますが、それはそれとして、なかなかいい言葉だなと思いましたのは、弱い日本はアジアにとつても幸運なことではない、強い日本がアジアにとつてもプラスだらうし、日本国にとっても利益であろうし、世界についても利益である、大変含蓄のある言葉を並べております。

日本経済の現況ということになりますと、やはりそれだけASEANからも期待を持って、首脳会談で率直に言いまして、いろいろ御批判があつたことに対し、政治の原点を踏まえてやるべ

きことは何でもやらなければならないという、危機的な状況、深刻な経済を受けとめてスタートを切つておることだけは御理解をいただきたいと思いますし、そのことによつて、ただいま委員御指摘のよう、いいものはいいものとして取り進めることでありますので、ぜひともそういう形で、一日も早い決定がなされて実施に移されいくということありますと、経済の下支えが行き上りまして、正直言つて、三月危機と言わること、これを乗り越えることができるのではないかだろうか、こう思つております。

神頼みではなく、ワンパッケージで、それだけのものをつくらさせていただきましたが、国会の協賛を得ませんければ実行できません。こういうことの中で、協賛を得て実行ができるということにならさせていただきますと、我が国経済もその辺から不安感といふのが解消をされつつ前進をしていき、国民各位の安心感にもつながるのかな。手前勝手なことを言つたなと言われる方もあるうかと思いますが、ここまで参りますと、率直に心情を吐露して申し上げました。総力を挙げてこれを押し上げていく。これは、今提案をしておる諸法案の成立を期していく、そして年度予算を年度内に決定をいただくことが極めて大事、制度改正、税制もまたしかり、こういうことであります。

いろいろ御要望がありました。党対党の中での御協議をいただくことにもなるありますように、政府もそれぞれ、政策提案というのは、門前払いなどということは政党政治にないわけでありますから、真摯に分析をしていくというのは大事な心構えでなければなりません。そういう意味で、二十一世紀に向けて、新しい政党政治のあり方などを模索をされるということは大変大事だし、そのことを御期待、また私も政治家の一人として努力をしなければならぬのかなと思っております。重ねて、今回御提案をさせていただきました安定化法二法、税制補正予算、よろしくお願ひを申し上げさせていただきます。

○西田(延)委員 我が党の減税案についてもよく御検討いただくことをお祈りしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○坂井委員長代理 次に、並木正芳君。

○並木委員 改革クラブの並木正芳でございま

す。統一会派としては平和・改革ということでやられていただいておるわけですけれども、よろしくお願いしたいと思います。

減税法案の方はきょうで審議が終了する予定で

あるということですので、そちらを中心に、三十分というお時間をいただいておりますので、質

問をさせていただきたいと思います。

日本は大変外圧に弱い國だということが言われております。さまざまなもので指摘されるわけですけれども、今回の減税といふことにつきましても、御案内のとおり、橋本総理が、ASEANの非公式首脳会議、こうしたものを踏まえて、アジアの経済不況といふのは大変深刻である、そういう認識のもとに、大変ばららしい言葉ですけれども、世界恐慌の引き金を日本から引かないといふ

ようなことでこの減税に踏み切ったということあります。この辺について、総理はそうした会議に出で初めてこの深刻さをいかにも実感したといふことで、そうしたことから逆に考えますと、大臣の見方をしていたのかなといふにとれないこともあります。

その辺についてはどのように三塚大臣は考えてきたのか。そして、まさにそのアジアの状況を現揚を感じなければ今回の減税が出てこないというふうにあります。

いろいろ御要望がありました。党対党の中での御協議をいただくことにもなるありますように、政府もそれぞれ、政策提案というのは、門前払いなどということは政党政治にないわけでありますから、真摯に分析をしていくというのは大事な心構えでなければなりません。そういう意味で、二十一世紀に向けて、新しい政党政治のあり方などを模索をされるということは大変大事だし、そのことを御期待、また私も政治家の一人として努力をしなければならぬのかなと思っております。重ねて、今回御提案をさせていただきました安定化法二法、税制補正予算、よろしくお願ひを申し上げさせていただきます。

相も、タイのバーツが不安定なようだが心配だな、ぜひフォローして協議していこう、こういうことで、そこが始点であります。

その後、御案内のとおり、タイ・バーツが不安定になり、我が国が中心となつて東京会議を開き、安定期への一つの布石を立てさせていただきました。返還から一回国度でスタートを切つた香港が、次に不安定の形になりました。インドネシア、フィリピン、マレーシア、表面化しませんでしたけれども、そして韓国、こういう諸状況の中で、アジアの中の日本でござります。

あれだけの提携と綿密な連携ができ上がつたアジアとASEAN、こういうことで、経済も彼我の輸出人の中で大きく影響し合うわけでございますし、ボテンシャルの高いアジア、二十一世紀は間違いなくアジアの時代と言われる中の、昨年の夏以降のこの不安定というのは、委員も御言及をいたしておられる。大蔵委員の方々はほとんどそういう点で共通の御理解はあつたと承知をいたしておりますわけでございまして、それが起点でありまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こうしたことだらうと思いまして、いわゆるマレーシア・クアラルンプールにおける首脳会議が、深刻なきわめつけのミーティングがあつたと承知をいたおります。

ために各省の概算の最後の査定の見直し等についての作業中であります。基本方針は財政法の条項に従つて取り進めておるわけでございます。

それとも一つは、税制、政府税調、特に政党政治という観点で自民党税調がスタートがいつで最も早いわけでございますが、最終案をつくり、与院内閣制の中で出してくるわけでございます。これまで本年度減税はおしまいという、ほつとしたところで特別減税十七日早朝からスタートを切るわけでございます。会見で表に出るわけでございますから、率直に言いまして、大蔵省にとりまして青天のへきれきという感じであります。

十七日の早朝、橋本さんから伝達を受けまして、私もアジア状況、それと日本経済の停滞、不透明感といふものについて危機感を持つておりますから、率直に言いまして、大蔵省にとりまして青天のへきれきという感じであります。

十七日の早朝、橋本さんから伝達を受けまして、私はアジア状況、それと日本経済の停滞、不透明感といふものについて危機感を持つておりますから、率直に言いまして、大蔵省にとりまして青天のへきれきという感じであります。

そこで、私はアジア状況について、それと日本経済の停滞、不透明感といふものについて危機感を持つておりますから、率直に言いまして、大蔵省にとりまして青天のへきれきという感じであります。

そこで、私はアジア状況について、それと日本経済の停滞、不透明感といふものについて危機感を持つておりますから、率直に言いまして、大蔵省にとりまして青天のへきれきという感じであります。

ということでは、まさに焼け石に水という言葉がありますけれども、その焼け石をみずからつくつていて、それで水をやつしていくということでは仕方がないのだと思ひます。

経済政策、私どもが申すまでもなく、やはり先生を打つていかなければならぬわけでありますけれども、その辺について、額賀副長官がアメリカに答えたらしい言葉、それと大蔵省の今の考え方、それはどうなんですか。

○三塚国務大臣 それは、朝日の夕刊に先週末出たことをきつかけにいろいろ取りざなされたようになりましたが、私のところには、朝日の夕刊に記載されて、三塚大蔵大臣、お読みになりましたかといふので本人から直接電話がありました、副長官から。いや、まだ見ておらない、正直言つておりました。私のところには、朝日の夕刊を見ておりませんでした。すぐ取り寄せて見まして、実はこれは事実無根であります。私は本音から大蔵大臣には申し上げます。早速、茨城に、実家の方に用事があって行っておられたようですが、これから東京に戻って、官邸詰め記者団に来て、実態をお話をし、真実でないといふことを訂正をさせますので、こういう電話でございました。

額賀副長官と私、まあ官房長官もそうですが、財政構造改革法成立までのお互いの努力、そして予算編成、システム安定のための法律、官澤本部長を中心に党的各位が真剣にこれまた論議をいたいでいる中でござりますし、そういうことで、これをせひひとつ、次、この国会において御理解を得て、成立を期さなければならない、こういうことでありましたので、私は額賀副長官のその話をとともに受けました。

額賀副長官といふ人の人物論ではありませんが、極めて誠実な方でありますので、大変だろうけれども、しっかりとあなたの真意を記者団に理解をいたくよう頑張つてくださいと、その旨を伝えて官房長にすぐ伝えてくれと、こういふことがあります。

○並木委員 額賀官房副長官は前大蔵委員長でもありますので、その人柄は知っておりますが、

私が質問しているところは、必ずしも言つた言わぬい、これまで国会といふものを重視するか軽視するかということでは、それはそれでゆきしき問題であるわけですから、しかしアメリカがやはり二兆円のこの減税では不十分であるという認識が内外ともにあるわけです。それに対して大蔵省が、つまり、これの効果をしばらく見てからやはり二兆円のこの減税では不十分であるということをお聞きしたいわけです。

新年度予算、これからまた論議があると思いますが、予算編成、その中でも法人税の減税あるいは有取税の半減とかこういうものも盛り込んでいくと、田委員の方も、四〇%ぐらいまで実質法人税を下げられないか。私ども、その辺については、法人の、企業の活動を活性化する上でもその辺はどうなんだろうという主張もあるわけでありますけれども、そうした次なる策というのを今的新年度予算に盛り込む、そういうものだけで考えていくべきだと思います。

○三塚国務大臣 また同じ答弁になつて恐縮です。橋本さんが言われるとおり、また私も財政を預かる者として今まで参りましたのは、後世に借金を繰り延べをして積み上げていくことだけは、何としてもこれはやめなければならない、世代間対応し、人生の幸せを全うできるような福祉国家、こういうものが根底にあると言つてきましたが、これがでございます。よつて、危機的状況の認識の中、システム安定特別措置法であります。

出をさしていただき、御審議をいただく。

その枠組みが交付国債十兆、そして政府保証二十兆。預金者保護とシステム安定のための段取りをさせていただきました。貸し渡り対策で二十五兆、二年一度にわたる体制をとり、政府関係機関のフル动员で中小、中堅企業の皆様への融資の道を確立をしよう、こうしたことがあり、制度減税八千四百でございますが、これまで来年度をにらみながら、十一年度税制改正をにらみながら、グローバルスタンダードにこれも上げたい。

こういうパッケージの経済財政運営方針を出させていただいておりますのだから、何とぞその点は深い御理解をいただき、取り進めさせていただきますように。これが必ず私は日本経済の下支えになります。国民各位の不安感、これの解消に向かいまして、御家庭、企業の動向が上向いていくことをお聞きします。証券支えになり、国民各位の不安感、これの解消に向かいまして、御家庭、企業の動向が上向いていくことをお聞きします。

○並木委員 大臣にも一度お聞きします。証券市場の動きを見てですが、二兆円減税では一時株価も上がったわけですから、またすぐに落ちていってしまった。さらに、今いわゆる株価、これはある意味では、一万五千円を割る、そういうところからすれば良好な水準に戻りつつある、維持しつつあるというところなんですねけれども、これはまさに次なる追加策、景気浮揚策を期待して、あるいは額賀官房副長官が、これは事実かどうかといふのはまだ明らかではありませんけれども、これは、アメリカに対し答えたというような報道、そういうものも踏まえて株価が維持されているんじゃないかといふふうに考へるわけです。そういうふうに考へるわけですね。そういうふうに考へるところからしたら、市場は明らかに次の策を要求しているんじやないかと思いますが、その辺について、市場の動きについてどうお考へなんでしょうか。

○三塚国務大臣 並木さんも相当詳しい方であることは知つております。私は余り詳しくないのでありますけれども、財政、経済、金融、こういうことで、担当でありますから、勉強させていただきました。

さまざまなもの要素でマーケットが動くことはおわりのとおりでございます。同時に、さまざまメッセージを出してくるのもそのとおりでございます。

主導大臣でありますから、具体的なことは、財研の記者各位その他の記者の皆さんから聞かれましても、講演でも、私はそのレベルに言及したことはございません。

そういうことの中、市場は市場の動き、無残にして残酷なほどきついメッセージを出してくるわけでありますから、またマインド、こういうことにもなります。そういうことに、政府として、大蔵大臣として何がやれるかというと、冷静な態度の中でやるべきことは一つ一つ積み上げていく。しかし、小出しになります。どうでも議会は、法案提出日というの、御案内のとおり、予算関連、予算非関連でも、議員立法以外は三月の上旬までは出せとか途中からは認めないと、こういうことがあります。

そういう中で、メッセージを分析しながら、エッセンスで、集約して言えと言われれば、不安感であります、経済の不透明感であります。この不安感と不透明感をどうやって解消するか、ここに視点を合わせまして、党とも相談を申し上げ、官澤本部長とも協議をさせていただきながら、安定という法律、党においておつくりをいただき、政府提案でしなければなりませんから、事務当局、この法律の政府提案としての法制局審議を終えて提案をさせていただいたということであります。

今度は私自身の考え方であります。マーケットは着実にこの努力を理解してくれておるのではないだろうか。安定化法は二つで、いろいろ御議論、午前の審議でもございました。それはそれとして、それだけの決心をして、交付国債、そして政府保証、両特別勘定に十兆ずつつきりと配置をした。これは内閣、政治の全責任で勝負に出るわけでございますから、これをやることで必ず安定への道が出る、こういふ信念で出さしていただいているところでございます。

それと、補正予算、一・五の国庫債務負担行為をぎりぎりいっぱいに加えさせていただきました。制度減税も、私も政治家の一人としていろいろと連携をとらさしていただきましたし、考え方を党的責任者の各位にお話し申し上げました。グローバルスタンダードという、ビッグバンとそれから法人税等の話についてお話をきいていただきましたところであり、大蔵の関係当局の諸君も、そのことについて、それぞれ税調の各位、また安定化本部の各位とのミーティングをいたしましたところであり、経済界に対しましても、それぞれに、代表の方に私からも説明を申し上げ、事務方からも説明を申し上げるという努力をいたしました。

決してペーパーカンペニーではない形であります。

しかし、これ、法律になりませんければスタートを切れませんのでということであります。マーケットは少しずつこの真剣なことに御理解をいただきつつあるのかな、こう思っております。先生方から、そういう意味で、どうやら政府も命がけになってきたなというアドバイスをいただきますと、それが信認のベースにプラスになるのではないか。大蔵委員会ですから政党人同士の議論でありますので、あえて申し上げさせていただきました。

〔坂井委員長代理退席、井奥委員長代理着席〕

○並木委員 率直に言つて、今、二兆円はたんす預金になつてしまふ、こういう報道等も盛んにされてゐるわけであります。我々は、ここまで消費マインドが冷え込んでしまつたそういう実態を踏まえると、思い切つて、法人税も含めてでござりますけれども、六兆円規模の減税をしてはどうか、というような提案をしているわけであります。

これに対しても、確かに六兆円規模の減税ということになりますと、まあ財革の目標年限二〇〇三年には当然GDP三%のラインを守れないといふようなところから、恐らく今の時点でそういうことにこだわれば是とするわけにはいかないとい

うような考え方かもしませんけれども、むしろ、このデフレギヤップによる、あるいは消費税率等の増税、国民負担増による消費マインドの冷えましたところでは、やはりもう一度成長軌道に乗せていくために、ここは思い切つた減税の方が、将来的には収支もふえて、財政路線にもあるいはなつていくだろう。ここでむしろ減税を、荒療治かもしませんけれども、あえてすることによって、日本の税制における累進性の問題、さまざまなものがあるとか所得税における累進性の問題、さまざまの

の低い、上のところだけをまねしますと、日本の所得負担というものは極めて低くなってしまいます。そういうことは、私どもが、国民が求めている行政サービスを将来賄つていけない、今も賄つていけないわけですね。

そういうことも考えながら、一方で、経済も大事です。そのバランスを考えいくと、小さいとは言われますが、精いっぱいのものである。また今後、経済の状況次第でいろいろ考へるということもあります。それでも、これを税だけで考へるのかどうか、いろんなことを考へていただきたいと思つております。

○並木委員 今のように、アメリカ云々とかいうお話を比較しますと、まあ痛い部分もあるわけなんですが、私ども改革クラブは、消費税をもとの3%に、これは四だと二だとかいうと大混乱もありますので、もとの3%というの、これは既にそういったコンピューターの経済的なプログラミングもあるのですから、もう一度もとに戻したいかがかというような提案をさせていただいているわけです。

もちろん、今、薄井主税局長のおつしやつたよ

うに、将来的に高齢化あるいは少子化社会というのを考えますと、こうした消費課税、間接税を大

きくしていくというような考え方も、我々は容認

するところなんです。しかし、今のこの消費マイ

ントを何とか上向かせなきならない、そういう

点においては、直接的にむしろ効果があり、な

かつか物を買つていただくことによつて税収も結果

的には多少なりとも上がつていく、こういうこと

で、消費税をもとへ戻したらいかがかと。これは

別に一年間ということではなく、一年なり二年な

りということになるのかもしませんけれども、

その辺についてはいかがお考へでしようか。

記憶が間違つてゐるか知りませんが、國の税金、國税の中でのいわゆる直接税に依存している部分が、當時七四・五%ございました。これはちょっと行き過ぎであると。間接税の國にすることはないと思いますけれども、もつと直接税から間接税に負担を移していいんではないかということで、國民的な御議論を呼んでしまつたわけですが、ことし、平成十年の今回提案している税法によりますと、これがたしか六三%ぐらいまで下がつております。いわゆる直間比率がこの十

年間で一〇%ほど直接税から間接税に移つてゐるわけです。

それとしても、まだというのはちょっと言い過ぎかもしませんけれども、六三%は直接税に頼つてゐるわけです。したがつて、所得減税あるいは法人減税ということをおつしやつてゐるんだ

と思います。

にもかかわらず、消費税について、これを景気対策という短期的対策のために三に戻すとした場合、景気にはあるいはいいかもしませんけれども、これは国民にとっては混乱を招くのではない

かと思います。

いずれ五に戻すということですから、それこそ、御指摘のように、将来五になるのに本当に消費に向かうんだろうかということもあるうと思ひますし、國民の見方からも、五%というのは決して高いと思っていないかどうかはちょっと別ですけれども、これを三にしてまたもとに戻していく

ということは混乱を招く。

あとは、極めて技術的でそれども、間接税、特に消費税というのはすべてのものの価格の中に

入つております。これをもとに戻していくという

ことは、しかも短期的にそれを二回行つたり来た

りするというのは、混乱のもとだと思います。

さらにもう一つ申し上げると、地方消費税一%

の低い、上のところだけをまねしますと、日本の所得負担というものは極めて低くなってしまいます。そういうことは、私どもが、国民が求めている行政サービスを将来賄つていけない、今も賄つていけないわけですね。

そういうことも考えながら、一方で、経済も大事です。そのバランスを考えいくと、小さいとは言われますが、精いっぱいのものである。また今後、経済の状況次第でいろいろ考へるということがあります。それでも、これを税だけで考へるのかどうか、いろんなことを考へていただきたいと思つております。

○並木委員 今のように、アメリカ云々とかいうお話を比較しますと、まあ痛い部分もあるわけなんですが、私ども改革クラブは、消費税をもとの3%に、これは四だと二だとかいうと大混乱もありますので、もとの3%というの、これは既にそういったコンピューターの経済的なプログラミングもあるのですから、もう一度もとに戻したいかがかというような提案をさせていただいているわけです。

もちろん、今、薄井主税局長のおつしやつたよう

うに、将来的に高齢化あるいは少子化社会というのを考えますと、こうした消費課税、間接税を大

きくしていくというような考え方も、我々は容認

するところなんです。しかし、今のこの消費マ

ントを何とか上向かせなきならない、そういう

点においては、直接的にむしろ効果があり、な

かつか物を買つていただくことによつて税収も結果

的には多少なりとも上がつていく、こういうこと

で、消費税をもとへ戻したらいかがかと。これは

別に一年間ということではなく、一年なり二年な

りということになるのかもしませんけれども、

その辺についてはいかがお考へでしようか。

記憶が間違つてゐるか知りませんが、國の税金、國税の中でのいわゆる直接税に依存している部分が、當時七四・五%ございました。これはちょっと行き過ぎであると。間接税の國にする

ことはないと思いますけれども、もつと直接税から間接税に負担を移していいんではないかという

ことで、國民的な御議論を呼んでしまつたわけですが、ことし、平成十年の今回提案している税法によりますと、これがたしか六三%ぐらいまで下がつております。いわゆる直間比率がこの十

年間で一〇%ほど直接税から間接税に移つてゐるわけです。

それとしても、まだというのはちょっと言い過ぎかもしませんけれども、六三%は直接税に頼つてゐるわけです。したがつて、所得減税あるいは法人減税ということをおつしやつてゐるんだ

と思います。

にもかかわらず、消費税について、これを景気対策という短期的対策のために三に戻すとした場合、景気にはあるいはいいかもしませんけれども、これは国民にとっては混乱を招くのではない

かと思います。

いずれ五に戻すということですから、それこそ、御指摘のように、将来五になるのに本当に消費

に向かうんだろうかということもあるうと思ひますし、國民の見方からも、五%というのは決して高いと思っていないかどうかはちょっと別ですけれども、これを三にしてまたもとに戻していく

ということは混乱を招く。

あとは、極めて技術的でそれども、間接税、特に消費税というのはすべてのものの価格の中に

入つております。これをもとに戻していくという

ことは、しかも短期的にそれを二回行つたり来た

りするというのは、混乱のもとだと思います。

さらにもう一つ申し上げると、地方消費税一%

した。この部分をもとに戻すということは、とてもも、私は混乱が大き過ぎて無理だと思っておりま

す。

○並木委員 この議論はさらに続けさせていただければと思いませんけれども、時間もありませんので、一応要求というようなことさせていただければと思います。

厚生省の方からもせつかくきょうおいでいただいだんすけれども、実は、この減税で恩恵といいますか、受けない、そういう方たちがいらっしゃるわけです。それに対しては、福祉の給付金ということで、臨時措置として三万円なり一万円なり、一万円の方が千三百六十万人ぐらいですか、対象になるようですねけれども。

これに対する景気浮揚効果ということからすれば、今までの議論でもありました、減税が必要しもすぐに購買に、消費に結びつかない、今がそういう時代だというようなことなんですねけれども、こういった方たちは、むしろ大変窮屈されているということからすると、消費に回りやすいお金かと思いますし、そうした方が非常に苦境にあるということからすれば、さらなる措置を考えてもいいのかと思いませんけれども、その辺について御答弁をお願いしたいと思います。

○大泉説明員 先生がおっしゃいましたさらなる措置と申しますのは、今回の給付金の増額というふうにとらえさせていただきましたけれども、今回給付金の額そのものは、与党間で、昨年実施されました臨時福祉給付金の支給を再度実施するという確認が年末に行われました。この確認を踏まえまして、その支給額は前年度の実施内容を勘案して決めたものでございます。

そして、私どもいたしましては、この趣旨は、社会的弱者の生活の安定と福祉の向上を図るために講ずる臨時特例の措置であるというふうに理解しております。

先生おっしゃいましたように、低所得の方々は、ふだんないお金が来ますので、そのお金を使つてふだん買えないものを買って、消費につな

がって、それがすなわち景気刺激にもなるというふうに私ども考えております。

○並木委員 大蔵の論議としてはちょっと影の部分になるわけなのですけれども、そうした弱者の方といいますか、そつう方にぜひ格段の御配慮を願えればということを申し述べておきたいと

思います。

時間があと五分ということでござりますけれども、最後に、金融関連の不祥事についてのお話を少しお聞きしたいと思います。

経済を浮揚させる、景気を浮揚させるという意味では、まさにそのリーダーたる者の信頼性とい

うのが重要なになってくるわけです。そうしたことからすると、昨今の情勢、我々もともに政界にある一人として反省をしていかなければいけないのですけれども、今、大蔵省の方々がいろいろ問題になつてゐるわけです。

実は、昨年の私の質問の中で、MOF担という言葉があります、それを大臣御存じですかとい

うようなことでしたら、国会議論で知りましたというようなことなのですけれども、こういうMOF

担というようなものが億に及ぶような資金を決裁できる、しかも、銀行、証券会社に必ずと言つていいほどそういう者がおるというようなことが關係筋では当たり前のこととして今までされてきた。非常にこの辺、本音、建前を使い分けるのは、日本人としても、こついうものを当たり前と

してきた風潮というのは、ここで大いに反省しなければならないと思うわけです。日本人というのはとかく、物事がうまくいくにはそれなりのおつき合いも必要ですと、そういうふうな風潮がいまだにあるのじやないかと思うわけです。

山口局長、失礼なのですけれども、割り勘ならな、予算委員会等の答弁もあつたわけではありませんけれども、そこ申し出をして、承認を得たら

方よりも、人間関係スムーズにという一面を、こ

ういうときには、これはオープンな場ならともかく、プライベートなときにまでそういうおつき合いをするよりは、むしろゼロである、お茶やコーヒー以外はおつき合いしないというようなものの方がむしろ健全なのじやないか。

ノンキヤリアの人は、私も二十年ほど前、関財の、関東財務局のお仕事にもかかわったことがあります。それが、ケーリーさんたちになるのはばかりか、コーヒーぐらいでしたらといふよな、そのころにもう既にそういう良識もあったわけですが、キヤリアと言われる人たちがむしろ高額の接待を受けて、ある面では麻痺してしまつている。

こういうことから考えますと、この際、ゼロというようなところまで踏み込んでのそうしたものを見ていくべきじゃないかと思うのですけれども、どう考えますか。

○武蔵政府委員 公務員の一般的な倫理規定という観点からお答えを申し上げたいと思うのでございますけれども、平成八年の十二月に大蔵省の職員倫理規程というものをつくりました。そこでは、関係業者等との間で接待を受けること、そのことを行つてはならないというふうに決めさせていただきました。接待というと、もてなしを受けたことだと思っています。そういうことはこれ

はもう一切やつてはいけないということでござります。

ただ、会食、これは集まつて食事をするということなのでござりますけれども、これも原則禁止でございますが、場合によりますと、職務として必要な会議で何か食事が出るといったようなことはあり得るわけでございます。こういう場合には、対価を支払うか、あるいは金額によりましてはそこまで言つてはかえつて社会常識に反するようなこともあるかもしれない。そういう場合に

は、いわゆる服務管理官というのが各局にありますけれども、そこに申し出をして、承認を得たら例外として認めるというような扱いになつておるわけでございます。

そういう意味で、現時点におきましては、いわゆる接待というのは全面的に禁止になつておることでございます。

○並木委員 山口局長の名前を出しましたけれども、その辺誤解なきようになりますが、たまたま割り勘というようなことで、そういう場で処理されているというようなお話をもう一つおきたいと思います。

最後に、大臣にお聞きしますけれども、新井代議士が証券会社から利益供与を受けたと、いうような疑惑を持たれて、人の名前を使つたり、そういう利益供与を受けることは、大蔵行政のエキスパートだろうと言われた新井代議士が知らなかつたというような話もあつたわけです。これでは国民はやはり納得しないと思うのですが、大臣は、こういうことはもあるとすればいけないというようなことをぜひ国民の前に、当然知つていて、いうことを大臣の口からお聞きしたいと思いますし、そういうようなことが大臣の関連の中で決して起つてはならないし、もし起つてはかかるべく襟を正す、そういうふうなこともぜひ最後において伺ひして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○三塚國務大臣 政治家それぞれ、国民の選任によりまして就任に至るわけであります。政治行動にかかる問題は必ずからが誤解を解く努力をしていく、こういうことであろうと思いまますし、特別に議員を固定してお聞きいただいておるわけであります。私がからは一般論として申し上げ、議員として心がけべきことは、疑念を受けてはなりませんし、そういうときには必ずからそのことの解明に当たる、これが大事なこと、こういうことであります。

○並木委員 ありがとうございました。

○村上委員長 次に、北脇保之君。

○北脇委員 民友連の北脇保之でございます。

私は、所得税の特別減税法案と金融安定化緊急特別措置法案、この二つについて質問を申し上げます。

まず最初に、特別減税についてですが、私のこの問題についての基本的な考え方を述べさせていただきたいと思います。

私は、昨年の通常国会でもこの問題を取り上げたのですが、やはり今の日本経済にとって、経済再建なくして財政再建なし、これを基本とするべきだという考え方でございます。確かに、日本の財政が、国、地方を合わせて五百兆円を超えるような累積債務を抱えている、そういう財政状態を改善していかなければならぬ、そういうことは大きな課題である、それは認めます。

しかし、その一方で、今の日本経済、昨年来の経済を見ますと、当時は、昨年の通常国会のころは回復基調にあるというふうに政府は言っていたわけですが、その回復の足取りが非常におぼつかない。したがって、とにかく景気回復を確かなものにして、そのことによって税収の増も図りながら財政再建を果たしていく、こういう順序、これが大変大事だということをこの大蔵委員会でも指摘をいたしたところでございます。その政策の順序を考えないと結局アハハチ取らずになってしまふ、そのことがひいては、かえつて財政再建のための国民の負担、コストというものを大きくしかねないんだということを申し上げてきたわけです。

その点を考えると、今回の特別減税、二兆円という案が出されたわけでございますが、この二兆円というものが今日本の景気対策なし我が国の経済再建にとって十分であるかどうか、大変大きな議論があるわけでございます。私は、これは非常に不十分だという考えに立っているわけでございますが、このこと一つを例にとつても、昨年の通常国会で平成九年度予算を論議していたときは、二兆円の特別減税を継続するかどうかという、二兆円という金額の問題であった。それがそのまま継続されれば、二兆円という財政的な負担で

もつて所定の効果を上げ得たと思うんですね。それが、先送りをしてタイミングを間違えたためには、今この平成九年度の補正予算で住民税を含めます。

三歳出カットをやりました。これはただ切るのではなく、中身の再点検、制度の見直しを含めます。

十分かどうかという議論を招いています。

したがつて、経済再建なくして財政再建なし、これがまさに重要なことだということが明らかになつてゐると思うんです。経済再建をしていきながら、

その中で税収の増を図つて財政再建をしていくと、いうことであれば、その時点における減税といふものが小さな規模でも経済再建という目的を果たし得たものが、時期がすぎて、経済再建がおくれればおくれるほど財政再建のための道が長くなつてしまつて、そのため財政的なコストもかえつて負担が多くなつてくる、こういうことが今回言えるんではないかというふうに思います。

まず最初に、私の意見等を余り長く述べているのもちよつとどうかと思いますので、今申し上げたように、経済再建なくして財政再建なしなんだ、経済再建のタイミングを誤ると財政再建にも特별減税については二兆円では不十分だという議論を招いている。これが今私が申し上げたよう時間がかかるし、かえつてコストもかかつてくまでも、生命、健康にかかるものについてはしばらく改善でと、こういう象徴的なこともよく御案内のとおりであります。両々相まって取り組んでいかなければなりませんし、タイムスパンはタイムスパンとして大事にしなくちゃいけない。これは、議会手続等、執行へのタイムがある

ならない、こう思つております。

また、撤廃の効果は、撤廃の場合には両様ありますけれども、生命、健康にかかるものについ

てはしまばらく改善でと、こういう象徴的なこともよく御案内のとおりであります。両々相まって取

り組んでいかなければなりませんし、タイムスパン

はまさに、先ほど主税局長が言わされましたとお

り、消費税二%アップの準備段階の中で、それぞれの税制の制度改革、また臨時減税などをやりな

がら、体力を付与しながら取り組んできました

し、一・九は達成可能であろうと大方がスタート

台はそう見たことであつたと私は思います。も

ろん、当時の新進党の各位を中心、またその他

の政党もございましたが、減税は続けろ、特別減

税は続けろ、その他等々ありましたことも承知は

いたしております。

その後、はるかに予想を超える問題が起きまし

た。もうくどいですから省略します。アジア通貨

の不安定、それを引きずつて秋以降の大型倒産

等々、不安、不透明マインドの問題、こういう

ことで急速な変化は変化として認めるということ

でございまして、そついう中で、二十一世紀を展

望しておる我が国の財政運営の基本というも

は、やはり大事にしていかなければならない。そ

して、脱高コスト構造の規制緩和、これは真剣に

えながら取り組まなければなりません。

御案内のとおり、予算編成におきましては、三歳出カットをやりました。これはただ切るのではなく、中身の再点検、制度の見直しを含めます。

三歳出カットをやりました。これはまだ切るのではなく、中身の再点検、制度の見直しを含めます。

新規採用については費用対効果をしっかりと踏まえる、終わつたものに対してはその検証のシ

ントをやり抜きます、時のアセスメントと言われるところでござります。

そういうことを取り進めて対応をいたしております。

わざであります、この基本的理念は、やはり内外の信託を得るためにこれは大事にしなくや

いけない。そのためには、行政改革が財政運営と一体化しまして、まさにリストラの徹底、規制緩和、時に規制の撤廃を図るという決心がなければ

ならない、こう思つております。

また、撤廃の効果は、撤廃の場合には両様あり

ますけれども、生命、健康にかかるものについ

てはしまばらく改善でと、こういう象徴的なこともよく御案内のとおりであります。両々相まって取

り組んでいかなければなりませんし、タイムスパン

はまさに、先ほど主税局長が言わされましたとお

り、消費税二%アップの準備段階の中で、それぞ

れの税制の制度改革、また臨時減税などをやりな

がら、体力を付与しながら取り組んできました

し、一・九は達成可能であろうと大方がスタート

台はそう見たことであつたと私は思います。も

ろん、当時の新進党の各位を中心、またその他

の政党もございましたが、減税は続けろ、特別減

税は続けろ、その他等々ありましたことも承知は

いたしております。

その後、はるかに予想を超える問題が起きまし

た。もうくどいですから省略します。アジア通貨

の不安定、それを引きずつて秋以降の大型倒産

等々、不安、不透明マインドの問題、こういう

ことで急速な変化は変化として認めるということ

課題を達成するための政策手段としてまあどれだけのコスト、コストという言い方は余り適切な表現ではないんですが、わかりやすく言えば、減税がどれだけ必要かというようなことを考えたときには、今この平成九年度の補正予算で住民税を含めます。

三歳出カットをやりました。これはただ切るのではなく、中身の再点検、制度の見直しを含めます。

新規採用については費用対効果をしっかりと踏まえる、終わつたものに対してはその検証のシ

ントをやり抜きます、時のアセスメントと言われるところでござります。

そういうことを取り進めて対応をいたしております。

わざであります、この基本的理念は、やはり内

外の信託を得るためにこれは大事にしなくや

いけない。そのためには、行政改革が財政運営と

一体化しまして、まさにリストラの徹底、規制緩和、時に規制の撤廃を図るという決心がなければ

ならない、こう思つております。

また、撤廃の効果は、撤廃の場合には両様あり

ますけれども、生命、健康にかかるものについ

てはしまばらく改善でと、こういう象徴的なこともよく御案内のとおりであります。両々相まって取

り組んでいかなければなりませんし、タイムスパン

はまさに、先ほど主税局長が言わされましたとお

り、消費税二%アップの準備段階の中で、それぞ

れの税制の制度改革、また臨時減税などをやりな

がら、体力を付与しながら取り組んできました

し、一・九は達成可能であろうと大方がスタート

台はそう見たことであつたと私は思います。も

ろん、当時の新進党の各位を中心、またその他

の政党もございましたが、減税は続けろ、特別減

税は続けろ、その他等々ありましたことも承知は

いたしております。

その後、はるかに予想を超える問題が起きまし

た。もうくどいですから省略します。アジア通貨

の不安定、それを引きずつて秋以降の大型倒産

等々、不安、不透明マインドの問題、こういう

ことで急速な変化は変化として認めるということ

でございまして、そついう中で、二十一世紀を展

望しておる我が国の財政運営の基本というも

は、やはり大事にしていかなければならない。そ

して、脱高コスト構造の規制緩和、これは真剣に

新しい産業の誕生を促し、ベンチャービジネスが

お話を申しわけないんですが、お答えをいただ

きたいと思います。

〔委員長退席、井奥委員長代理着席〕

○三塚國務大臣 言わんとする御趣旨を私が今日

の段階で否定する気は全くありません。橋本さん

がかねがね緊急措置、それと本来の基本方針、そ

れに基づく予算編成とはおのずから対立する概念

ではなく、タイムスパンの問題が残る、こういう

ことでその整合性をどうとるかということが大事

なポイント、私も全く同感であります。私はいつ

も、財政構造改革が法律になりまして、

政府はこの法律に縛られる、特に財政当局は財政

運営の責任者でありますから、これをしかと踏ま

は課題であり、今も同じ課題が続いている。その

さらに前進をするような環境をつくることは当然、これに向ける所要の措置は講じなければならぬ、こうしたことありますて、緊急な危機を回避をする施策というものは、その都度時のことによって見通しが誤ったといふのであれば、結果として、それはそれとして受けとめるということです。しかしながら、予想を超えた、そういうことありましたことに對して、内閣として、政治としてのやり得べきことは全力を尽くさせ措置をさせていただいたということで御理解を得たいと思います。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○北脇委員 今御答弁の中で、予測しなかったこともありますて受けとめるということです。ございましたので、そのことは確認させていただきます。

もう一つ、今の大臣の御答弁の中で、予測しなかったこともあり、結果として受けとめるということです。ございましたので、そのことは確認させていただきます。

やる意味は、本会議などでも橋本総理がたびたび答弁されているように、財政構造改革というのは中長期的な課題である、景気対策というのは短期的な当面の課題である、ですからそれは二者択一ではなくて相互に矛盾するものではないんだ、このようなことの意味かなとうに受けとめたんですが、大臣それで間違いないでしようか。

○三塚國務大臣 タイムスパンという意味はそ

うであります。

危機的状況に適時適切に対応する、ぎりぎり

いっぱいの措置を講ずる、財構法の基本は決して放棄するものではなく、それは堅持をしながら前

に進まなければ、あれだけの大議論の中で成立させていただいたものでございますから、政府とす

れば忠実にその基本的理念を体して、その中で節減ができるか、税収がどうあるべきかということ

こと、規制緩和をどう前進せしめるか、こういうことであらうかと思ひます。

ささらに前進をするような環境をつくることは當然、これに向ける所要の措置は講じなければならぬ、こうしたことありますて、緊急な危機を回避をする施策というものは、その都度時のことによって見通しが誤ったといふのであれば、結果として、それはそれとして受けとめる

ということです。しかしながら、予想を超えた、そういうことありましたことに對して、内閣として、政治としてのやり得べきことは全力を尽くさせ措置をさせていただいたといふので

御理解を得たいと思います。

○北脇委員 今御答弁の中で、予測しなかったこ

ともあり、結果として受けとめるということです。ございましたので、そのことは確認させていただきます。

もう一つ、今の大臣の御答弁の中で、予測しなかったこともあり、結果として受けとめる

ということです。ございましたので、そのことは確認させていただきます。

また、減税ということについても、やはり減税

財源ということになれば、どうしたって赤字国債

が必要になつてくる。そういつたことで、平成十

年度の予算の税制改正についても、非常にその減

税規模というのは、一兆円に満たないといふよう

なところに抑えられている。ですから、現下の必

要な景気対策、これは公共投資だつてそんなにむ

やみやたらとカットしていくといふのではなくて、確かにその効率的な施行とか、そういう課題

があります。しかし、量的にこれを急激にカット

していったら景気対策にならない、足を引っ張る

る。

また、減税についても、私も民友連としての

主張は、六兆円の恒久減税だ。少なくとも所得

税、住民税は三兆円制度減税ということを言って

いるわけで、こういった減税をやろうとすれば、

今の財政構造改革法案が足かせになるのは当然のことなんです。

ささらに前進をするような環境をつくることは當然、これに向ける所要の措置は講じなければならぬ、こうしたことありますて、緊急な危機を回避をする施策というものは、その都度時のことによって見通しが誤ったといふのであれば、結果として、それはそれとして受けとめる

ということです。しかしながら、予想を超えた、そういうことありましたことに對して、内閣として、政治としてのやり得べきことは全力を尽くさせ措置をさせていただいたといふので

御理解を得たいと思います。

○北脇委員 私は、今の大臣の答弁を伺つて大変

残念に思ひます。というのは、この委員会での議論というのは、やはり議論が議論として成り立つ

ためには筋を通して議論し合う、どちらの言つて

いることが正しいか、正しくないかということが

国民の皆さんに判断していただけるよう、そ

うであります。

ささらに前進をするような環境をつくることは當然、これに向ける所要の措置は講じなければならぬ、こうしたことありますて、緊急な危機を回避をする施策というものは、その都度時のことによって見通しが誤ったといふのであれば、結果として、それはそれとして受けとめる

ということです。しかしながら、予想を超えた、そういうことありましたことに對して、内閣として、政治としてのやり得べきことは全力を尽くさせ措置をさせていただいたといふので

御理解を得たいと思います。

○北脇委員 私は、財政構造改革法案には反対を

いたしました。そして、今大蔵大臣、そして總理大臣がおつしやつてあるような財政構造改革と景

気対策というのは矛盾するものではないんだとい

うこの議論は、私は論理的には誤りだと思つてお

ります。

というのはどういうことかと申し上げますと、

確かに財政構造改革の目標というのは二〇〇三年

に置かれております。赤字国債の発行をゼロにす

る、そして財政赤字をGDPの3%以内に抑える、これは確かに二〇〇三年ですから、今から五

年先の目標で、それだけを見れば中期的な目標と

いいますか、課題というふうに見えるかもしれません。しかし、そここの、二〇〇三年の目標を達成

するために、もう直ちにそれに取り組んでいか

なければいけない。少なくとも平成十年度予算か

らその目標を達成するような予算を組まざるを得

ないということで、平成十年度予算は大変な緊縮

予算になつてゐるわけです。ですから、公共投資

を一つとつてみても、7%を超える削減というこ

とをやらざるを得ない。

また、減税ということについても、やはり減税

財源ということになれば、どうしたって赤字国債

が必要になつてくる。そういつたことで、平成十

年度の予算の税制改正についても、非常にその減

税規模というのは、一兆円に満たないといふよう

なところに抑えられている。ですから、現下の必

要な景気対策、これは公共投資だつてそんなにむ

やみやたらとカットしていくといふのではなくて、

確かにその効率的な施行とか、そういう課題

があります。しかし、量的にこれを急激にカット

していったら景気対策にならない、足を引っ張る

る。

また、減税についても、私も民友連としての

主張は、六兆円の恒久減税だ。少なくとも所得

税、住民税は三兆円制度減税ということを言って

いるわけで、こういった減税をやろうとすれば、

今の財政構造改革法案が足かせになるのは当然のことなんです。

ささらに前進をするような環境をつくることは當然、これに向ける所要の措置は講じなければ

ならない、こうしたことありますて、緊急な危機を回避をする施策というものは、その都度時のこと

によって見通しが誤ったといふのであれば、結果として受けとめる

ということです。しかしながら、予想を超えた、

そういうことありましたことに對して、内閣として、政治としてのやり得べきことは全力を尽くさせ措置をさせていただいたといふので

御理解を得たいと思います。

○北脇委員 私は、今の大臣の答弁を伺つて大変

残念に思ひます。というのは、この委員会での議

論というのは、やはり議論が議論として成り立つ

ためには筋を通して議論し合う、どちらの言つて

いることが正しいか、正しくないかということが

国民の皆さんに判断していただけるよう、そ

うであります。

ささらに前進をするような環境をつくることは當然、これに向ける所要の措置は講じなければ

ならない、こうしたことありますて、緊急な危機を回避をする施策というものは、その都度時のこと

によって見通しが誤ったといふのであれば、結果として受けとめる

ということです。しかしながら、予想を超えた、

そういうことありましたことに對して、内閣として、政治としてのやり得べきことは全力を尽くさせ措置をさせていただいたといふので

御理解を得たいと思います。

○北脇委員 私は、財政構造改革法案には反対を

いたしました。そして、今大蔵大臣、そして總理大臣がおつしやつてあるような財政構造改革と景気対策というのは矛盾するものではないんだとい

うこの議論は、私は論理的には誤りだと思つてお

ります。

というのはどういうことかと申し上げますと、

確かに財政構造改革の目標というのは二〇〇三年

に置かれております。赤字国債の発行をゼロにす

る、そして財政赤字をGDPの3%以内に抑える、これは確かに二〇〇三年ですから、今から五

年先の目標で、それだけを見れば中期的な目標と

いいますか、課題というふうに見えるかもしれません。しかし、そここの、二〇〇三年の目標を達成

するために、もう直ちにそれに取り組んでいか

なければいけない。少なくとも平成十年度予算か

らその目標を達成するような予算を組まざるを得

ないということで、平成十年度予算は大変な緊縮

予算になつてゐるわけです。ですから、公共投資

を一つとつてみても、7%を超える削減というこ

とをやらざるを得ない。

また、減税ということについても、やはり減税

財源ということになれば、どうしたって赤字国債

が必要になつてくる。そういつたことで、平成十

年度の予算の税制改正についても、非常にその減

税規模というのは、一兆円に満たないといふよう

なところに抑えられている。ですから、現下の必

要な景気対策、これは公共投資だつてそんなにむ

やみやたらとカットしていくといふのではなくて、

確かにその効率的な施行とか、そういう課題

があります。しかし、量的にこれを急激にカット

していったら景気対策にならない、足を引っ張る

る。

また、減税についても、私も民友連としての

主張は、六兆円の恒久減税だ。少なくとも所得

税、住民税は三兆円制度減税ということを言って

いるわけで、こういった減税をやろうとすれば、

今の財政構造改革法案が足かせになるのは当然のことなんです。

ささらに前進をするような環境をつくることは當然、これに向ける所要の措置は講じなければ

ならない、こうしたことありますて、緊急な危機を回避をする施策というものは、その都度時のこと

によって見通しが誤ったといふのであれば、結果として受けとめる

ということです。しかしながら、予想を超えた、

そういうことありましたことに對して、内閣として、政治としてのやり得べきことは全力を尽くさせ措置をさせていただいたといふので

御理解を得たいと思います。

○北脇委員 私は、今の大臣の答弁を伺つて大変

残念に思ひます。というのは、この委員会での議

論というのは、やはり議論が議論として成り立つ

ためには筋を通して議論し合う、どちらの言つて

いることが正しいか、正しくないかということが

国民の皆さんに判断していただけるよう、そ

うであります。

ささらに前進をするような環境をつくることは當然、これに向ける所要の措置は講じなければ

ならない、こうしたことありますて、緊急な危機を回避をする施策というものは、その都度時のこと

によって見通しが誤ったといふのであれば、結果として受けとめる

ということです。しかしながら、予想を超えた、

そういうことありましたことに對して、内閣として、政治としてのやり得べきことは全力を尽くさせ措置をさせていただいたといふので

御理解を得たいと思います。

○北脇委員 私は、今の大臣の答弁を伺つて大変

残念に思ひます。というのは、この委員会での議

論というのは、やはり議論が議論として成り立つ

ためには筋を通して議論し合う、どちらの言つて

いることが正しいか、正しくないかということが

国民の皆さんに判断していただけるよう、そ

うであります。

ささらに前進をするような環境をつくることは當然、これに向ける所要の措置は講じなければ

ならない、こうしたことありますて、緊急な危機を回避をする施策というものは、その都度時のこと

によって見通しが誤ったといふのであれば、結果として受けとめる

ということです。しかしながら、予想を超えた、

そういうことありましたことに對して、内閣として、政治としてのやり得べきことは全力を尽くさせ措置をさせていただいたといふので

御理解を得たいと思います。

○北脇委員 私は、今の大臣の答弁を伺つて大変

残念に思ひます。というのは、この委員会での議

論というのは、やはり議論が議論として成り立つ

ためには筋を通して議論し合う、どちらの言つて

いることが正しいか、正しくないかということが

国民の皆さんに判断していただけるよう、そ

うであります。

ささらに前進をするような環境をつくることは當然、これに向ける所要の措置は講じなければ

ならない、こうしたことありますて、緊急な危機を回避をする施策というものは、その都度時のこと

によって見通しが誤ったといふのであれば、結果として受けとめる

ということです。しかしながら、予想を超えた、

そういうことありましたことに對して、内閣として、政治としてのやり得べきことは全力を尽くさせ措置をさせていただいたといふので

御理解を得たいと思います。

○北脇委員 私は、今の大臣の答弁を伺つて大変

残念に思ひます。というのは、この委員会での議

論というのは、やはり議論が議論として成り立つ

ためには筋を通して議論し合う、どちらの言つて

いることが正しいか、正しくないかということが

国民の皆さんに判断していただけるよう、そ

うであります。

ささらに前進をするような環境をつくることは當然、これに向ける所要の措置は講じなければ

ならない、こうしたことありますて、緊急な危機を回避をする施策というものは、その都度時のこと

によって見通しが誤ったといふのであれば、結果として受けとめる

ということです。しかしながら、予想を超えた、

そういうことありましたことに對して、内閣として、政治としてのやり得べきことは全力を尽くさせ措置をさせていただいたといふので

御理解を得たいと思います。

○北脇委員 私は、今の大臣の答弁を伺つて大変

残念に思ひます。というのは、この委員会での議

論というのは、やはり議論が議論として成り立つ

ためには筋を通して議論し合う、どちらの言つて

いることが正しいか、正しくないかということが

国民の皆さんに判断していただけるよう、そ

うであります。

ささらに前進をするような環境をつくることは當然、これに向ける所要の措置は講じなければ

ならない、こうしたことありますて、緊急な危機を回避をする施策というものは、その都度時のこと

によって見通しが誤ったといふのであれば、結果として受けとめる

ということです。しかしながら、予想を超えた、

そういうことありましたことに對して、内閣として、政治としてのやり得べきことは全力を尽くさせ措置をさせていただいたといふので

御理解を得たいと思います。

○北脇委員 私は、今の大臣の答弁を伺つて大変

残念に思ひます。というのは、この委員会での議

論というのは、やはり議論が議論として成り立つ

ためには筋を通して議論し合う、どちらの言つて

いることが正しいか、正しくないかということが

国民の皆さんに判断していただけるよう、そ

うであります。

ささらに前進をするような環境をつくることは當然、これに向ける所要の措置は講じなければ

ならない、こうしたことありますて、緊急な危機を回避をする施策というものは、その都度時のこと

によって見通しが誤ったといふのであれば、結果として受けとめる

ということです。しかしながら、予想を超えた、

そういうことありましたことに對して、内閣として、政治としてのやり得べきことは全力を尽くさせ措置をさせていただいたといふので

御理解を得たいと思います。

○北脇委員 私は、今の大臣の答弁を伺つて大変

残念に思ひます。というのは、この委員会での議

論というのは、やはり議論が議論として成り立つ

ためには筋

いう議論をしなかつたら、私は国会で議論する意味がなくなつてしまつと思うのです。ですから、私は、できるだけあいまいな聞き方をしてないよう

に、理屈を通して聞いているつもりです。

ですから今、私のお聞きしたことは、財政構造改革というのは既にもう当面の、来年度予算とい

うところに影響が出ているといいますか、拘束されているわけですから、それは決して中期的な問題ではなくて、当面の、現下の経済に対してどう経済財政運営をしていくかという問題なので、こ

れはもう今の景気対策に直結していると。だから、何というか、矛盾しないとか二者択一ではないんだということは間違いやないですかと申し上げているので、そのことは私の考え方だつたのでしたらそういうふうにおっしゃつていただければ結構なんですねけれども、もし私の考え方方が間違つているとすれば、どういう点において

違うのでしたらそいつを異にするのが間違つているというか、大臣と見解を異にするのが間違つているというか、それをちょっとお教えいただきたいと思うのですが。

○三塚国務大臣 二者択一のところをもう一回お

聞かせください。

○北脇委員 私どもの考え方方は、財政再建を優先するか、景気対策を優先するか、これが私は二者択一だと思うのです。景気対策を優先するんだつたら財政再建は当面棚上げせざるを得ない、だからこれは二者択一になつてゐるんだと思うのですね。しかし、総理それから大蔵大臣は、二者択一ではないと言われるのですが、私はそれが理解できません。

ですから、二者択一ではないといつて、つまり財政再建も、新年度予算で財政再建を追求しながら景気対策も同時にやるといつて思ひます。私は、これはできないと思います。そのところのお考えをお聞かせいただきたいということなんですねけれども。

○三塚国務大臣 その前提の置き方と考え方が違います。

既に編成を終えて、法案として平成十年度予案、財政投融資計画案、これを提示し、関係法律も出させていただいておるわけでございまして、特に税制、制度改革については八千四百億円、法人税、土地税制、証券税制、ネット減税を含めてこれをやらさせていたいたわけでございまして、このことによつてもたらされる経済効果等、経済に活力を与えるでありますよ、と思っておるわけでございまして、総合的にぎりぎりいっぱいの手立ての中でそれをやり抜いたことだけは間違ひございません。

そのことをまず成立を期して、執行をしていくことによって経済運営に資していくかなければならぬのではないでしようか、こう申し上げておりますが、委員言われるとおり、これは一時休止しまして新たに予算編成をもう一回補正のよくな形でやられたらどうですかといつうふうに意味をとつたものですから、それは到底できないことあります。本予算を出して、本予算の審議をお願いしておるのに、また、政府の基本方針を法律に従つて出させていたいたいおるわけですから、それに二兆四減税をしつかりと下支えにさせていただき違背することは困難でございまして、大変な事態になることだけは間違ひありません。

ですから、ワンパッケージで補正予算、そして二兆四減税をしつかりと下支えにさせていただきながら、三十兆体制の金融不安解消、危機管理に従事して、日本の産業の血である金融が盤石の体制を何としてもつくらなければならぬ、こういうふうにしてしまう。

ことでござります。

○北脇委員 ただいまのお話の中で、私、別に新年度予算について、補正予算云々などいうふうなことを申し上げるつもりはありませんので、それは

それとも、公共事業の場合は、しかし、内容的に精査をしていただければ、そのことは社会資本充実という観点で効果が上がつておるもの、こういふ言い方を申し上げさせていただいたところあります。

既に編成を終えて、法案として平成十年度予案、財政投融資計画案、これを提示し、関係法律も出させていただいておるわけでございまして、特に税制、制度改革については八千四百億円、法人税、土地税制、証券税制、ネット減税を含めてこれをやらさせていたいたわけでございまして、このことによつてもたらされる経済効果等、経済成長ないしは景気回復にどういう影響があるかと

いうことを考えれば、公共投資といううのが国民総生産を決める一つの要素であるわけですから、それは個人消費であるとか設備投資であるとか住宅投資であるとか、そいつたものと並んだものとしてあるわけですから、そこのところの公共投資の金額が量的にカットされれば、幾ら中での公共投資、公共事業の執行を効率化したって、その公共投資であるとか、そいつたものと並んだものと

してあるわけですから、そこのところの公共投資の金額が量的にカットされれば、幾ら中での公共投資、公共事業の執行を効率化したって、その公共投資であるとか、そいつたものと並んだものと

直すとか、あるいはやり方を見直すとか、そういう改革はやつていかなければいけないです。そ

ういう改革をやることによりまして、必要なことを申し上げるつもりはありませんので、それはそれに公共事業が回りますと、それは質がよくなりますがから、経済の拡大にも役立つ面はあるわけでございます。

また、具体的なお話として公共投資のことにお触りになりました。それで七%のカットを実行しているけれども効率的な執行に努めるんだ、こういうお話をしたけれども、ではそのことが経済触になりました。それで七%のカットを実行して、いわゆるゼロ国債というのを一・五兆円、補正予算に計上いたしました。そういう公共事業の効率化を進めつつも、景気の情勢には配慮をしておるわけでござります。

そういう意味で、金融に対する対策、それから税制、予算による対策、全体として景気をよくするようにあらゆる努力を払っている。

ただし、中長期的な財政構造改革、財政の仕組みあるいはやり方を効率的にするという地道な作業は継続ながらそういう景気対策は講じているとおもふる意味で、二者択一じゃなくて、両方の目的を

ござります。

○溝口政府委員 おっしゃいますように、公共投資の支出を削減いたしますと、有効需要としてはマイナスにきいてまいります。財政構造改革の中で、公共投資も効率的に実行しなければいかぬという要請がござります。それから、財政構造改革は、中長期的、まあ二〇〇三年までに財政の赤字を三%まで、GDPに対する赤字を削減するという目標がござります。

そうしますと、公共事業について見ますと、むろ過去におきました、バブルの崩壊の後、景気対策のために非常な拡大をしたわけでございました。公共投資のGDPに対する割合は、この間に非常に高くなつておる。あるいは、そういう中でむだなことは行われていないかということを見直すべきだという声はたくさんあるわけでございまして、そういう要請にこたえるために、量を削減しつつも、配分を見直すとか、あるいは価格を見

を込めておっしゃるわけですから、そこを、万全の措置を込めるという、そういう気持ちじやなく、その政策自体が客観的に内外から見ても、いや、もう日本政府は経済再建、景気対策に本当に本気なんだなとわかるのをやれば、別に一人一人が力を込めて答弁しなくて、それはメッセージとして伝わるわけですよ。そのところがはつきりしないものだから、政府の打ち出していくいろいろな政策が、思つたほどのマーケットの反響を得られないということが続いている、そういうふうに思います。

それで、私の意見としてそのことを申し上げておきます。

それで、次に今度の減税策の基本のことここでござりますので、大蔵大臣に改めてお聞き申し上げるのですが、これはもうたびたび同僚委員からも申し上げていることです。さきの臨時国会までは財政再建が重要だということで特別減税を否定しておられたけれども、今回実施することとした理由というのをもう一度端的にお教えただきたいと思います。

○薄井政府委員 端的に申し上げまして、昨年の例えこの時期、総合的な経済の状況を判断した際に、景気に対して税制で何をすべきかということに関しては、結論的には九年度の税制改正で行つたことがベストであると考えたわけです。その背景には、御存じのように平成六年、七年、八年と、むしろ五兆円とか五・五兆円のネット減税を制度減税なり特別減税でやってきたわけでございます。

私は、税制面からだけ申し上げますけれども、財政なり赤字公債がたくさん出てしまった財政構造が経済自体に悪影響を与えるのではないかといふことが、むしろ私ども心配でございました。したがいまして、その制度減税と一緒にやることを決めておりました消費税率の引き上げにつきましても、予定どおりさせていただくことが大事である。確かに、九年度と十年度では、その境目

では大きな増税ということになるかと思いますけれども、その前に五・五兆円の減税を三年続けて、十六・五兆円やつきました。もうそろそろ大丈夫かなと思つたのが去年の状況でございます。

結果的には、この夏、秋に、それではだめであるということで、特別減税を今回させていただいているという状況でございます。

○北脇委員 今の税の方の説明では、何というか、一面しかとらえられてないという感じがしますので、今まで、本会議などの答弁、それから総理大臣の記者発表などを見ますと、日本の経済状況とかアジアの経済の問題、そういうことが特によつと受けとめられています。ですので、そこのところの日本経済との関係、そしてアジア経済との関係をどのように見て今度の特別減税に踏み切られたかという、そこをちょっと答えていただきたいと思います。

○薄井政府委員 御指摘の点と私が先ほど述べた点が違うことを説明しているつもりではございませんでした。

言葉足らずでしたので補充いたしますが、去年の四月以降の経済の動きを見ますと、私どもが去年の今ごろ考えていた状況と違う状況になってしまった。それがアジア経済の状況であり、あるいは金融をめぐる新しいいろいろな情勢であつたという意味での政治的な意味合いを含めて日本は新しい決断をしたんだということは、そのアバンシスメント効果というものが總理はお見えになつたかとは思いますが、純粹に経済的な面で言えば、減税をすればその分消費に結びつくことは間違いないと思つております。

○北脇委員 今の点で、私は昨年、財政構造改革の特別委員会で経済政策のこととちょっと質問いたしましたことがあります。

○北脇委員 そのときの答弁は、経済企画庁長官と大蔵大臣から御答弁があつたのですが、経済企画庁長官の方の答弁では、景気対策ということについても、いわゆる財政出動というような赤字国債あるいは建設国債を発行して、そのお金で減税をするなり公共事業をして、そのお金でまた物を買つていてただくという方向ではなしに、むしろ国際的な経済の展開の中で、日本を生産拠点として選んでいただけるようなイコールフッティングの経済的な条件を整える、あるいは規制緩和を促進する、そういうような方向で景気回復、経済対策をやつてしまつた中で、では、税はどういうことを考えたか。構造的に何をするかというときに、私どもここ二、三年考えていたことは、例えば法人税について、課税ベースを広げても税率を下げることが経済構造にプラスである。例えばベンチャーエンタープライズとかこれから発展するような産業にとつてみれば、税率が低い方が、課税ベースが引当金などがなくても非常に有効である。そういう意味で、私どもは構造的な改革として法人税の改革に手をつけおりました。そういう財政構造改革あるいは経済構造改革あるいは金融システム

御答弁がございました。

ですから私は、この当時の、財政構造改革特別委員会の当時の政府の経済財政運営の基本的な考え方方では、片方に財政再建ということも課題としてあり、減税とかそれから公共投資の増とすることによって日本の景気回復、景気対策に資する。そのことが円安に歯止めをかけて、アジアの通貨不安の連鎖、これの防波堤になろう、そういうような考え方という理解でよろしいのでしょうか。

私はそういうことだと思います。ただ、一画、いい意味での政治的な意味合いを含めて日本は新しい決断をしたんだということは、そのアバンシスメント効果というものがお見えになつたかとは思いますが、純粹に経済的な面で言えば、減税をすればその分消費に結びつくことは間違いないと思つております。

○薄井政府委員 純粹に、経済理論的に、減税をすればこれが消費に幾ばくかは結びついでいくという意味で、これを否定される方はいないと思うのです。

ただ、先ほども私申し上げましたように、ここ平成六、七、八年と、税の世界でいえば、三年にわたって五・五兆円のネット減税を続けています。一方で赤字国債もたくさん出させていただいている。そういう財政がこのままいくとすれば、これは金利を通じて経済にマイナスになる。赤字を拡大していく場合には経済にマイナスになる、これも事実です。これも経済理論的にはそうだと思ひます。したがつて、財政構造改革といふものに手をつけたということをございます。

そうした中で、では、税はどういうことを考えたか。構造的に何をするかというときに、私どもここ二、三年考えていたことは、例えば法人税について、課税ベースを広げても税率を下げることが経済構造にプラスである。例えばベンチャーエンタープライズとかこれから発展するような産業にとつてみれば、税率が低い方が、課税ベースが引当金などがなくても非常に有効である。そういう意味で、私どもは構造的な改革として法人税の改革に手をつけおりました。そういう財政構造改革あるいは経済構造改革あるいは金融システム

改革、そういうことをやりつづきましたから、去年のこの時期には特別減税はもうやめさせてくださいということを申し上げました。

しかし、その後、アジアの状況あるいは金融をめぐる状況の中で、このままではどうにもならないという状況の中で、追加的に減税をすれば、それはそれなりにプラスの点がありますから、財政構造改革が許す範囲内で何かできるかといったときに、二兆円の特別減税であろうということで結びついた。

先ほど来、言葉足らずで、三度も御答弁申し上げて申しわけありませんが、決してあることが絶対だめだということではなくて、それぞれプライオリティーなりその状況に応じて判断していくものだと思います。そういう意味で、私ども、特別減税をしないで済むような状況であることを望んでいたわけですから、そうではないということことで、今回の状況になつているということになります。

○北脇委員 次に、経済企画庁の方に、今度の二兆円の特別減税の経済効果ということについてどのように見ているかということをお尋ねいたしました。

というのは、最近出ました日銀の一月の金融経済月報などを見ても、今、家計部門で雇用・所得環境が非常に悪化してきているということがあるのですから、所得を形成するメカニズムというのではどうか、それが弱まっているので、特別減税が実施に移された場合、ある程度現在の低迷からは持ち直すことが期待できるけれども、基本的には個人消費の目立った回復は期待がたいと考えられるというような見方が出されております。

ですから、そういう全体的な経済状況特に所得とか雇用の伸びが非常に鈍化しているという中で、それから金融の不安、先行き不透明さ、そういうものもある中で、この二兆円の減税というものの経済効果をどのように考えておられるかといふことをお聞きしたいと思います。

○奥田説明員 御説明申し上げます。

景気はこここのところ足踏みとも言える状態が続いているりますが、このよな事態に対しまして、民間需要中心の自律的安定成長を図る方向で、規制緩和を初めとする緊急経済対策を実施するとともに、平成十年度税制改正におきましては、土地譲渡益課税の重課制度の撤廃、地価税凍結等、土地の有効利用促進及び取り組みとしては、土地譲渡益課税の重課制度の撤廃等の改革が行われることとなつております。

これら規制緩和や税制改正につきましては、法律改正等、国会での御審議をいただき成立しますことが必要でありまして、その施行は春以降となります。

一方、秋口以降の複数の金融機関の経営破綻による金融システムに対する信頼感の低下、本年四月一日からの早期是正措置の導入を控えての金融機関の貸し出し態度の一層の慎重化、アジアの経済危機の深刻化が見られる中で、本年一二三月期が経済運営にとって極めて重要な時期となると判断しております。

この一二三月期という重要な時期より所得課税の特別減税を行いますことは、金融システム安定化策等のさまざまな措置と相まって、消費者、企業の経済の先行きに対する信頼感の回復につながることから、景気に効果的に作用すると考えております。

○北脇委員 今答弁では、この一二三月期に今

の特別減税の効果があるというふうに見ていると、この特別減税を行いますことは、金融システム安定化策等のさまざまな措置と相まって、消費者、企業の経済の先行きに対する信頼感の回復につながることから、景気に効果的に作用すると考えております。

○薄井政府委員 率直に申し上げて、なかなか計数的に申し上げることはできないわけでございますが、先ほど申し上げているように、財政構造改革というものの重要性を踏まえつつ、この時期に何ができるかという最大限の工夫をすると、今の一兆円減税という手立てになつたわけでございまして、これがもう組み込まれているというならば、それだけにぜひともこれを早く実施させていただいて、この効果を見たいという気持ちであります。

○北脇委員 私の立場といいますか考えとして、先ほど申し上げているように、この減税についてもつと規模を大きくして、そして制度化することも恒久化していくのが必要だという考え方でございます。

あわせて、政府の経済財政運営についても、基本的な政策転換をするんだということを明確にアピールするべきだと思つんで。財政再建といふことももちろん課題ではあるけれども、当面、景気対策、経済再建を優先する。その限りにおいては、赤字国債の発行が一時ふえても、そういう

とかスーパーとか家電量販店、そいつたところはどこもよくない。百貨店とかスーパーなんかはバーゲンを例年よりも繰り上げてやつてているというような状態だということなので、そこら辺はないかということを申し上げて、この点の質問は終わりたいと思います。

次に、景気対策のことについてどうお考えになつておられるかといたことを、ちょっとと答えにくい問題かとは思うんですが、お尋ねしておきたいと思います。

と申しますのは、この一月二十一日まで株価が六日続けて上昇した。これは久しぶりのことだと

いうことなんですが、これは私は既に対策として提案されている政府の景気対策、それを好感して株価が伸びたんではなくて、それはもう当然組織込み済みだと。そうではなくて、それにプラスアルファがあるということの期待による株価の上昇だと思うんです。

その材料を与えているのは、例えば自民党の幹事長が一月二十日の講演で、状況が思わしくなければ財政構造改革の目標を先送りしても追加景気対策を講じることもあり得るという、それを示唆する発言をしている。それから、政調会長も一月二十二日に、三月末には株価対策をやるんだ、検討しているというような発言をした、こういったような発言があつて、これは政府側ではなくて与党側の発言ではありますけれども、そういうことがマーケットに好感されているんじやないかと思つんです。

追加景気対策あり得べしという期待で株価が今週はよかつたとという見方を私はするし、そういう見方がマスコミでもかなり支配的だと思うんですが、この見方そのものについては政府はどういうふうにお考えでしようか。

○溝口政府委員 株式市場におきましてはいろんな投資家が参加をするわけでございます。国内の投資家ももちろん参加いたしますし、海外の投資家も参加するわけです。またマーケットでは、マーケットトーナメントと言われますけれども、いろいろなことが材料にされます。そういうものを報道

したでしようか、官邸記者団との会見、すべてを挙げてやらせていただくということと、報道されたとおりであります。

○北橋委員 総理の記者会見で知る限り、なぜその決断をしたのか。それによりますと、アジアの経済、通貨危機が深刻であることがしみじみとわかつたということと、予想外に国内経済が悪くなつたからということを挙げておられます。

要するに、日本国内の景気をよくするためにやらなければならぬということだと思つのですが、その場合、二兆円という赤字国債まで出して対策を打つわけでございますから、なけなしの大好きなお金だと思います。特別減税のよしさはさておきまして、限られた厳しい財政の枠で仮に二兆円を使つという場合に、いろいろな選択肢があると思います。

よく昔から言われてきたことは、設備投資減税といふのは一番効果があるのではないか、二番目に公共投資などのかな、三番目に所得減税かなといふことは、これはいろいろなモデルがあるようですが、それが概に正しいとかよく私はわかりませんが、しかし私は、所得税減税がこの時点において一番いいアイテム、選択肢であつたかどうかというのは、これは疑問でございました。

そういう意味で、景気対策、経済対策だけを考えた場合には、ほかにも選択肢があつたのではないか。総理が決断されたわけですから主税局の方もその準備に入られるわけでござりますけれども、そういう議論はないのでしょうか。

○薄井政府委員 本件につきましては、総理の御決断を受けて準備させていたいたいということで選択の余地がないわけですが、推測するのも失礼なことになるかもしれません、その前日にまつりました平成十年度の税制改正の内容が、それこそ昭和四十年以来の法人税改革であった。確かにネット減税分は三千三百億円で、私は大きいと思いますが、これをどう見るかは別にして、税率を二七・五から三四・五に下げるということは私

どもの経験からすると極めて大きな決断を法人税について行つてはいる。また、ピッグバンということで、金融関係税制につきましても長年議論しが乘数効果を通じて波及していくので、平均的なケースの場合は公共事業の方が景気刺激効果のものがあるというようなこともあります。

そういうものが前日にまとまつてある中での要するに、所得減税ではなかつたのかなと私が個人的に推測なつたものが前日にまとまつてある中でのなつたからということを挙げておられます。

○北橋委員 減税の効果がどの程度あるのかといふのは、民間のエコノミストもいろいろ計算してきました話に決着をつける。さらには、土地税制についても御存じのような改正を行つた。

そういうものが前日にまとまつてある中での要するに、所得減税ではなかつたのかなと私が個人的に推測なつたからということを挙げておられます。

それは、民間のエコノミストもいろいろ計算してきました話に決着をつける。さらには、土地税制についても御存じのような改正を行つた。

その結果、二兆円という赤字国債まで出して対策を打つわけでございますから、なけなしの大好きなお金だと思います。特別減税のよしさはさておきまして、限られた厳しい財政の枠で仮に二兆円を使つという場合に、いろいろな選択肢があると思います。

よく昔から言われてきたことは、設備投資減税といふのは一番効果があるのではないか、二番目に公共投資などのかな、三番目に所得減税かなといふことは、これはいろいろなモデルがあるようですが、それが概に正しいとかよく私はわかりませんが、しかし私は、所得税減税がこの時点において一番いいアイテム、選択肢であつたかどうかというのは、これは疑問でございました。

そういう意味で、景気対策、経済対策だけを考えた場合には、ほかにも選択肢があつたのではないか。総理が決断されたわけですから主税局の方もその準備に入られるわけでござりますけれども、そういう議論はないのでしょうか。

○薄井政府委員 本件につきましては、総理の御決断を受けて準備させていたいたいということで選択の余地がないわけですが、推測するのも失礼なことになるかもしれません、その前日にまつりました平成十年度の税制改正の内容が、それこそ昭和四十年以来の法人税改革であった。確かにネット減税分は三千三百億円で、私は大きいと思いますが、これをどう見るかは別にして、税率を二七・五から三四・五に下げるということは私

ござりますと、平均的な場合は平均的な消費性向がついては行つてはいる。また、ピッグバンといふのは、民間のエコノミストもいろいろ計算してきました話に決着をつける。さらには、土地税制についても御存じのような改正を行つた。

ただ、政策を選択する場合にはそういう平均的なケースだけじゃございませんで、経済の状況あるいは資源分配の観点からどういう政策を講ずべきかということも検討しなければいかぬわけでござります。例えば公共事業につきましては効率化が決めたことですから事務当局としてはその方向で走らざるを得ませんが、私はどう考へても、現時点において同じ額の対策を打つ場合に、所得税減税よりもほかにもっと景気浮揚効果のあるものが得られないかと思うのです。もう現実決まります。

大蔵省の見方としまして、例えば公共投資であるとか設備投資減税などいろいろな選択肢がありますが、やはり今の景気浮揚効果のあるものが得られないか考へても、現実決まります。

ただけるのでございます。そこで、さりとては、現時点において同じ額の対策を打つ場合に、所得税減税よりもほかにもっと景気浮揚効果のあるものが得られないか考へても、現実決まります。

大蔵省の見方としまして、例えば公共投資であるとか設備投資減税などいろいろな選択肢がありますが、やはり今の景気浮揚効果のあるものが得られないか考へても、現実決まります。

大蔵省の見方としまして、例えば公共投資であるとか設備投資減税などいろいろな選択肢がありますが、やはり今の景気浮揚効果のあるものが得られないか考へても、現実決まります。

大蔵省の見方としまして、例えば公共投資であるとか設備投資減税などいろいろな選択肢がありますが、やはり今の景気浮揚効果のあるものが得られないか考へても、現実決まります。

ございますと、平均的な場合は平均的な消費性向がついては行つてはいる。また、ピッグバンといふのは、民間のエコノミストもいろいろ計算してきました話に決着をつける。さらには、土地税制についても御存じのような改正を行つた。

ただ、政策を選択する場合にはそういう平均的なケースだけじゃございませんで、経済の状況あるいは資源分配の観点からどういう政策を講ずべきかということも検討しなければいかぬわけでござります。例えば公共事業につきましては効率化が決めたことですから事務当局としてはその方向で走らざるを得ませんが、私はどう考へても、現時点において同じ額の対策を打つ場合に、所得税減税よりもほかにもっと景気浮揚効果のあるものが得られないか考へても、現実決まります。

大蔵省の見方としまして、例えば公共投資であるとか設備投資減税などいろいろな選択肢がありますが、やはり今の景気浮揚効果のあるものが得られないか考へても、現実決まります。

大蔵省の見方としまして、例えば公共投資であるとか設備投資減税などいろいろな選択肢がありますが、やはり今の景気浮揚効果のあるものが得られないか考へても、現実決まります。

大蔵省の見方としまして、例えば公共投資であるとか設備投資減税などいろいろな選択肢がありますが、やはり今の景気浮揚効果のあるものが得られないか考へても、現実決まります。

大蔵省の見方としまして、例えば公共投資であるとか設備投資減税などいろいろな選択肢がありますが、やはり今の景気浮揚効果のあるものが得られないか考へても、現実決まります。

本のあり方についていろいろと言及されているわけです。そういった意味では、今回、一兆円の減税という選択肢をとられたわけありますけれども、それはいろいろな理由があるかは知りませんが、たまたま朝日新聞の報道したことはありますけれども、単に打ち消せばいいというものではありません。やはり公の報道機関でござりますから、日本政府としてもきちんととしたシグナルを発信しないと、やはりそいつた意味ではこの問題をきちんと解決せねばならぬということで、前段に聞かせてもらいました。

お伺いしますが、サマーズさんと齊藤大使が總理の決断の一週間前にお会いになられて、これも報道しか私ども知りようがないわけございませんが、何でも、アメリカのサマーズさんの方から大使に会いたいと、行ってみると、もっと景気対策やつてもらわなければ困るというようなことが言われたのではないか、そこでこの減税という話が出たのではないか、そのように推測しているわけですね。これは正しいかどうかは、会談メモは恐らく外務省が持っているでしようけれども、きょうの外務大臣もそれを出さない、こう言つてゐるわけですから、我々知りようがないのですけれども。しかし、そんなふうに米国政府から、その新聞を読めば、何か言われて日本もそれをやつたのではないかというふうになつてしまつたのであります。

そういつた意味では、きちんと政府の方も、それはうそであるとか打ち消す、そういうことだけではなくて、やはりその辺をきちんとしてもらつた方がいいと思うのですけれども、何かそのサマーズさんと齊藤さんの話の中で、そんな話が出たのでしょうか。所得税減税という選択肢についてアメリカが希望されるようなそんなお話を聞いておられますか。

○溝口政府委員 今その会談について、私の記憶に余り残っていないわけでございまして、今お答えをすることは私ではできませんが、外務省の方が所管でございますから、外務省の御答弁のとおりではないかというふうに考えます。

○北橋委員 もしそういった報道されたようなことが本当にあれば、アメリカの政府高官から日本

策を前進させていると、評価すべきことはたくさんあると思つております。

そういう中で、土地税制の問題については、住宅とあわせていろいろと対策が講ぜられておりました。急ぎの質問だったものですから十分通告させていただかなくて大変恐縮でござりますけれども、私ども、学者や評論家の言い分もいろいろと時間のある限り勉強させていただきますけれども、いわゆる庶民感覚といいますか、そういった感覚でいろいろな方にお話を聞きますと、どんな話は当然大蔵省に行くわけですから、もし本当にあれば、大蔵省の方は知っていますよね。審議官の耳に入っていますよね。ということは、知らないといふことは、それはないのですね。確認しておきます。大蔵省は、そのサマーズ・齊藤会談で所得税減税の話が出たという話は一切知らないのですね。

○溝口政府委員 私は記憶にございません、先ほど申し上げましたように、いや、そういうことがあつたのかどうかというのも、今ございませんし、ないと思います。

○北橋委員 いずれにしても、この事実関係といふのは副長官を含めましてもう一度予算委員会の方でやらせていただきますが、私はやはり連合と一緒になつて運動した立場からすると、たとえ消費マインドが冷えてることによって経済波及効果が小さいとしても、これはこれとして歓迎すべきことだ、こう思つております。

しかしながら、ある新聞によると、その総理大臣の記者会見の写真の真下に、アメリカ政府と日本政府との間にそういうやりとりがあつたかも外圧を受けて日本政府がその選択肢をやつたようなことが書かれています。それが政治問題化してこの国会で取り上げられて、そして結局新聞社に抗議をするあるいは打ち消すというレベルで終わっているのですけれども、それは果たしてそういうレベルの問題であろうか。やはりそれはきちんとして、与野党の政争の具にせずに解消をしていかなければいけないので、これが果たしてそういうふうに思つておきました。

さて、今度はいろいろと、自民党税調そして政府税調の中でも、私も若手ながら細川政権のとき未席を汚させていただいて勉強させていただきましたが、本当に厳しい財源の中でいろいろな対

しておりまして、一兆円近い対応をしておりま

す。これが悪いという意味ではなくて、したがつて、これをどんどん拡大していくことが適当かと言わると、税の立場からはちゅうちょしてしまって、これをどんどん拡大していかなければいけない。住宅政策上何が大事かとということを詰めていたいと思います。ただ、絞つていただきた税制対策をしていただけます。

○北橋委員 ありがとうございました。中途半端で終わってしまうんですけれども、時間が参りましたので、終わらせていただきます。

○吉井委員 次に、吉井英勝君。

私は、きょうは特別減税の問題について、議題となつておりますこの問題で、いろいろ質問も

ついて思い切つて援助をしていくというのは、まだ理論的に大変難しい壁があるとお考えですか。

○薄井政府委員 住宅取得促進税制というのがございまして、これが昨年度の改正ですけれども、かなりまた拡充し、また一方で整理もしているのですが、この中でリフーム部分も、限度はありますけれども、対応していると承知しております。

○北橋委員 これは拡充すればするほど相当の波及効果があるんではないかなという気がするんですが、そういう見通しといいますか、考え方をお持ちでないですか。

○薄井政府委員 景気対策の話と似たところがありまして、やればやる分だけその分プラスだといふ論理もそれは否定できないんですけども、私ども、税全体を担当している立場からしますと、どちらかというと、個人所得課税について言う

のは、政府の実績見込みによれば、前年度比マイナス〇・四%で、これは五五年以降では初めて前年度比マイナスとなつていて、この本当に深刻な事態です。消費の落ち込みは大変な事態だということが言えると思います。

一方で、来年度の経済見通しの方では、実質民間最終消費支出の伸びを二・五%と、極めて大きな伸びを見込んでいるわけですが、一年限りで二兆円の特別減税で、民間最終消費一・五%の伸びを大蔵大臣は本当にこれが実現できるとお考えなのか、まずこの辺のところから質問をやつていきたいと思います。

○溝口政府委員 御指摘のように、政府見通しに

おきましては、九年度の消費はマイナスが見込まれておきます。それから十年度は、やや戻りまして、実質で二・五ぐらいの成長が見込まれております。政府見通しの作業の中心は経企庁でござりますけれども、私どもも参考してやつておるわけでございまして、その観点から申し上げますと、九年度の消費の伸び悩みは二つの要素があると思います。

一つは、九年度の伸びの低さは、消費税の駆け込み需要が八年度にございましたから、八年から九年度を比較しますと、その分だけで九年度の伸びは低くなります。

もう一つは、先ほど私申し上げましたけれども、年末にかけまして、消費マインドが……(吉井委員「それで二・五%は達成できるんですか」と呼ぶ)それで、十年度につきましては、一つは、消費税引き上げの要素といふのは、九年度と十年度の関係ではなくなります。それから駆け込み需要の関係もなくなります。

それから、政府の景気対策とかいろいろございまして、全体的に所得の伸びが期待されるわけでございまして、それに伴いまして消費の回復は見込まれるということござります。

○吉井委員 もう先ほど紹介しましたように、不況型倒産非常に深刻な事態にあり、実質民間最終消費支出も本当に落ち込んでいるわけなんです。そういう中で、大臣、特別減税を一年で打ち切れば、その後はまた事実上二兆円増税ということがあります。

○三塚国務大臣 毎回、ただいま委員が言われましても大丈夫だ、特別減税をやめても景気は回復して、景気の腰折れない、こういうふうにお考えになつていらつしやるのか。少なくとも二兆円の特別減税は、九八年分だけじやなしに九九年分以降も継続すべきやないかと思うんですが、大臣、これはどうですか。

○三塚国務大臣 每回、ただいま委員が言われました趣旨の御質問には同じことを、基本をお話を聞いて恐縮なんありますが、それが基本でありますから、また私も、そう進めることが極めて我が家

国経済を不安、不透明から解放しまして、下支え、前進をするものと信じておるゆえんからであります。

ワンパッケージで、安定化システム、特別措置法、預金保険法改正案とともに三十九兆の安定化策、金融システムの安定、国民各位の預貯金に対する安心、経済に対する生活に対する安心の備えであります。それと、政府機関を駆使しまして、二十五兆の緊急融資体制、貸し渡り対策でございますが、民業の補完、こういうときにこそ政策、金融システムの安定、国民各位の預貯金に対する安心、経済に対する生活に対する安心の備えであります。それと、政府機関を駆使しまして、二十五兆の緊急融資体制、貸し渡り対策でございますが、民業の補完、こういうときにこそ政

府機関が全力を尽くすことが大事でありますから、督励をして取り組んでおるところであります。それと補正予算。まず、このワンパッケージを何としてもお通しをいたぐ。一月一日から減税がスタートを切るわけでござりますから、今月中の成立を補正予算とともに、システム安定とともに一括で御審議を賜るというお願ひを申し上げておるところであります。

それが成立をして前に進みますと実効があらわれてくるでありますよし、倒産につきましては、御心配のような増勢ではなく、安定した方向で取り進められるかな、こう思つております。

特に、この際委員に、貸し渡り、回収などといふことが行われておるということで、予算委員会

でも、御心配のような増勢ではなく、安定した方向で取り進められるかな、こう思つております。

そこで、御指摘のような増勢ではなく、安定した方向で取り進められるかな、こう思つております。

○吉井委員 私は、実質民間最終消費支出の問題を言つてきたわけですね。これは、民間のさまざまなもので、全力を尽くしてやつておるところでありますので、また御連携をいただければしっかりと対応します。

○吉井委員 私は、実質民間最終消費支出の問題を言つてきたわけですね。これは、民間のさまざまなもので、全力を尽くしてやつておるところであります。そこで、御連携をいただければしっかりと対応します。

伸ばす力になるのに、こここのところについて、二・五%という数字は挙げられたんだが実現できるのかといつたら、ワンパッケージの話は出でるが、具体的にはここは出てこないのでですね。

ところが、政府のやろうとしているのは、法人税減税や地価税凍結など、大企業の方は恒久減税なのですね。消費に結びつく所得税、住民税の減税、国民向けの方は一年限りの特別減税だけだと。これでは話は本末転倒じゃありませんか、大臣。

○薄井政府委員 平成六年度に、私どもは、所得課税について三・五兆円の減税を制度減税として行います。それは、このワンパッケージを何としてもお通しをいたぐ。一月一日から減税がスタートを切るわけでござりますから、今月中の成立を補正予算とともに、システム安定とともに一括で御審議を賜るというお願ひを申し上げておるところであります。

そこで、御指摘のような増勢ではなく、安定した方向で取り進められるかな、こう思つております。

○吉井委員 全然違う話をしているのですよね。

そこで、日経新聞の昨年の十二月十七日付に、法人税減税についての経団連の試算というのを掲載しております。それによると、例えトヨタ自動車は、法人税減税を強力に主張してきた経団連会長を務めた企業ですが、そのトヨタは四年連続増益で、九七年三月期の経常利益は六千二百億円で日本一ですよ。そのトヨタが、来年度の法人税減税で八十四億円の減税となります。

それだけじゃないのですね。国税庁が発表した地価税の申告税額というのを見ますと、トヨタは、九七年の地価税納税額は三億三千五百五十五万円、九三年から九七年までの五年間に合計四十一億一千三百万円を納税しているのですが、地価税凍結で、九八年度からはこれがゼロになるわけです。

日本一の利益を上げているトヨタの方は、法人税減税と地価税凍結で、それだけで年間九十億円減税が必要であるというふうな試算を出したりもしておりますが、消費購買力を高めて個人消費をして恐縮なんありますが、それが基本でありますから、また私も、そう進めることが極めて我が家

と子供二人の四人家族という平均的な家庭で、減税額はわずか六万五千円、それも一年ばかりでですね。大臣、これは余りにもひどい話じゃありませんか。

〔浜田(靖)委員長代理退席、委員長着席〕

○薄井政府委員 先ほど申し上げましたが、個人所得課税について三・五兆円の減税をしました。その結果、今の、例えば平均的なサラリーマンの個人所得課税の負担といふのは、実にアメリカの半分の低さです。したがって、日本の所得課税が税負担の水準として重いか軽いかという議論をしたときには、これは十分に日本は低いと考えております。

○吉井委員 まず、租税負担の問題につきましては、御指摘は、景気対策ということでおっしゃっています。

このように、税制は制度でございまして、その中に成立を補正予算とともに、システィム安定とともに一括で御審議を賜るというお願いを申し上げておるところであります。

○吉井委員 まさに、法人税についても土地税制についても大きな手は加えていないわけでございます。

このように、税制は制度でございまして、そのプロセスといいますか、何年かけて全体をよりよい税体系に持つていているということについてやりました。このときは、法人税についても土地税制についても大きな手は加えていないわけでございます。

そこで、御指摘のような増勢ではなく、安定した方向で取り進められるかな、こう思つております。

○吉井委員 まさに、法人税についても土地税制についても大きな手は加えていないわけでございます。

日本一の利益を上げているトヨタの方は、法人税減税と地価税凍結で、それだけで年間九十億円減税が必要であるというふうな試算を出したりもしておりますが、消費購買力を高めて個人消費をして恐縮なんありますが、それが基本でありますから、また私も、そう進めることが極めて我が家

いるのであります。

さて、最近の景気の悪化に歯どめをかけるためには、やはり大臣、大銀行への三十兆円の公的資金投入や大企業への減税ではなくて、庶民の懐を直接暖めて、国内総生産の六割を占める個人消費の拡大に直接役立つ二兆円所得減税を「一年限りではなくて九九年度分以降も継続すること」とし、そして消費税率を3%に戻して五兆円の消費税減税を行うこと、こういうふうにやはり直接消費購買力を高めて不況を開拓する、そこにこそ進むべきなのじやありませんか。

○薄井政府委員 景気あるいは消費を拡大するという観点からの御指摘だと思いますが、それを総合的にいろいろな手立てを講じてやることによって政府見通しのような経済を想定しているのが政府の立場でございます。

税制から申し上げますと、景気対策だからまさに単年度でやっていけるわけでございまして、もし恒久的な減税を個人所得課税についてするべきだとおっしゃるならば、それは恒久的な所得階層別の負担のあり方を議論すべきであって、それは先ほど申し上げたように、日本の通常の所得者の場合、主要先進国に比べて格段に低いという実情にあって、それが悪いということではなくて、その実情を踏まえて御議論いただきたいと思います。

○吉井委員 今私が言っているのと全然違つことを言つていらつしやるのね。

それで、私は、まず恒久減税の話ではなくて、今とりあえず言つたのは、九九年度分も引き続いでこれをやるということを考えるべきじゃないかということを言つているのですよ。大体論点が、景気悪化に歯どめをかけるためには、まず消費を暖める、そこそこ力を入れるべきじやないかということを言つているわけですよ。

それで、大蔵大臣、橋本総理は二十日の予算委員会で、私に対して、特別減税を「継続しないで」も大丈夫な経済状態にしたい」と答弁をされました。あなたも聞いていらつしやったと思うので

す。ところが、経済の実態は今どうなのか。

日本銀行は二十日、今度初めて金融経済月報を公表しましたが、景気の現状については、「家計支出を中心とする内需減速の影響が、生産面や雇用・所得面に及びつあり、企業マインドも悪化している。景気の先行きについては、「今暫くは停滞色の強い展開が続くものとみられる。」企業や家計のコンフィデンスの一層の低下、などの景気下押しリスクが発生することがないか、十分な注意を払っていく必要がある。」としておりますし、朝日が今月の中旬に行つた主要百社緊急アンケートでは、景気は緩やかに下降あるいは悪化しているという企業が七十一社、七二%ですね。今後の景気の懸念材料に個人消費の低迷を挙げているのは七十社、七〇%ですよ。景気対策の要求では八割近い企業が減税に言及しました。中でも、所得税減税の拡大や恒久化による消費の刺激といふのが圧倒的ですよ。

大蔵大臣、やはりこういう不況が長引いて景気がさらにも悪化しても特別減税など追加的減税は必要ないという立場に立つのか、そういうことが断言できるのかどうか。私は、ここところは大臣の方にきみと伺いたいと思います。

○三塚国務大臣 橋本首相の言を引いてあなたも聞いておつただらうと、全くそのとおり、聞いておりました。

何回も申し上げるわけですが、ワンパッケージのこの緊急対策と景気下支えの補正予算、それと、貸し済り対策の解消のためにこれまで二十五兆円の段取りをしておるわけであります。十年度当初予算もめり張りをきかして効果的な実効性の上がる事業体系をと、こういたしておりますし、財投計画によつてそれぞれの公社公團がこれまた実効性の上がることで全力を尽くす、こういうことでありますから、この段取りが、今月中に、減税関連法案と安定関係法案が補正とともに

○吉井委員 大蔵大臣は昨年の通常国会のときにも、「四半期の第一期にはそれなりの影響は受けますが、後半は一・九%の成長が達せられる」と確信に満ちた答弁をされました。しかし現実は、完全に間違つていました。その責任をどう感じていらっしゃるかということがあるのであります。

また政府は、来年度の経済見通しで国内総生産、GDPの伸びを一・九%と見込んでいたんです。結局、先ほど二・五%の実質民間最終家計消費支出についての目標が本当に実現できるのかと聞いても、これは自信がないから答えがなかなかつかないのか知りませんが、なかつたわけです。が、民間のシンクタンクは軒並み大体〇%台から一%前後の見通しを出しています。

だから、この一年限り二兆円の特別減税に固執すれば、これは、やはり昨年犯した見通しの誤りを再び繰り返すことになるというふうに思っています。私は、そこのところについては、大臣の方に特別減税の継続など、きちんととした考えが必要じやないかと思うんですが、これは大臣、どうですか。

○三塚国務大臣 景気の見通し、経済成長の見通し、御紹介はそのとおりであります。予想をはるかに超える現象の中で、九年度は〇・一%といふ見通しも先般発表したところであります。

それはそれとして、十年度、着実に一・九が実現できるよう、ただいま申し上げましたワンパッケージ、万全の態勢で臨んでおりますので、ここで橋本首相の言葉を引用します。一分一秒でも早くこの法案が成立するようになると、昨日も約九時間ここで早く始まらないかなとお待ちをさせてお願いを申し上げます。

○吉井委員 昨年は、「一・九%の成長が達せられる」と非常に自信を持つて断言をされました。きょうは、ことしは達成できるようとに努力目標を込めてお願いを申し上げます。

私は、今回の経済に対する政治的な対応を次のように理解をいたしております。

御承知のとおり、五十年間に及ぶ制度疲労が本全体の各分野に及んでまいりました。このために、橋本総理は六つの改革を掲げて選挙をして、そして自由民主党は約半数の信頼を得て、自由民主党党だつたらやつてくれるだろう、そして大きな期待を込められて負託を受けたわけです。

しかし、今の日本の国全体の国体の制度は、疲労もこぎますし、バブル経済の破綻といふこと

対策は必要なんですよ、今のこの冷え込んだ深刻な消費不況を開拓するには、せめて、国民の懐を直接暖める二兆円の特別減税継続と、消費税率をもとの3%に戻して五兆円、合わせて七兆円の底

も、四半期の第一期にはそれなりの影響は受けます。後半は一・九%の成長が達せられる」と確信に満ちた答弁をされました。しかし現実は、完全に間違つていました。その責任をどう感じていらっしゃるかということがあるのであります。

最後に、このことについて大臣の決意を伺つておきたいと思うんです。

○三塚国務大臣 前段申し上げましたことをまた御懇請を申し上げさしていただきます。

同時に、倒産しますと雇用の問題が深刻になります。この問題を、労働大臣、通産大臣、この間も閣僚懇談会の中で強く申し述べ、また、私は事務方に、この雇用体制の完璧を期するように、こういうことで全力を尽くさせていただいてまいります。

○岩永委員 大臣のお言葉のよう、一分一秒でも早くこの法案が成立するようとに、この間も約九時間ここで早く始まらないかなとお待ちをさせてお願いを申し上げます。

○吉井委員 時間が参りました。終わります。

○村上委員長 次に、岩永峯一君。

○岩永委員 大臣のお言葉のよう、一分一秒でも早くこの法案が成立するようとに、この間も約九時間ここで早く始まらないかなとお待ちをさせてお願いを申し上げます。

○吉井委員 時間が参りました。終わります。

○村上委員長 次に、岩永峯一君。

○岩永委員 大臣のお言葉のよう、一分一秒でも早くこの法案が成立するようとに、この間も約九時間ここで早く始まらないかなとお待ちをさせてお願いを申し上げます。

私は、今回の経済に対する政治的な対応を次のように理解をいたしております。

御承知のとおり、五十年間に及ぶ制度疲労が本全体の各分野に及んでまいりました。このために、橋本総理は六つの改革を掲げて選挙をして、そして自由民主党は約半数の信頼を得て、自由民主党

を含めて、人の体に例えれば、私は、成人病にかかったのではないか、こんなことで、その対応を六つの改革でてきたと。成人病というのは、御承知のとおりに、食事療法もしなきやならぬし、また、運動して体力の回復もしなきやならぬということで、かなり中長期的な見通しで人体の回復を見ていかなきやならぬ、このように思っていたわけでございます。

そこで、診断を受けたがんが出てきたというようなことで、早速がん治療をしなきやならぬということが私は今の橋本内閣のとらえている緊急対策ではないか、このように思つておるわけでござります。銀行そして証券の倒産、金融不安、急速な景気の低迷、貸し渋り等による一般企業への波及、アジア各国の急速な金融、景気の悪化等が私はがんだ、このように例えてみたい、このように思つておるわけでございます。

それで、今対応しているのが三十兆円の金融対策、二兆円の減税そして各種の税制、そして補正をも含めたかなり大きなパッケージであろう。私ども、国会に一年余りではありますけれども、率直に申し上げまして、五百兆円に及ぶ財政構造改革のための精いっぱいの審議を昨年してまいりました。だかましまして、それに加わってまいりました。だから、むしろ我々が国会へ来た使命というのは、この大きな借金を次の世代に絶対送つてはならぬ。そして、今の青年あたりに話を聞きますと、岩永さん、何をしてくれなくともいいから、ひとつ借金だけはないように、そして七〇%に及ぶ国民負担率というものを解消してほしい、こういう責務を帯びて上がってきたと思うのですが、景気が、また今回の金融破綻というものがそれにつき大きな問題を提起してくるということでございますので、私どもはそのことに対する対応を緊急にしながら、財政改革もやつてもらわなきやならぬ、こういうような思いでございます。

だから、野党の皆さん方が質問されているように、急に提案されてきたではないか、このようにおっしゃるわけでございますが、私どもは、この

ことに至った総理の決断というのは本当に、大変厳しい環境の中で、そして全体が財政構造改革をしていかなきやならぬというムードの中で、この提案についてはかなりの決断をもつてなされた、このように思つております。

その十七日、二兆円減税の決断をされたときでございますけれども、相當な国民からのタイムリーな決断だという賛同があつたわけでございました。心を持つて見たのは、連合の筆森清事務局長が、先ほどもお話をございましたけれども、首相の決断を高く評価する、そして二兆円規模では十分とは言ひ切れないけれども、これを即時実施して国民の先行き不安を一日も早く解消すべきだ、こういう談話を見発しておられますし、牛尾経済同友会の代表幹事、日経の根本会長、そして私どもの関西の経済人もほとんどそれに同調をしておられるわけでございます。私自身も、総理というものが、一国のリーダーというものは、こういう決断が大変大事だ、そして、それをされたりーダーとしての資質に大きく感心をしたわけでございます。

そこで、大蔵大臣に、ずっと先ほどから同じ質問ばかりを受けておられるわけでございまして大変恐縮に思つておらずでございますが、私ども一生懸命に税制をやつてきた、そしてその中で急にこの話が出てきた、そして、結果はすばらしいものであつたが、あのときには私自身も驚きを覚えた、こういうことでございまして、三塚大臣が最初に総理からこの話を聞かれたときに、今の財政構造改革、そしてずっと進めてきた党の中の状況をして大臣も大蔵大臣として大蔵省の先頭に立つてござりますから、そういう点で、今次の関係法案の成立に全力を尽くしていくしかなければなりませんし、委員各位にはずっと御審議に御参加をいただく、これ当然のこととありますけれども、そういう中で、敬意を表しながら、万般の御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

○岩永委員 できるだけ質問を詰めてまいりたいと思っております。

私自身は、野党の皆さん方が六兆円の減税を言つておられますけれども、これは基本的に財政構造改革をきつちりしなきやならぬ、こういうふうに思つておりますので、むしろ今のこの二兆円という金額でも相当多額である、このように考えております。ましてや、一月の源泉徴収からその効果が出てくることになるわけでございますが、大蔵省は経済の現況をどのようにとらえておられて、そして今後をどう見通しておられるかとい

ります。アシア通貨が日本に不安定をもたらす、日本も秋以降の大型倒産等々で不透明さを一段と増していく、そういう中で、市場に対する、経済に対する不安感が国民各位の中に浸透していく。景気は気からとよく言われますとおり、まさに気であります。不安感を除去するということがこの際の基本であると、橋本首相の会見のときにも言われたところであります。

全般を通観し分析をして、一大決心をしたことあります。すべて政治の結集として決断をし、これが不安感を除去し国民生活の安定、国民经济の伸展につながるものと、こう決心したこととを高く私も共鳴をしながら、事務方を鼓舞をし、制度減税が終わつた後の決断でありますけれども、これに全力を尽くしていただき、三党の協力、自民党的の税制の本件に対する対応、こういうことの中で決着を見ることをできましたこと、大変幸せなことであつたし、政治はやはり安定してこそ力が出ます。

政治が混乱をしますと経済は混乱をするわけでござりますから、そういう点で、今次の関係法案の成立に全力を尽くしていくしかなければなりませんし、委員各位にはずっと御審議に御参加をいただく、これ当然のこととありますけれども、そういう中で、敬意を表しながら、万般の御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

○岩永委員 できるだけ質問を詰めてまいりたいと思っております。

私自身は、野党の皆さん方が六兆円の減税を言つておられますけれども、これは基本的に財政構造改革をきつちりしなきやならぬ、こういうふうに思つておりますので、むしろ今のこの二兆円という金額でも相当多額である、このように考えております。ましてや、一月の源泉徴収からその効果が出てくることになるわけでございますが、大蔵省は経済の現況をどのようにとらえておられて、そして今後をどう見通しておられるかとい

ことが第一点。

そして第二点は、本委員会でこの減税法案と金融安定のための法案を審議中でござりますけれども、金融システムが全体に健全にならぬ効果というのがどういう形で出てくるとお考えになつておられるか。

そして三つ目は、経済は生き物でございます。景気回復が、私は、現在講じておられるパッケージでもつて十分に効果は上がつてくる、このように信じておりますが、万一今後とも景気低迷が続くということになつた場合に、さらに大幅な減税を行つていうような、新たな景気対策を考えられるか、それとの関連をどう考えておられるか。

こういうことを御質問申し上げまして、簡単で結構でござりますので、きょうは六時に終わりたといふ理事の皆様の方の御要望でござりますので、できるだけ切り詰めて御答弁をいただければそれで結構でございます。

○溝口政府委員 最初に、経済の現状と見通しでございますが、現状につきましては、バブルの後のいろいろな問題を抱え、構造問題を抱えた上に、夏以降アシアの通貨問題、あるいは秋以降金融機関の破綻等によりまして、企業、家計の景況感に戻しさが見られ、これが実体経済に影響を及ぼしてきておる、そういうことで、景気は足踏み状態にあるということをご存じますが、こういう状況を踏まえまして、こういう緊急の事態に対処するために、先ほど申し上げております財政、金融両面にわたる措置をとつたわけでございまます。こういうものが予算、補正予算に含まれておるわけでございまして、こういうことを実施することによって、景気は政府見通しにありますように回復の方向に向かっていくというふうに考えております。

○山口政府委員 金融の対策との相乗効果でござりますが、やはり、例えばたんす預金のお話もい

いろいろ出ておりました。不安が不安を呼ぶと非常に皆さんのが保守的になつてくる、そういうことで、今回の金融対策も、安定化対策をお認めいただきますと、そこに気持ちが、安定の方に向かうというふうなことで、大変効果は相乘的にあるのであるうといふに思います。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○岩永委員 大臣、ありがとうございました。我々、総理初め大臣のとど、精いっぱいついてまいりますし、一日も早い審議がされますように最大の努力をしたい、このように思いますので、國家国民のために景気浮揚の御尽力をひとつ、大変でございましょうけれどもお願い申し上げまして、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○村上委員長 岩永委員、審議促進のための御協力ありがとうございました。

○秋葉委員 次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 私も、持ち時間十分ですが、できるだけ審議促進に協力をしたいと思いますが、何点か大事な点ですの伺いたいと思います。

今回の特別減税、総理が最終的に決断をされたわけですが、それに至ったプロセスで、きょうも本会議の質疑もありましたし、この委員会でも何度か指摘されている点ですけれども、その中で、社会民主党としても特別減税を行なうべきであるという主張をずっとしてまいりました。野党の皆さん、それからその他国民的にも非常に広い範囲での減税の提案があつたわけですが、それを無視した理由、最終的には総理決断で減税することになったわけですねけれども、その時点から振り返って、我々の提案を無視したことなど、どういうふうに正当化されるのか、その点をまず大蔵大臣伺いたいと思います。

○三塚國務大臣 無視、正当化した理由はいかんりまして、財政構造改革法制定に向けての審議中もこれあり、年度当初予算、九年度でありますが、昨年一月から全体会議、与党三黨の幹部を中心を訴えているのだということをおっしゃいました

心に、政府も入りまして真剣な論議を進めておりました。

そういう中で、財政構造改革の実を上げるためには、こういったことで、三党協議の中でそ

のことを取り進めたところでございます。そ

ういう中で、正当性を主張する、声高にやるなど

という氣はありません。

政治の原点は、この国の危機、国民の生活の危機、こういうものをしかと認識したときに有効な手立てを講ずるということは当然のことでありま

すので、報道等で秋葉委員も御案内のとおりの経過の中で、ASEANから帰りました十六日の未

明、そういう伝達がそれになされまして、十

七日の朝の会議、三党幹部がいるところで改めて橋本首相からその決心の経過と決意を申し述べ、協力の要請があつて決定が行われた、こういうこ

とであります。

○秋葉委員 これは過ぎたことですから、過ぎた

ことについて愚痴を言つても始まらない話な

のですが、この経験から実はより建設的な教訓が得られるのではないかと思ひますので、その点について問題提起をして、お考えを伺わせていただきたいと思います。

それは、我々は、閣外協力という形ですけれども、連立政権を形成しております。社会民主党

は、自由民主党といろいろな違うところがあるの

ですが、私たちの党的アイデンティティとい

ますか、一つの方向性として、やはり社会的に弱い立場にある人たちの声を代弁するということを

一つの中心に据えてやつております。ほかの政

党がそれをやつていなといふことを申し上げて

いるつもりです。

例えば、今回のような危機にあっても、あるいはその他のさまざまな問題が生じた場合に、こう

いった弱い立場にある人たちのところに最も早く

その兆候があらわれる。かつて大江健三郎さん

は、文学者は例え核の危機について、ちょうど

ドカナリアのように時代の先取りをしてその危機

を訴えているのだということをおっしゃいました

けれども、社会的に弱い立場にある人たちは、自分たちの痛みを通じて、身をもつてそれを感じ、

その声を出しているわけですが、例え我々の特

別減税の要求、主張というのは、そういつた声が何とか現実のものにならないかという党的立場であります。

そういつた立場を、いわば危機が大規模に訪れる兆候としての危機にもう少し耳を傾ける態度と

いうのが大蔵省にあり、あるいは自民党的側にももつとあれば、その謙虚さというものががあれば、より有効なタイミングでこの減税が行えたのではないか、そんな気がいたします。

つまり、連立政権のメリットをもつと生かす方

法があるのじやないか。そのため、やはり大蔵大臣にも、自民党的一員でもいらっしゃいます

し、大蔵省の代表でもあるわけですから、そう

いった形での連立政権を生かすといった方向で、ぜひこの教訓を、将来の、危機がないことは祈り

ますが、危機あるいは政策決定の上で生かしていく

ただきたいと思いますが、大蔵大臣、いかがで

しょうか。

至らぬところも時についたのかなと秋葉委員の御質疑を聞きながら感ずるところもあります。そ

れぞれのところにそれぞれにまた私は伝達をして

まいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○秋葉委員 もう一つ、今回の減税の効果について伺いたいのですけれども、詳細については野党の皆さんのがいろいろと詳しい数字を挙げたりして質問なさっていますので申し上げません。例え

ば、特別減税を行うよりは消費税の税率を下げる

といつた方が景気刺激策としてはより有効である

う、どちらかといふともう常識になつてゐると考

えてもいいと思ひますけれども、どうしても現在

の規模の、今の時点での二兆円の特別減税では十

分な効果が期待できないのじやないか、そんな声が非常に広範にあります。

それを象徴的に示しているのが、きょうニュースが流れましたけれども、自民党、そして大蔵省

としては、この後できるだけ早く、二月のどこか

とを決定した、それも、株価のいわゆるPKOと

いうのが一つと、公共事業に投資を行うといふ、

その二本立てだというニュースが流れてしまいま

した。大蔵省としてはこういったことについて、

こういつた景気刺激のための追加策、これを大蔵

省も一緒に協力をしてやつていらつしやるのかどうか、伺いたいと思います。

○溝口政府委員 御指摘の報道の事実は、事実関係について承知しております。

政府といいたしましては、先ほど申し上げてお

ります財政、金融両面にわたる措置を提案してい

るわけございませんから、これが一刻も早く成立

いたしまして、それが実施に移せるということが大変大事ではないかというふうに考えております。

○溝口政府委員 御指摘の報道の事実は、事実関係について承知しております。

政府といいたしましては、先ほど申し上げてお

ります財政、金融両面にわたる措置を提案してい

るわけございませんから、これが一刻も早く成立

いたしまして、それが実施に移せるということが大変大事ではないかというふうに考えております。

○秋葉委員 確認しますが、その追加策というものは考へていませんといふことによろしいわけですね。

○溝口政府委員 ちょっとと言葉足らずでございま

したが、御質問が、自民党がそういう景気対策を

考へているといふ報道があるがどうだといふこと

だつたと思います。(秋葉委員「大蔵も一緒に

やつておるのかと聞いたのです」と呼ぶ)

まず自民党の方でそういうことをやつておる

していませんから、その後の話も同じだと思うわ

けでござります。

○村上委員長 質問時間が終わりましたので、これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○村上委員長 ただいま議題となつております各

案中、内閣提出、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案に対する質疑は、これにて終

局いたしました。

四一

次回は、来る一月二十七日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十一分散会

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法

(趣旨)

第一条 この法律は、平成十年分の所得税について、特別減税を行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法(昭和四十年法律第三十号)第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二 非居住者 所得税法第六十四条第一項各号に掲げる非居住者をいう。

三 特別減税前の所得税額 平成十年分の所得税につき、この法律の規定を適用せず、かつ、所得税法第二編第二章第四節、第三章及び第四章並びに第六十五条の規定、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三条の三第四項後段、第八条の三第四項後段、第八条の四第一項後段、第九条、第九条の五第四項後段、第十条、第十条の二第二項及び第十一項、第十条の三第三項から第五項まで及び第十二条の三第三項から第五項まで及び第十三条の四第三項から第五項まで及び第十四条の二第二項及び第十五条の二第二項まで及び第十六条の二第二項及び第十七条の二第二項まで及び第十八条の四、第二十一条の二第二項まで及び第十九条の二第二項から第八款まで、第三十七条の十、第三十七条の十二、第三十七条の十三、第三十九条、第四十条の二第二项、第二章第五節、第四十一条の七第一項、

第四十一条の十四、第四十二条の十五並びに第四十二条の十七の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第六十八号)附則第二条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)附則第十二条、第十七条及び第十八条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号)附則第六条の規定、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第二十二号)附則第三条、第十条、第二十四条及び第二十五条の規定、災害被災者に対する租税の减免、微減税等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条の規定、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十二条から第十四条まで及び第十六条の規定並びに小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十五条の規定を適用して計算した所得税額をいう。

五 扶養親族 所得税法第二条第一項第三号に規定する扶養親族をいう。

六 確定申告書 所得税法第一条第一項第三十号に規定する確定申告書(当該確定申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書を含む)をいう。

七 給与等 所得税法第一百八十三条第一項に規定する給与等をいう。

八 公的年金等 所得税法第二百二条の二に規定する公的年金等をいう。

第三条 居住者又は非居住者の平成十年分の所得税については、この法律の定めるところによ

り、その者の特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除する。

第四条 前条に規定する特別減税の額は、居住者又は非居住者について一万八千円(平成十年分の所得税につき適用される所得税法第八十三条の所定の額)とす。

第三項に規定する配偶者控除に係る控除対象配偶者は同法第八十四条第三項に規定する扶養控除に係る扶養親族を有する居住者について

(特別減税の額)

は、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一千円を加算した金額とする。

(控除額)

この場合において、当該金額が当該居住者又は非居住者の特別減税前の所得税額を超えるときは、当該特別減税前の所得税額を超過するときには、当該控除をする金額は、当該控除前第二期予定納税額に相当する金額と

(特別減税額)

する。

所得税法第七条第一項各号に掲げる居住者の平成十年分の所得税に係る同条の規定の適用

税特別減税額が当該控除前第二期予定納税額を超えるときは、当該控除した金額と

該控除前第二期予定納税額に相当する金額と

を超えるときは、当該控除をする金額は、当

(以下この号において「控除前第二期予定納税額」という。)から当該控除未済予定納税額別減税額を控除した金額とす。この場合において、当該控除前第二期予定納税額を超えるときは、当該控除前第二期予定納税額に相当する金額と

該控除前第二期予定納税額に相当する金額と

を超えるときは、当該控除をする金額は、当

「除適用公的年金等」という。)につき同法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項及び次項において「当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から年金特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該年金特別減税額が当該当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2. 前項の場合において、年金特別減税額を当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項において「控除未済年金特別減税額」という。)があるときは、前項の居住者が当初控除適用公的年金等の支払を受けた日後最初に当該適用公的年金等の支払を受けた日後最初に当該適用公的年金等の支払者から支払を受けける平成十年中の特定公的年金等(以下この項において「第二回目控除適用公的年金等」という。)につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「第二回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から当該控除未済年金特別減税額が当該第二回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該第二回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とし、当該控除した金額に相当する金額とし、当該控除をしてもなお控除しきれない控除未済年金特別減税額がある場合には、当該控除しきれない控除未済年金特別減税額を、当該第二回目控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該当初控除適用公的年金等(以下この項において「第三回目以降控除適用公的年金等」という。)につき同法の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「第三回目以降控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から順次控除それぞれの第三回目以降控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)

3. 前二項に規定する年金特別減税額は、一万八千円(当初控除適用公的年金等につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の規定により徴収すべき所得税額とする。)

4. 前二項に規定する年金特別減税額は、一万八千円(当初控除適用公的年金等につき所得税法第四編第三章の二の規定による確定申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があった場合には、その更正後の事項)につきこの法律の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

5. 前項に定めるものほか、第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定めることとする。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年二月一日から施行する。

(確定申告に係る特別減税の額の控除に関する附則)

理由 平成十年分の所得税について、特別減税を実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第十二条 第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定に関する必要な技術的説明その他この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)
第一条 この法律は、平成十年二月一日から施行する。

(確定申告に係る特別減税の額の控除に関する経過措置)
第二条 第六条から第八条までの規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する確定申告書に係る平成十年分の所得税について適用する。